

平成27年第9回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成27年12月4日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成27年12月 4日
2. 閉 会 平成27年12月 9日
3. 会 期 6日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1番 三 留 満 | 6番 猪 俣 常 三 | 11番 青 木 照 夫 |
| 2番 薄 幸 一 | 7番 伊 藤 一 男 | 12番 荒 海 清 隆 |
| 3番 秦 貞 継 | 8番 渡 部 憲 | 13番 清 野 佐 一 |
| 4番 小 柴 敬 | 9番 三 留 正 義 | 14番 武 藤 道 廣 |
| 5番 長谷川 義 雄 | 10番 多 賀 剛 | |

2. 不応招議員

な し

平成27年第9回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成27年12月4日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 管外行政調査実施報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 議案第1号 平成27年度西会津町一般会計補正予算（第5次）の専決
処分の承認について

平成27年12月7日（月）

- 日程第1 一般質問（秦貞継 薄幸一 三留正義 猪俣常三 小柴敬）

平成27年12月8日（火）

- 日程第1 一般質問（渡部憲 伊藤一男 長谷川義雄 多賀剛 荒海清隆）

平成27年12月9日（水）

- 日程第1 一般質問（青木照夫 清野佐一）
- 日程第2 議案第2号 西会津町個人番号の利用に関する条例
- 日程第3 議案第3号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 平成27年度西会津町一般会計補正予算（第6次）
- 日程第6 議案第6号 平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算
（第1次）
- 日程第7 議案第7号 平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補
正予算（第1次）
- 日程第8 議案第8号 平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予
算（第1次）
- 日程第9 議案第9号 平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第
3次）
- 日程第10 議案第10号 平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第11 議案第11号 平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算
（第1次）

- 日程第12 議案第12号 平成27年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第13 議案第13号 社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立3号橋）
橋梁上部工工事請負契約の変更契約について
- 日程第14 議案第14号 喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第15 議案第15号 権利放棄について
- 日程第16 議案第16号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 小中一貫教育調査特別委員会の設置について
- 日程第18 小中一貫教育調査特別委員会委員の選任について
- 日程第19 陳情第5号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書
- 日程第20 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第21 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第22 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第24 小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について

平成27年第9回西会津町議会定例会会議録

平成27年12月4日(金)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教育委員長	五十嵐 長 孝
企画情報課長	大 竹 享	教 育 長	新井田 大
町民税務課長	上 野 善 弘	学校教育課長	会 田 秋 広
健康福祉課長	渡 部 英 樹	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
商工観光課長	伊 藤 善 文	代表監査委員	佐 藤 泰
農林振興課長	玉 木 周 司		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第9回議会定例会議事日程（第1号）

平成27年12月4日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託

日程第4 管外行政調査実施報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

日程第8 議案第1号 平成27年度西会津町一般会計補正予算（第5次）の専決処分の承認について

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。

ただ今から平成27年第9回西会津町議会定例会を開会します。(10時00分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、公私まことにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり16件の議案が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情1件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

本定例会の一般質問の通告は、12議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番、小柴敬君、9番、三留正義君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月9日までの6日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

9月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は1件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、委員会に付託いたします。

日程第4、管外行政調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、多賀剛君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 経済常任委員会委員長、荒海清隆君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

まずはじめに、総務常任委員会、ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 続いて、経済常任委員会。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって管外行政調査実施報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会定例会議案付議事件の記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第8、議案第1号、平成27年度西会津町一般会計補正予算(第5次)の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第1号、平成27年度西会津町一般会計補正予算(第5次)の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、本年9月に発生しました関東・東北豪雨により農業施設に被害が発生し、その復旧に係る災害査定に必要な測量設計委託料につきまして、議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、

10月5日付で専決処分により調製いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成27年度西会津町の一般会計補正予算（第5次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億7,409万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。

まず歳入であります。11款分担金及び負担金、1項1目災害復旧費分担金63万円の増は、農地及び農業用施設災害復旧事業に係る受益者分担金であります。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金357万円の増は、今次補正において不足する財源を繰り入れるものであります。

次に歳出であります。11款災害復旧費、1項1目農業施設災害復旧費420万円の追加は、災害復旧に係る災害査定に必要な測量設計委託料の計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、平成27年度西会津町一般会計補正予算（第5次）の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成27年度西会津町一般会計補正予算（第5次）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。（11時34分）

平成27年第9回西会津町議会定例会会議録

平成27年12月7日(月)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教育委員長	五十嵐 長 孝
企画情報課長	大 竹 享	教 育 長	新井田 大
町民税務課長	上 野 善 弘	学校教育課長	会 田 秋 広
健康福祉課長	渡 部 英 樹	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
商工観光課長	伊 藤 善 文	代表監査委員	佐 藤 泰
農林振興課長	玉 木 周 司		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第9回議会定例会議事日程（第4号）

平成27年12月7日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（総務常任委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 秦 貞継 | 2. 薄 幸一 | 3. 三留 正義 |
| 4. 猪俣 常三 | 5. 小柴 敬 | 6. 渡部 憲 |
| 7. 伊藤 一男 | 8. 長谷川義雄 | 9. 多賀 剛 |
| 10. 荒海 清隆 | 11. 青木 照夫 | 12. 清野 佐一 |

（常任委員会会場）

○総務常任委員会……〔議員控室〕（第1会議室）

○議長 おはようございます。平成 27 年第 9 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、おはようございます。3 番、秦貞継です。本日は事前の通告に沿って、町当局に質問したいと思います。

一般質問は初めての経験ですが、町民の皆さんの声を伝え、発展的な議論をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

はじめに、町内教育施設の維持管理についてです。本年 4 月から新校舎での授業が始まった西会津小学校の敷地には、ビオトープが設置されています。移転前の保護者説明会では水生生物の生態観察を行うとの説明であったが、現在の使用状況と今後の活動計画を伺います。また、中学校校舎裏にもビオトープを設置されているが、今後の利活用はどのように考えているのかをお伺いいたします。

どちらも、未来を担う子どもたちの今後の人間教育に必要な環境と私は考えます。町の考えを伺います。

次に、スポーツをとおした健康増進について伺います。西会津町総合計画の基本計画(後期)では、30 歳以上の運動習慣週 1 時間以上の割合という目標値を掲げているが、現在の状況は数値的にはどうか。また、今後は目標達成のためにどのような取り組みを行っていくのかを伺います。

ストレス社会といわれる昨今、普段の私生活においても体を動かすスポーツは大変重要であり、健康の維持のためにも体を動かす運動は、それぞれの年齢に合わせ、多くの方々に取り組んでいただきたい活動と考えます。町民の健康維持の観点から、今後の町の取り組みを伺います。

以上、町からの明快な答弁をいただきたいと思っております。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 3 番、秦貞継議員のご質問のうち、教育施設の維持管理についてお答えいたします。

まず西会津小学校のビオトープは、教育環境の一貫として水生生物等の観察を目的に小学校新設の際、設置したものであります。このビオトープの使用状況に係るご質問であります。今年度はビオトープが新たに設置したばかりであることから、教育活動にどのように活かせるのか、また、水量の変化やビオトープ施設そのものの状況などを確認したところであります。

その結果、夏の時期に水量が激減することがわかりました。このことから、年間を通じて安定した水量を確保できる方法を調査し、早急に具体的な対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、西会津中学校の校舎裏にあるビオトープの今後の利活用についてのご質問にお答えいたします。このビオトープは地下水を循環させるタイプのもので、平成14年度に設置したものであります。しかし、経年劣化等により、汲み上げポンプ等の故障や池の漏水などが進み、現在はビオトープとしては活用していない状況にあります。

今後の対応といたしましては、小学校にビオトープがあることから、それ以外の活用等も含め、中学校と協議を進め、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 3番、秦貞継議員のご質問のうち、スポーツを通じた健康増進についてお答えいたします。

はじめに、総合計画・基本計画（後期）に掲げました数値につきましては、平成26年度に町が実施した生活習慣と健康に関する調査の対象者、30歳から64歳までの数値を引用し、5年後の数値目標を設定したものであります。この調査は、町が5年に1回実施しているものであります。本年度は総合計画・基本計画（後期）の初年度であり、追跡のアンケート調査等は実施しておりませんので、現在の状況を数値的には把握しておりません。

次に、今後の目標達成のために、どのような取り組みを行うのか、とのご質問にお答えいたします。

総合計画・基本計画（後期）では、一人一スポーツの推進と各種スポーツ団体への活動支援等を謳っております。昨年度、町及び町体育協会が実施いたしましたスポーツ行事は、各地区の運動会をはじめ、延べ36事業、実施回数は87回、参加者数は6,089名の町民の皆さんが参加したところであります。

西会津スポーツクラブにおいては、66名の参加者のうち、30歳から64歳までの方は16名加入しており、エアロビクスや筋力ストレッチなどに取り組んでおります。また、社会人が中心となっているスポーツ団体は11クラブ122名の方がバレーボール、フットサル、バドミントン等を実践しております。その他に、町体育協会に加盟している野球、ソフトボールなどの単位スポーツ協会は、7協会の登録があり、各協会が自主的に大会運営などを実施している状況であります。

以上申し上げましたように、町では、町内のスポーツ振興と町民の皆さんの体力の向上、健康づくり、そして自主的なスポーツ団体の活動をさまざまな形で支援しているところであります。スポーツ活動は、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものであります。

町といたしましては、町民の皆さんが気軽に、そして主体的にスポーツや運動に親しむことができるよう、福島ホープスの野球教室をはじめ、各種スポーツ教室や出前講座を開催するなど、スポーツ活動の一層の普及、拡大を図り、総合計画に掲げる目標達成に向け努力してまいりますので、ご理解願います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 明快な答弁、ありがとうございました。ビオトープの件からお伺いいたします。今、課長から説明あったとおり、私も実は同じ問題を保護者から受けておまして、夏場の、結局、今回、非常に好天が続いて、晴れた日が続いて、水が足りなくなったのは確か

にそのとおりなんですけど、私もちょっと写真を撮ったりして調べてはいたんですが、完全にもう下の地面がカパカパになっちゃって、見えるほど水が濁っちゃってましたね。ところどころ少し水は残っているんですが、そこに藻が発生して、夏場、異臭がしてしまったというふうな話を私はお聞きしています。

早急に対応していただけるということで、非常に安心しているところではありますけど、今後の具体的な計画、その計画、もしできているのであれば、今教えていただければありがたいんですが、お願いできますでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

現在、教育委員会で想定しております手段といたしましては、地下水の利用がまずございます。あと雨水、雨水を貯めて利用すると、そういった方法もございます。あとその他、それほど近くではございませんが、田に水を取り込む流水、あれの導入も可能なのかどうか、そちらのほうも検討して、生きた水を学校の中に取り込んで、その中で確実な生態系の確立といいますか、そういった部分を進めていければと、そのように考えております。

以上です。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ありがとうございます。その水の利用からお話を進めたいと思いますが、私は広報にしあいつ8月号で発表しているんですが、今後、保小連携において、ビオトープの利活用をうたっているんですね、保小連携においても有効に利活用を行うような話が出ていたので、私は、結局ただ見るだけじゃなくて、保育園の先生方がよく夏場やっていますが、プールでこう水で先生方が水を囲って、そこで子どもたちを遊ばせているんですが、私はあそこで子どもたちが、その魚や、昔私たちは、小さいころはよく見かけたんですが、ミズカマキリ、ゲンゴロウ、ああいったものが生息するような環境で、子どもたちが水遊びできたら、保育園の子どもたちはもっともっと楽しい、思い出に残る活動ができるんじゃないのかなと思うんです。

今、課長がおっしゃったとおり、地下水の利用、私もどちらかというとそれが賛成なんですけど、申し上げたいのは、おっしゃったとおりで、ただ水を引くだけじゃなくて、その水を使って何をするのかという、その目的意識を持って、その水の確保をすることが非常に大事だと思うんです。

私は、提案なんですけど、どうせやるなら他の市町村が、ああ西会津町のビオトープいいなと、今度視察に行きたいなといわれるようなビオトープをつくったらどうかなと思うんです。

じゃあどう私は考えてきたかという、私は、要はホタルの時期にはホタルが生息して、きれいな、とにかく前提はきれいな水が流れることなんです。それで、ホタルが生息して、夜は地域住民の方々がそこにホタルを見に行き、今度その隣の施設も整備されますよね、椅子と机を並べて、そこにはもう水飲み場もできていますので、地域の方々がそこに行き、夜、こうホタルを眺めたり、要はそこで学校施設ではありますけど、心休めるような空間であつたらどうかなと私は思います。

そういった意味でも、水質ということにはやっぱりこだわらなければならないと思うん

ですが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 ただいま秦議員からの提案がございました。確かに学校ビオトープの意義、存在意義というのは大きく分けて3つございます。まず1点目が学習活動の場としてとらえる。あともう一つが、豊かな人間性の育成の場と、あともう一つ、今ほど議員がおっしゃられた開かれた学校づくり、地域の方々とコミュニケーションを図る場と、そのような形で学校ビオトープをつくっていければと考えております。そのためには、ホテルなり、メダカなりが生息できるような、そのような水質を、水源を、安定した、年間を通して安定した水源を確保すべく、今後早急に調査を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ありがとうございます。私もそう考えます。どうせやるなら、やっぱり地域の方々が愛着を持って、今度例えば、近所の方々がいつもホテルを見に行く場所だから、ちょっと掃除でもしてやるかなと思ってもらえるような、やっぱり地域の方々が愛着を持てるような施設を推進していただきたいというのが願いなんです。そうすれば、たぶん保護者の方々も、それだけ地域の方々が愛着を持っているものですから、喜んで維持管理にはあたると思うんですね。ですので、ぜひその水質に関しては重点をもってやっていただきたいなと思います。

それで、水質の件の次なんです、今後の計画なんです。すばらしい計画をもって水の水質は私はいいと思います。今、課長のお話を聞いて、非常に心が安心しているんですが、要は、それが5年も10年もかかってしまったのでは、これでもまた皆さんの気持ちは冷めてしまうわけですね。今年の4月に開校した学校です。本来であれば開校した当時から、そのすばらしいビオトープが運営されていれば問題なかったんですが、今回こういう、ちょっと本来の目的からちょっとはずれた状態になってしまったと、であれば、それをいかに早く対応して、本来の目的にいかに早く近づけるか、時期的な問題です。ここがあるとと思うんですが、今後の町の対応をお伺いいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

確かに今年の4月から小学校と中学校が施設一体型の学校となりました。それで内容も充実していかなければいけないと、その部分におきまして、ビオトープは大きな意味合いを持っていると考えております。ただ、早急に水さえなんとかなればいいと、そのようなものでもなく、エコスクールとして、子どもたちに教育環境の部分もしっかりと児童や生徒に学んでいただくと、そういった場にするために、5年も6年もはかかりませんが、そういった部分も含めた水源の確保とか、施設の環境整備、それを進めてまいりたいと考えております。早急に頑張って進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 早急にということですので、確かにこの質問を出してから、まだ1週間くらいしか経っていませんので、何とも言えないところでございますが、ビオトープというのは、

子どもたちが歩いて学校の校舎に入るときに、毎日、毎日見る場所なんですね。そういった意味でも、やっぱり子どもたちの気持ちを考えれば、確かに課長がおっしゃったとおり、早急に対応が望まれるところであると思います。急いでやって、大事なことからね、結局本来の目的からまた外れてしまうようなことのないように慎重に対応をお願いしたいと思います。

その同じビオトープで、中学校、今答弁にもありましたが、私は今中学校の保護者をやっています、毎回草刈りにも一緒に協力しているんですが、最初、草刈りしたとき、これ何なのかなと思ったぐらいの荒れ果てた場所でありまして、本当に学校の用務員さんも一生懸命、この間、私も1回見に行ってきたんですが、雨の日だったんですが、もうすでに草刈りが終わってしまっていて、学校の用務員さん、本当に、非常によくあそこを管理していただいているんですね。

ただ、例えば目的があって、子どもたちのためにという維持管理というならまだしも、今、運営していない、水も干上がってしまった。井戸水の出口はあるんですが水は流れていない。今のお話ですと、池の漏水等もあるというお話ですよ。ここに関して、学校を開校してから14年、平成14年度に設置してからですから、13年経過されているわけですが、その間そのままになってきているんですね。

私は、とにかく今の状態は、小学校にも中学校にもビオトープがない状態、一応、施設としては設置されていますが、実際利活用されていない状態がずっと続いているんです、中学校にいたっては。さらに小学校が始まったら、小学校もまだビオトープができません。これもし、もちろん小学校のほうのビオトープを進めるのであれば、今使っていない中学校の校舎のビオトープに関して、早急に方向性を決めて、使うなら使う、使わないなら使わない、使わないならば、さらに有効な利活用がないかどうかというのを早く模索することも大事なんじゃないんでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 秦議員のただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

先ほども答弁申し上げましたように、確かに中学校の裏のビオトープにつきましては、平成20年絡まり、ポンプの故障、あと池の底が抜けて、水を何回こぼしても溜まらないと、そういった状況から、徐々にビオトープとしての活用は難しくなってきました。今回、小学校にビオトープをしっかりとした形でつくるということから、児童生徒両方が使えるようなビオトープとして、今の小学校のほうに一本化したいと考えております。

中学校につきましては、中学校のほうと十分に協議を進めながら、学校施設、あと学校教育に資する、そういった施設なり何なりを今後対応して進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 わかりました。確かに自分もあそこを草刈りやってもう何年にもなりますが、これはちょっとやそつとで使えるような状態にならないというのが正直な感想でございました。しかし、やっぱり、その町がビオトープを使って子どもたちにしてあげたいと思った、その方向性というのは、私はすばらしいと思うんです。要はそれが実行できなかったから問題なんです。であれば、やはり小学校のビオトープを活かすのであれば、先ほ

どの話に戻りますが、早急に計画を立て、いかに早く実行、小学校のほうにもっていくのであれば、小学校のビオトープをいかに有効活用するかがカギになってくると思います。中学校のことにに関して、両方とも一緒に同時進行というのは難しいかもしれませんが、小学校のビオトープを一日も早く使えるように、みんなが愛されるようなビオトープにしていただけるようにお願いします。

あと、私は思うんですが、やっぱり先ほどから申し上げているとおり、地域の皆さんが愛着を持てるような学校じゃなくてはいけないと思います。今回のその藻のことにしても、地域の方々見えています。やはり、今後の学校運営に関しても、学校の保護者や学校の意見を聞くのももちろん大事ですが、子どもを育てるには、地域と学校と先生が三位一体となって育てなければいけないと私は教わりました。であれば、学校の施設の運営に関しても、やはり地域の皆さんの意見を聞くことも大事だと思います。私はあれだけすばらしい小学校ができていくわけですから、地域の皆さんの意見も聞いて、地域に開かれた学校につくっていったらいいなと、今後も未来を築いていく子どもたちのために、町のすばらしい対応、これからも続くことが望まれますので、今後も頑張りたいと思います。

ビオトープの質問に関してはここで終わります。次の質問に移らせていただきます。

次、スポーツ推進をとおした健康増進についてなんですが、数値のチェックはまだ行っていないということなんですが、私、最初にこの数値目標を見たときに、本当に大丈夫なんでしょうかというのが率直な意見でございました。どんな計画もそうですが、何年後にこういう目標を立てるといふのであれば、毎年毎年のチェックや定期的なチェックというのは必要になってくると思うんですが、町の今後の対応はいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 数値に関する質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました生活習慣と健康に関する調査の数値を引用して計画に反映させたということございまして、これに関しましては、今後5年に1回実施するというような中で、また明らかになってくるということございまして。

あと毎年というふうなご質問の件でございますが、年に1回、生涯学習審議会を、年に1回以上ですけれども、複数回開きまして、その中で前年度の評価検証を行っております。それで次年度にさまざまな事業なり、数値なりを反映させるというような作業を行っております。したがって、例えば平成27年度、本年度であれば、来年1年間が終わった中で、今年の活動状況はどうなったのかというようなことは出せるかなというふうに思っております。

したがって、質問の中の数値につきましては、現在、初年度というようにございまして、5年に1回だということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ありがとうございます。そういう内容であれば、やっぱり定期的なチェックというのは必要だと思いますので、その方向で私も賛成だと言っておきます。

ただ、いつも思うんですが、これ人数的にみると、いろいろ参加者、結構いっぱい人が

出ているというふうに私はとらえるんですが、町全体として見たときどうなのかなと思うと、要は1人の人がいろんなところに来ていることもあり得ますし、一人ひとりが一つひとつ違うところに行っているというのは考えられないと思うんです。人数だけ見ればすごく多く見えますが、実は、要は体を動かすことが好きな人がどんどんどん出ているのが実態の一つでもあるんじゃないんでしょうか。

それで、確かに私は目先の対応も必要だとは思いますが、話の趣旨からちょっと逸れるかもしれませんが、やっぱり大人になってどれだけスポーツに慣れ親しむかというのは、幼少期からの取り組みだと思うんですね。極端な話、全然もう運動もしてこなかった、ずっと運動が苦手で全然運動だめだった、だめだったといった子が、大人になって、30歳過ぎたころに、じゃあ運動始めようかと、自分だったらなかなか取り付けない、なかなか取り組めないんじゃないのかなと思うんです。そう考えたときに、私は子どものうちからやっぱりスポーツに慣れ親しむような運動を、目の前の現状対応ももちろん大事ですが、未来に向けて、今からそういった子どもたちに向けても、支援や応援を行っていくというのも大事だと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

幼少期からの取り組みが大切ではないかということかと思えます。議員おっしゃるとおりでございます、私どもとしましても、この辺、重点的に取り組んでいかなければならない分野であるというふうに深く認識しております。

具体的な取り組みを申し上げますと、現在、スポーツ少年団の活動、6団体ほど今年は登録してやっております。そういった中で、春先には全体の結団式、その後におきましては、つい先ごろでございますけれども、各団体の皆さんに集まっておきまして、現在の運営状況ですとか、今後の活動に課題はないかとか、皆さんが自主的にできる部分、それから町がそれを支援する部分、そういった関係について話し合いを設け、これも評価検証、それから来年に引き継いでいくような対策を取っております。そんな中で、子どもたちの、児童生徒の皆さんの健全育成も含めて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

あと、一例をあげますけれども、ふくしま駅伝等に対しての取り組みといたしましては、数年前から、キッズランニングクラブなんかも取り組んでおりまして、中学校をとおして、大きくなっても町に貢献できるような、心も体も健康に育てるような、そういった取り組み、一例をあげればこういった形でやっておりますし、スポーツ以外でも、さまざまな取り組みはしております。

それで、このスポーツに関しまして、この健全育成、それから技術の向上合わせて、西会津町をもっと好きになってもらうような子どもたちになってほしい。それから誇りを持ってほしい。その中で子どもたちの心を育むような活動につながっていけばよろしいのかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 最後のほうにまとめて言おうかなと思っていた考えがあったんですが、今、課長に同じようなことを言われてしまいまして、ああちょっとよかったなというのと、いい

ところ取られちゃったなというのが今あるんですが、ふくしま駅伝もすばらしいと思います。県内の市町村が対抗して1つの目標に向かって競い合う、すばらしい競技だと思いますが、私は自分も、そういうのに携わっているんですが、スポーツ少年団という組織があって、それはいろんな種目に分かれていまして、その方々が、ほとんど自分の、要はほとんどボランティアなんですね。自分の時間を捨てて、子どもたちの健全育成のために一生懸命頑張っているんです。これ1つや2つじゃないんです。さっきおっしゃいましたよね、会議の中で、その意見を聞いていただいて、この間も本当にありがたかったんですが、私はそのスポーツ、確かに1種目とか、例えば1団体にこだわることもいいと思うんですが、そうやって広い範囲で、広い種目の中で、そのスポーツ少年団というものが子どもたちの健全育成のために、今一生懸命取り組んでいるんですね。活動している人たちの話を聞くと、本当に日曜日でも土曜日もあったもんじゃなくらい、子どもたちのために頑張っているんです、無償です、ほとんど。

私は、確かに現在の目の前の投資ももちろん大事ですが、本当に先ほど、子どもたちからの運動に慣れ親しむことは大事だと、これは必要であると、しかも今、肥満児が多いとか、運動能力が低下しているという、今、昨今、子どもたちのことをいわれていますが、そういう意味でも、スポーツ少年団という身近な組織があるわけですから、そういった団体へ、補助なり応援なりをするという形も、子どもにスポーツを慣れ親しませるための1つの手段じゃないかなと考えるんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

まさに先日もスポーツ少年団の代表者の皆さんとタイミングよくお話できる機会がございまして、それで先ほど申し上げましたように、まさに評価検証、PDCAの中で、今後どういうふうにやっていくかというような話し合いを、有意義な話し合いをさせていただいたというふうに思っております。その中で、いくつか課題も確かにございました。少子化の影響もやっぱりいっぱい出ているのかなと、なかなか単一では運営も厳しいというような、あと財源的な話もございましたけれども、そういった話を聞かさせていただきました。

それで、今後どういうふうな対応ができるのかなというようなことですけれども、まずスポ少の皆さんの自主性というのを重んじていきたいというふうに思っております。それを尊重しながら、どういった形がいいのか、時代に合ったスポーツ少年団のあり方というのは、もう少し時間をかけて皆さんで協議しましょうというようなことを話させていただいたところでございます。

それで、私どもスポーツに取り組んでいる目的と申し上げますと、町全体のスポーツの振興、それから町全体のスポーツに携わる人の底上げ、そういった視点で考えているところでございまして、スポーツ少年団も、その当然一部でございまして、先ほどお話ありました幼少のころからの取り組み、大切だろうというようなこともございます。ですからその全体的なスポーツの振興と活動する皆さんの拡大、そういった視点で、さまざま考えてまいりたいと思いますし、スポ少に関しても、もう少し、その関係者の皆さんと話し合いを深めて、よい方向に持ってまいりたいというふうに考えておりますので、その中で具体

的な部分はもう少し詰めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そこなんです、今お話ちょっと出たんですが、自主的、自主性、非常に何かこの言葉で聞いちゃうと、ああそうか自分たちがとってしまうと思うんですが、要はスポーツ少年団の指導者や代表者ですね、これ自主的というのは、活動やその競技をどう、競技をとおしてどう子どもたちを伸ばすか、どうやったら結果を残せるように工夫するか、これは自主的でいいと思うんです。でも活動まで、はい、よろしく願いしますという自主的というのは、私はどうなのかなと思うんですね。ここまで一生懸命やっていたいている方々に対して、自主的という言葉ですべて、要は体育館を貸しますぐらいだと思んですが、あと各種大会の案内だと思いましたが、それは自主的、確かに自主的なのかもしれませんが、本当に子どもたちの未来や、今後スポーツ推進を進めるのであれば、私は自主的、それは活動は自主的です。方向性、私はだからスポーツだけやればいいのかというふうには思っていません。課長が先ほどおっしゃったとおり、私はそのスポーツをとおして人間育成、これが一番大事だと思います。競技がうまければいいじゃなくて、競技をとおすことによって子どもたちがどれだけすばらしい人間に育つか、社会に貢献できる人間に育つかが大事なんです。それを考えれば、町側もやはり自主的という言葉で片付けるのではなく、方向性も一緒に、やっぱり団体の方と考えると、応援して進めていって、はじめてすばらしいスポーツ振興ができると思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長 3番、あまり広げてしまうと、最初の目的と変わってしまうから。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

自主的というようなことも、言葉申し上げました。私、申し上げたい部分、もう少し言葉が足りなかったかもしれませんが、まさにまちづくり基本条例の中で、それぞれの役割というふうな中での協働のまちづくり、そういった意味では、町民の皆さんの役割、それから行政の役割というような意味で、その自主的な部分というのは出てくるのかなというふうに思っております。それから、今後の具体的な活動の支援というような部分かなというふうに思っております。

また、先ほど申し上げましたように、皆さん、スポ少の皆さんとお話した中では、だいたいこの少子化の中で、どういうふうな組織運営が望ましいのか、活動支援というものがあるのかというような部分では、例えばですけれども、一例が出ましたのは、やっぱり組織を一本化していったほうがいいのか、連絡会という言葉も出ましたけれども、それらがどちらがいいのか、それで時代に合っているのはどういうスタイルなのか、やはりもう少し研究する必要があるかというふうに思っております。その中で、例えば組織が新しい形になったということを想定しますと、町としましては、その町全体のスポーツ振興、それから皆さんの活動の支援というこであれば、そういった団体に具体的な支援というのも見えてくるのかなというふうに思っております。

ですから、その、重複しますけれども、本当に町全体のスポーツ振興という視点での支援というような方向が望ましいのかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただ

きたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 熱く話している間に、話が逸れてしまいまして大変失礼しました。私もそうなんです、このあとお話ししようかと思っていたんですが、たまたまスポーツ少年団の話が出て、そちらにちょっと話が逸れてしまったんですが、ほかにも、一般の方々に一生懸命、その健康増進のためだと思うんですが、いろんなスポーツ活動をやっている方々もいらっしゃいます。中には各種、その競技の大会に出て、上位大会を目指すような団体の方々に一生懸命やっていたりいらっしゃる方々もいらっしゃいます。これは町全体で、これは子どもたちだけじゃなく、若い方々ももちろんでございますが、年配の方々でも同じです。いろんな活動をとおして、地域の人たちが集まって、何とか頑張ろうと、健康維持に努めようと一生懸命やっていたりいらっしゃる方々もいらっしゃいます。私はそのスポーツ、個人競技も団体競技もありますが、同じ西会津に住んでいる人たちが、1つの方向性に向かって、1つの活動をする。それはたぶんお互いが自分のことしか考えていないと、なかなか団体というのはまとまらないと思います、一つ一つの競技に関して。でも、それをお互いが譲り合ったり、助け合ったりして、同じ方向、要は体を動かして、お互いに長生きしようね、健康でいようねとやっている団体というのは、私は本当に、この場を借りてですが、本当に頭の下がる、トップで皆さんを引っ張って一生懸命やっていたりいらっしゃる方々というのは、本当に頭が下がる思いだと思います。

ですので、ちょっと先ほどの話と逸れましたが、この町で、一生懸命自主的に頑張っていたりいらっしゃる皆さんがたくさんいます。でも、それをやっぱり町側としても、今後応援していただいて、その中で生きがいややりがいや、西会津に住んでよかったなど、仲間がいるし、同じ方向でまた今度どこどこで会えるから、こう思ってもらえるような、町の今後の取り組みを期待したいなと思います。

最後に、じゃあそのことに対してお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

基本となります考え方、総合計画のほうにわかりやすく記載してございます。本当にぶれない方向性としましては、一人一スポーツの推進、それから各種スポーツ団体への支援活動というようなところを最大の目標にしまして、町民の皆さんが生涯にわたり、本当に心身ともに健康で文化的な生活を営む、そういった手助けを、これからも継続してやってまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 その言葉を聞きまして本当に安心しました。ありがとうございます。私もまったく同じです。私もこの西会津が好きなので、やっぱりスポーツ推進でございますが、そういった面からも各種団体の方々が地元に残って、地元の活動をとおして、地元を愛する気持ちを育んでもらえれば、私もすばらしいと思います。本当にかげながらそういう活動を私も応援したいと思っておりますし、今後の町の対応、非常に期待しております。いろいろ申し上げましたが、私の質問は以上をもって終わります。ご答弁ありがとうございました。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 皆さま、おはようございます。2番、薄幸一でございます。先般、提出いたしました質問通告書に沿って質問いたします。

世界に先駆け迎える人口減少、超高齢化社会において、取り組んでいかなければならないことがさまざまあると思います。今回、一般質問で西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について伺います。作成にあたり多くの時間をかけ、携われてこられた委員の方々、役場職員の方々、アドバイザー小川先生に敬意をお支払いしたいと思います。この思いが、町の未来の方向性を決めていくような気がいたします。人口減少も、町民も危機感を持てるきっかけになり、町の将来を見据え、早急に行動に移していかなければならないと考えます。

1つ目、今後、西会津町の人口減少で労働力の低下に伴い、地域経済の縮小、地域活動の担い手の減少によるさまざまな影響が考えられます。平成22年国勢調査をもとに、2040年の西会津町の人口は48.4パーセント減と推測されており、人口目標3,800人と考えていますが、25年後という時間もあります。人口増を目標にしないのはなぜか。

2つ目、3,800人の人口で、高齢者人口と就労者人口の割合はいかほどになるか。

3点目、人口減少と高齢化社会に伴い、地域の除雪対策は十分になされるか。

この3点をお伺いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 2番、薄幸一議員の西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）についてのご質問にお答えいたします。

まず、将来の人口目標と高齢者人口割合についてであります。はじめに、国の将来人口推計などについてご説明をいたします。国においては、2008年（平成20年）に始まった人口減少は加速度的に進むとし、2013年（平成25年）に1億2,730万人だった人口が、45年後の2060年（平成72年）には8,674万人まで減少すると推計しています。これは、2013年対比で4,056万人の減、31.9パーセントということになります。

人口の減少は、地域経済に対して消費市場の規模縮小だけでなく、深刻な人手不足を生み、それが事業規模縮小につながり、さらには人口減少を加速させるという、負のスパイラルに陥っている状況であります。

国では、このような危機的な状況を克服するため、人口減少克服と地方創生の実現を図るために、地方における安定した雇用の創出、地方への新しいひとの流れづくり、若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現、時代に合った地域づくりと安全な暮らしを守り地域と地域を連携するとの4つの基本目標を掲げて取り組むこととしたところであります。

こうした趣旨を踏まえ、町におきましても、本年5月に町民会議を立ち上げ、東京大学講師の小川悠先生をアドバイザーとして、検討を重ね、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を、このたび策定したところであります。

次に、この町の総合戦略策定にあたっての基本的な考え方についてであります。町の総合戦略の策定にあたっては、町内にある自然や風土、歴史、文化遺産などの豊富な資源や、これまで培ってきた人材などを活かし、人口減少対策や地方創生に向けた事業に取り組んでいきたいと考えております。

そして、さらに町が実施してきた子育て対策や産業振興対策、観光振興や交流・定住人

口の拡大のための施策を進めていくにあたっては、一過性のものでなく、持続継続して取り組み、それぞれの活力をさらに高めながら、本町の人材や資源を最大限活かすことによって、若者の定住をはじめ、子どもから高齢者までが元気で、いきいきと暮らせる、活力ある地域社会の形成を目指すということを目的に、この総合戦略を策定したところであります。

また、総合戦略には4つの基本目標を掲げたところであります。

1つの目標は、資源を活かし、しごとを創るということであります。本町にある豊かな自然や風土、農林業を含めた産業の振興と、企業誘致や町内企業との連携などにより、安定した雇用の創出を図り、維持に取り組んでまいります。

2つ目の目標は、地域力を活かし、そして人に選ばれるということであります。地域の特性を活かした地域づくりの活動も積極的に行いながら、他市町村から多くの人に選ばれ、交流人口の拡大につながるよう取り組んでまいります。

3つ目の目標は、人を育み活かすということであります。町の将来を担う子どもたちや若者が町の良さを再発見し、ふるさとへの愛着と誇りが持てる取り組みや子育て支援の充実を図り、子育て世代から選ばれるような取り組みをしてまいりたいと思います。

4つ目の目標は、今ほど申しあげました3つの目標を支えるため、まちに活力を取り戻し、子どもから高齢者まで安全で安心して暮らせる住みよい環境づくりに取り組んでまいります。

町では、以上の基本的考え方に基づき、具体的取組みや重点事業評価票（K P I）などを策定して、総合戦略の策定を進めてきたところであります。

続いて、ご質問のありました町の将来人口についてお答えいたしますが、町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠して推計したところ、2040年(平成52年)には3,440人に減少するという結果でありました。これは平成22年の国勢調査人口、当時7,366人と比較して3,926人の減、53.3パーセントであります。

こうしたことから、町では先ほど申しあげましたように基本目標に沿って町の総合戦略を策定して、人口減少対策に向けて、各種事業を着実に実施していくことによって、2025年(平成37年)には、合計特殊出生率が現在の1.66から2.0へ改善して、転出超過、いわゆる入る人、出る人、これの均衡をプラマイゼロとさせることによって、2040年の人口が3,641人になると推計したところであります、しかしながら、それをさらに上回る3,800人を目標人口として、今回策定したものであります。

目標人口を、これを高く設定して、努力するという考え方もあります。しかしながら、今回の町の目標人口は、国の推計方法などを参考にして、出生数や社会動態の改善よっての数値を根拠に、さらに、総合戦略の取り組みによる人口増加を見込んで、設定したものでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

人口減少対策に特効薬はありませんけれども、今次策定した総合戦略に掲げました、このしごとづくりや交流人口の拡大、あるいは若い世代が希望を持って暮らせる取り組みなどを着実に実施をすることによって、人口減少を抑制していきたいというふうを考えているところであります。

次に、3,800人の人口で高齢者人口と生産年齢人口の割合についてでありますけれども、

高齢者人口割合は47.2パーセント、生産年齢人口割合が42.4パーセントと推計しているところであります。

続きまして、高齢化社会に伴う地域の除雪体制に関するご質問にお答えをしたいと思います。高齢化率が42パーセントを超え、高齢者のみの世帯や、一人暮らし世帯が増加している本町にとっては、この冬期間の除排雪対策というのは、高齢者の皆さんにとっては、非常に大変な、重要な課題であると思っております。

そのため、現在、社会福祉協議会やボランティア活動サポートセンターなどと連携しながら、ボランティアによる除排雪作業や、除排雪協力員による安否確認、除雪機械の貸出しなどを実施し、また豪雪対策本部が設置された場合については、除排雪費用助成事業により雪降ろし費用の一部を助成してきたところであります。

しかしながら、地域が高齢化し、地域での支えあいも困難になってきている集落もあることから、除排雪支援の新たな体制を構築することは急務であると考えております。このため、今年度より、仮称ではありますが、雪処理支援隊を配置することといたします。これは、降雪期間、家族や地域での支援が困難な高齢者世帯や一人暮らし世帯等を巡回し、除排雪などを行うことで、高齢者等の皆さんが、自分が住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていけるような支援体制をするものであります。なお、詳細につきましては、現在、関係機関、部局と調整しているところでありまして、できるだけ早い時期に配置して、今冬の降雪期に対処していきたいというふうに考えております。

安全安心な暮らしを守ることは、総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でもうたっております。今後とも町民の皆さん誰もが安全に安心して暮らしていけるようなまちづくりを進めてまいりますのでご理解願います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 明快なご答弁、わかりやすいご答弁、ありがとうございます。本当に最後の、この除雪に関しては、今回初めてお聞きいたしました。今年度より雪処理支援隊が配置される、これは本当に私もありがたいなと思っております。村ですとメインの道路は除雪はされますが、その支線となる歩く道路が、なかなかお年寄りだけでは除雪されないものですから、こういうことが今回配置されるということは、本当にありがたいなと思っております。

それで、人口減少というのは、ここ2、3年でわかったわけではなくて、数十年前から右肩下がり、町も、この市町村も、誰でもわかっているはずであります。近隣市町村との、隣の阿賀町とか、喜多方市とか、会津坂下、会津若松市など、そういう人口減少についての課題とか、そういう話は、今まではなかったのでしょうか。もしあったら、どのような課題があったのか教えていただきたいなと思っております。

私は、今この西会津町は7千人を切っております、6千何百人ですね、7千人を切った町の中を歩いてみますと、空き家が増えておりますし、人の流れも本当に少なくなっているような気がいたします。本当に25年後、だいたいこの人口が半分近くになってしまうかなと思えますと、本当に限界集落とか、本当に消滅集落になってしまうかなという、そういう危惧をいたします。本当に西会津町に住んでみたい、行ってみたい、こういうまちづくりができないのかなということを再度お尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず人口減少という、この大きな課題について、最近の話ではないと、やはりこれは何十年も経っての減少傾向が続いているということは、そのとおりであります。端的に申し上げますと、これはやっぱり自治体間の大きな課題であったことは間違いありません。そして平成に入って、さかのぼれば10年前です。この危機的状況に対して平成の大合併がありました。これは、やっぱり人口減少という大きな課題に沿って、今後一自治体で対処できないというところ、あるいはいろんな課題を持ったところについて、町民や、あるいは多くの皆さんの意見を総意を持って、いわゆる自立するか合併をするかという、それが選択されたわけであります。

そのため、この近隣においては、喜多方市、あるいは会津若松、さらには阿賀町、かつては津川という町があり、あるいは日出谷、豊実、鹿瀬、こういったところが1つの合併を推進をしながら、1つの合併で、新しい自治体をつくったと。そして、今、10年になっているわけです。さかのぼればそういった経緯が実はあるわけです。その中で、自立をしていくということの選択肢を取ったのは、わが西会津町であります。いいのか悪いのかというのは、これは時代がしっかり判断をしてくれるんじゃないかというふうに思っています。

しかし、人口減少というのは、それでとどまったわけではありません。今、いろんな各自治体でそれぞれ、この創生総合戦略の策定に取り組んで、すでに出しているところ、あるいは3月まで提出するところ、いろいろございます。そうした中の、一般的にみることができ、あるいは平均して、平準して言えることは、よほどでもない限り、現在の人口を上回るという目標数値を出して取り組んでいるところはどこもありません。例えばそういったところで何にもしなくても、必然的に人口が増えているところは実はあるわけです。西会津町と、いわゆる提携を組んでおりますが、提携というか意見交換をしておりますが、世田谷区などは、毎年5千人ずつ増えている。神奈川県は1万人増えているそうあります。そういったところと比べることはできませんけれども、そういった人口対策に対する減少率を、どうこれをしっかり把握して、その人口課題に対する産業政策や、あるいは地域対策をしっかりやりなさいというのが今回の創生総合戦略の主な目的であるわけでありまして、今言ったように、これから具体的にもっと、この最悪な状況を抑えるためにも、西会津町の現在のまち・ひと・しごと、これをやっぱりやることによって目標をしっかりと確立していくということに結び付いていくんだなというふうに思っています。

次に空き家対策であります。これは、やっぱり定住、定住をしていただくというのが一番これは大きな課題でありますので、現在までの調査した中身の、いわゆる町が発表しましたけれども、745件ですか、これは居住している家と蔵や、あるいは小屋とか、そういったものを全部ひっくるめた、調査した中身でありますので、そのところだけは考え方を持っていただきたいというふうに思っています。

ただ、それを今後どうするかといっても、なかなかその空き家になったところについて、今すぐ対応できるということについては、非常に難しい面もあります、努力はしますけれども。しかしこれ以上、空き家にならない対策をどうするのかということに対応するしかないのかなというふうに思っています。しかしこれも非常に難しい課題でありますから、

しっかり町としても把握しながら取り組んでいくしかないというふうに思っています。

○議長 両方に言いますけれども、一問一答ですので、質問はそういう形で、答弁するのもあれですから。

2番、薄幸一君。

○薄幸一 明確な返答ありがとうございます。本当に人口を増やすためには、やはり子育て世代の方を本当に支援しなければならないと思いますけれども、2人目、3人目、子どもほしいなという方が、やはり子育てする環境がなかなか整っていないと2人目が難しいかな、3人目が難しいかなという方がいらっしゃると思います。子育ての悩みとか、そういうのを、要望などをうかがったことはあるでしょうか。つまり、これから自分が希望するものを、そういう子育ての女性からうかがえば、またいい方向に行くと思うんです。そういうことを何かうかがったことがあるか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 子育て支援に対する住民の方の希望というか、そういったことを調査したことがあるかということですが、今回、まち・ひと・しごとの中でも住民アンケートをさせていただいております。その中で、やはり子育て世代の方、そういった方にもいろいろ質問させていただいているところですが、やはりなかなか子どもを2人目、3人目となりますと、やはりその経済的な負担がかかるというのが、やっぱり一番2人目、3人目にいかないというか、そういうのが大きく影響しているのかなと。これはやっぱり、保育費用もそうですけれども、その後の教育費用とか、そういったものも含めると、やっぱりそういう経済的負担というのがやっぱり大きいのかなというようなこと。

あと、西会津の場合は、本当に保育環境というか、これについては、皆さん満足されている方というか、実際に子育て世代の方では、非常に保育環境はいい環境だという、そういったアンケートは示されているところでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 最後の質問なんですけれども、今、国際芸術村に訪れる方が多くいらっしゃるんですけれども、イベントなんか開きますと、フェイスブック、インターネットで調べて、この西会津町の緑豊かな、この雄大なところを見にきたとか、そういう人がいるんですね。イベントをやると、西会津の町民より外からこられた県外の方が多くいたなという感じがいたします。この前、話を聞いたところ、3日ほどかけて自転車でこられた若い女性の方がいらっしゃいました。あと、名古屋からとか、山形からと、20代、30代の女性も、この国際芸術村、この西会津に興味を持ってこられた方がいらっしゃいました。本当に西会津町という自然豊かなところをもう少しアピールできれば、もう少し国際芸術村をうまくこう活かして、活躍できる場があれば、もう少し外にアピールして、西会津に若い人がもっと来るのではないかなという感じもいたします。

最後の質問であります。これから芸術村をどのような方向で活用していきたいか伺います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 一般質問でそれだけということではありませんけれども、私は、非常にとらえ方としては、いいんじゃないかなというふうに思っています。今の若い人、あるいは西会津

町に来ていただける方は、インターネットとかそういったところで非常に興味を持って来ていただいているわけです。ですから、西会津町の国道を通過してどこどこにありますなんていうことは、そんなのはなくてもいいというんですね。それは、来る人がちゃんと見つけて来るわけですから、やっぱり西会津町の拠点づくりをどう進めていくかということが、これから交流人口の一番大きな課題だというふうに思います。交流人口の拡大というのは、多くの人に来ていただければ、良さは自然的にどんどんどんどんとその来ていただいた方がもっとPRしてくれるんじゃないかというふうに思いますし、また、リピーターもついてくる。そういう中から定住するという、1つの考え方を生み出すということだそうであります。やっぱり、だからこそ交流人口の拡大というものを、これからの西会津町の最大のポイントにしながら取り組んでいくということだろうというふうに思います。

ですから、今の芸術村というのは、年間3千人を超えて、実はおまして、実はこれが、いわゆる今議会でも提出しておりますけれども、消防関係とか、いろんなところから、もっと内部施設も安全にしなければだめだという指摘も実は受けているわけです。それだけいい悲鳴かなというふうに思いますが、そういった取り組みを1つの拠点として、若い人が来ていただけるようなまちづくりにどんどん進めていきたいなというふうに思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、おはようございます。9番、三留正義です。私は今般、一般質問の通告をして、許されましたので、2つのテーマについて質問してまいりたいと思います。

1つ目は、生活用水に不安な地区の解消についてというテーマの中で、生活用水に不安な地区の解消について、昨年、第6回定例会において、町から次のような答弁をいただきました。平成26年4月1日現在、13の集落の皆さまが、町の水道組合等の運営する水道を利用できない状況となっております。このため、今年度は4つの水道組合等の皆さまと整備等に向けた協議や作業を行ってまいります。

そこで、町はその4つの水道組合と、具体的にどのような協議や作業を行ってきたのか、また、今後の町の取り組み方についてお伺いします。

次に2つ目は、新しい西会津町農業振興地域整備計画の策定について。このテーマの中で、新しい西会津町農業振興地域整備計画策定に向け、昨年12月にアンケート調査を実施するなど、具体的に作業に入ったようですが、このことについて、昨年の第3回定例会で町からは、将来にわたる地域の利用を見極めた計画として検討したいと答弁がありました。現在の策定作業の中で、見極めはどのような基準で判断されるのか、また、この計画が示されるのはいつごろになるのかをお伺いいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 9番、三留正義議員のご質問のうち、水道整備に関するご質問にお答えします。

はじめに、水道は日常生活において重要な社会資本であり、未普及地域を解消していくため、町営水道の拡張や、水道組合等へ町から補助することで整備をこれまで進めてまいりました。

昨年度から協議や作業を進めてきた水道組合は、下安座、橋屋、高目、屋敷の4地区で、

そのうち、下安座、橋屋については町からの補助により水道施設が完成しております。また、高目については、平成28年度の完成を目指し、水道組合が整備を進めております。残る屋敷については、集落周辺に良好な水源がなかったことから、井戸による地下水で対応をしようとしたしましたが、水質に若干問題がございました。本年度は、水源の候補地を多数調査をいたしましたが、結果的に確保できませんでした。今後につきましては、井戸の水質を浄化する施設整備も視野に入れながら、本年度中に整備方針を決定してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 9番、三留正義議員のご質問のうち、新しい西会津町農業振興地域整備計画の策定についてお答えいたします。

農業振興地域整備計画の内容は、主に、町の農業振興施策計画と、農用地利用計画から構成されております。農業を取り巻く情勢は、これまでの農業者の高齢化・担い手不足の深刻化などに加え、TPPの大筋合意などでますます厳しい状況が予測されています。

町では安定した農業経営を確立するため、農業振興施策の三本柱として米・ミネラル野菜・キノコを重点的に取り組んでまいります。また、足腰の強い農業を構築するため、認定農業者の確保、農地の集積と法人化の推進、遊休農地の活用なども進めてまいります。これらの施策の今後10年間を見通し、農業振興施策計画に盛り込むこととなります。

もう一方の農用地利用計画には、このような農業振興を図るために確保すべき農地を位置付けることを目的としております。

ご質問の、どのような基準で判断するのかとのことですが、今後とも農地として利用すべき農用地区域の設定の基本といたしましては、第一に基盤整備地でありまして、次に未整備地であっても集団的に存在する農地や基盤整備地とともに集団的土地利用がされている農地であります。また、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業の対象農用地等についても、補助要件により農用地区域に位置付けられることとなります。このほか、農家の皆さんへのアンケート結果や、庁内各課等への事業計画の照会結果を踏まえまして、将来にわたり確保すべき農地を判断し、農用地利用計画を策定していくこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、計画の案につきましては、現在、細部を調整しているところでありますが、今後、町農林振興審議会へ諮問するとともに、関係機関であります町農業委員会等への意見聴取を行い、来年3月の町議会定例会の際に全員協議会でお示ししたいと考えております。その後は、公告縦覧・異議申し立て等、法定手続きを経まして、県へ協議し、同意を得て本計画策定完了となりますが、3月下旬を目標に作業を進めてまいります。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 はじめに生活用水のほうからお聞きしたいと思います。今年、4カ所、町の補助で橋屋と下安座ということで、今お話いただきました。私この中で、高目、行ってきたんですが、高目の事業量、総事業費、竣工まででだいたいどのくらいになるのか。それと戸数ですか、それをまずお伺いしたいと思います。加入戸数。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 高目の水道についてのご質問にお答えいたします。

受益の戸数でございますが、25戸で、事業費については約1千万でございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 高目地区と屋敷、屋敷は水源がなかなか折り合わなかったということで、まだこの先ちょっと時間がかかるのかなと。高目について、来年竣工したときに、およそ1千万、これは組合で町の補助8割、2割受益者ということでいいんでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 高目の水道の再質問ということで、高目の水道につきましては、ご存知のように、高目集落、高目の水道組合でございますが、そちらが事業主体となりまして、水道の整備をしているというものでございます。

それで、そういう整備に関しまして、町では8割の補助を出すことによりまして、地元は2割という負担の中で、この水道施設を建設させていただいております。本年度と来年度、2カ年で整備をするということで、現在進めているところでございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 鋭意、少しでも早い竣工を祈っております。

それと関連しまして、高目集落、前後、もしくは新郷全体でもいいんですが、今回水道事業に取り組んだということで、その近隣地区で手を挙げる地区とか、あったのかないのか、その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ほかの地区で、そういう水道をつくりたいという話がなかったかというご質問でございますが、同じ新郷地区の中では、今回、高目だけでございまして、ほかはなかったということでございます。

他の地区におきましては、やはりなかなか集落の水道、ないということで、水に困っているという集落ございます。そういった中では、やはりつくりたいという話も出ておりますが、基本的にこの集落と自治区がまとまった上での水道になりますので、それについては、過去にも何件か話があったようでございますが、そういうまとまりを待ちながら、町としてはできるだけ支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 できるだけ、本当に水のこと、これはずっと私考えて、ずっと頭の隅からは離れないんですが、この間、地域おこし協力隊の方の発表の中で、先ほどもちょっと出ましたが、空き家の話で、なかなか物件としてすぐに住めるような物件がないというお話が一部あったかと思うんですが、それはやはり、できるだけ早い段階で水道施設を整備しておいて、空き家になっても利用可能なという将来部分もありますけれども、そういった部分見据えて、本来だとできるだけもっと早く、スピード感をもって水道というのは取り組んでいかなければいけないだろうと私は常々思っているんですが、何せその水源だとか、そういった大きな問題点が前提にあるのは私も承知していますが、やはり町では、魅力ある町、ほかから移住してきて定住する。そういった方たちのことも見据えた中では、やはりこの水の部分、十分に将来を考えて町としては取り組んでいかなければならないのかなと私自身思っていますが、町長自身、この水ということに関して、どのような姿勢でいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私が町長になったとき、やっぱり水の問題というのは、一番に実は取り組みました。1つは身近にある、この町の庁舎内の水質の関係と、それから水に関しては、やっぱり水洗化、これのトイレの改修を含めて、徹底して行ったこともありますし、そして、何よりもこれまで進めてきた中で、水対策について、やはり重点的に取り組むということは、町の水道管を敷設していけば、解消できるというところについては、これは要望があれば、これはお金がかかってもやっぱりやらなければならないということで取り組んできましたし、同時に、そうでない地域で、やっぱりその簡易水道に入っていない箇所、あるいはそれは無理な箇所については、その地域の、いわゆる給水工事で対応できるところについても行ってきた経緯もあります。それは甲石であったり、青坂であったり、さらには今、屋敷でありましたように、何箇所も実は挑戦をいたしました。いよいよもってこれだめかなと思っておりまして、これを現在、水質は何とか浄化をすれば使えるということですので、多少これは予算がかかりますけれども、最悪の場合については、それで対応しようと、水の量だけは確保できるということが目途もついておりますので、これで進めていきたいというふうに考えております。

それで残るところ、まだ実はあります。一度手を付けたところもありますが、檜木平、ここも実は一度町が整備を実はしたんでありますが、どうも水源が、水が不足しているということで、この課題も実はありますし、熊沢も、まず全体的にやっております。それから塩喰もそうなのであります。そういった箇所については、やっぱりこれから自治区といろいろ協議をしながら、何かいい方法があれば、今後進めていく、そういったことで水の問題というのは重要であるという認識のもとに進めていきたいというふうに思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 町長自身、本当に水に心を痛めているということが伝わってきました。本当に力強く頑張っていただきたいと私自身思っております。私も協力できることがあれば協力していきたいと思っております。

次に質問を変えまして、農業振興地域整備計画、こちらのことで質問していきたいと思えます。私これ、最近ちょっと思ったのが、全員協議会とかで説明されてきた西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらの目標の1番目ですか、農業生産法人を立ち上げて、将来的に雇用を増やしていくという部分、そちらのほうと相関関係というか、具体的な関係はどのように認識しているのか、関係ないのか、ちょっとわからないんですけども、その内容についてちょっとお話いただきたいと思えます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

まち・ひと・しごと総合戦略の法人化等を含めました農業関係による雇用の確保、こういった部分と農業振興地域整備計画の相関関係でございますが、まさに表裏一体といえますか、一体的になっております。農業法人を、どんどん農業法人化を推進して、農業の振興を図っていくというためには、その農業法人が確保していく、使用していく農地を守っていくことと、まさに一体的になっているところでございまして、今回の農業振興地域整

備計画につきましては、先ほどお答えしましたとおり、そういったことで農業振興施策、農業法人化を含めた農業振興施策と、そのために必要な農地の確保と、これらを位置付ける計画になっております。

したがって、一体的に進めていかなければいけないということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 今、答弁ずっと思っておこしていたんですが、TPPの話から、非常によく答弁がまとまっていて、私、聞こうと思っていたこともいくつかきれいに整理されていたんですが、農地の集積の部分で、利用できる農地は十分に活かしていくんだというような色分けをしていきますよというような説明だったかと思うんですが、先ほど中山間地の話も出てきましたけれども、なかなかその線を引くにいたっても、きれいに引けるところと非常に悩ましいところ、そういったところが今後具体的に仕分けしようとするとなってくるのかなと、そういった部分について、この最後は委員会でしたか、委員会に付託して意見聴取をするということですが、そういった委員会とのやり取りというのは、具体的にどの程度の回数で最終的に3月にもってくるまでの間、やり取りをする考えなのか、ちょっとお答えいただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、このあとの協議を含めました手続きにつきまして若干説明させていただきます。

今ほどのとおり、いろんな、今回の計画の大きなウエイトを占めます農用地の利用計画、集積を含めました利用計画につきまして、今、細部を詰めているところがございますが、これを完了しますと、まずは町農林振興審議会へ諮る前段階としまして、幹事会というような形で、まずは関係機関の事務レベルの担当が集まった会議において、再度検討するような形になります。といいますのは、農家の皆さんへのアンケート結果や、町内関係各課へ紹介した事業内容等、それを位置付けていくために、こういった計画でいいのか、また農用地の利用はこういうものでいいのか、線引きはこういうものでいいのかというような具体的な検討に入っていきますので、まずは第一段階として、そこで検討していくこととなります。そのあと、今度は町農林振興審議会に諮問しまして、それが終わりますと、今度は関係機関であります農業委員会、それから土地改良区、それから会津農業共済組合等々に意見聴取を行うことになっております。

こういったことが法定の手続きになっておりますが、それ以外に、町内部の検討というのがございます。まずは町内部でこういった素案ができましたらば、検討しまして、その町内部の検討を行ってから農林振興の幹事会、それから農林振興審議会、それから同時に議会への皆さんにお示ししてご理解をいたたく。こういった流れで事務は進めていくこととなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 この農業振興計画、短く言うと農業振興計画、これについては、これがすべてだと私も考えていません。先ほど答弁にもあったように、今、TPPの大筋合意、非常に国内内外、もう混乱しているような状態で、もうこういう東北、うちのほうの小さな町

の中の農家でも、喧々諤々、どうなるんだろうというような状態の中で、この計画をつくっていかなければならないということは、非常に私は大きなエネルギーがいるのかなと、そう思っております。

しかし、一応ある程度きちんとしたものができて、将来的にまた国、世界の動向が変わって変更できるという、そういったスパンもあることから、できるだけ早い段階でこう取りまとめて、議会側に示されるような内容になればいいのかなと期待しております。

この中で一番、私、振興計画の質問、何度も何度も読み返して、一番自分の思っていたのは、一番最初にちょっと聞いたまち・ひと・しごと創生戦略の中で、本当に農業が人口増の一助になっていける、そういったことを本当に真剣に取り組んでいかないと、農業そのもの、そして人口、この2つを双極的にこう考えると、これは本当に本腰を入れてかからないといけない部分なんだろうと。そういった面で、町長自身の姿勢、そういったものを伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これから、今ほど議員が言われましたように、一番大きな農業政策に関わる問題は、やっぱりTPPがどういう形で地域農業に影響を与えるかということです。今、大筋合意だとか、あるいは5品目に対していろいろこう言われておりますけれども、実際に一番大きな影響を与えるのは、地域のこうした中山間地の農業ではないのかなというふうに実は思っています。これは、今、米を中心にして西会津町は行っておりますけれども、この米の値段が、やっぱり今以上に半額になったなんていうことになれば、これはものすごい大きな打撃になってくるのではないかというふうに思います。それで国では今、その補償制度でいろいろこれから激変する農産品目に対して補償をかけたり、弾力的に対応していこうとする取り組みをされておりますけれども、しかしそれは、永久的にそれは続くものではないというふうには思っています。

そういったことを考えたときに、やっぱりこの地域の農業というものは、ある意味ではどこに視点を置くかということにつながってくるわけです。それは何ととっても、これから海外農産物に対して、わが国の農業で一番大切なのは、安心安全という課題をしっかりと担っていけるような農業体系を、やっぱり作りだしていくことが必要ではないか。今、西会津町で行っているこのブランド化の米づくりも、私はそういう意味においては、今後、戦略的な作物の1つになるであろうというふうに思いますので、やっぱりこの米というものに対しては、ただ単に価格の問題だけではなくて、やっぱり安全であり、安心であり、あるいはつくる方法も、今度は品物だけではなくて、つくっているところに体験型農業を加えながら、消費者が直に来ていただいて見ていただけるような農業体験につくり変えていかなければならないというふうに思います。これは野菜もそうでありまして、キノコもそうであります。

これはやっぱり出されたものの店頭と並んでいるだけではなくて、今度は来ていただいて、実際にどのようなつくり方を行っているのか、あるいはそういった方から体験をしていただけるような、そういう一貫した体制をつくりだすことによって、海外農産物に対抗できるような、新たな仕組みづくりを取り入れていくということが、私は大切だというふうに思いますので、今後そうした形を取りながら、これから、いわゆる都市部との交

流やそういった取り組みを行って、西会津でもしっかり若い人が定着できるような農業体系に取り組んでいきたいと。

具体的にはどうするのかということは、まさにこれから、今、生産者とこれから一生懸命取り組んでいく体制づくりをしていきたいと。ただそういうわれわれの思いだけを訴えるのではなくて、実現可能なところから始めていく、そういう姿勢を持って取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 今、町長の後段で、消費者と生産者を結び付けていく、総合的な関連の循環をつくる、そういったことだと思いますけれども、それに向かって、本当に鋭意努力していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりますが、先ほどの高目の水道に行くときにも、非常に道中、トンバックなんかがあったり、もう安全な状態とは言いにくいような道路環境もあるようです。それは町長自身、県に働きかけと、あれ本当にしていかないと、先ほど前段で答弁、同僚議員にお話していた安心安全、そういったところをきちんと整理すれば、みんな町の人は等しく安心安全を感じられるような、それを目標に鋭意努力していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 先ほど高目の事業費に対して補足がありますので。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 高目の水道の概算の工事費でございますが、先ほど1千万ということで申し上げました。これ町の予算が関係しております金額、本年度が1千万ということでございまして、実は次年度、来年度も工事は続きます。これはあとで予算をご議決いただきながら進めていかなければならないわけですが、それについては、約2千万ということで、合わせますと、だいたい3千万くらいというふうに今のところ予定しております。

○議長 暫時休議します。(11時44分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 議場の皆さん、こんにちは。6番、猪俣常三です。今次の議会に、町政運営や町民の生活に関わる重要な課題について、12月定例議会において一般質問の通告をしております。随時質問をしてみたいと思います。

政府は人口減少対策への歯止めや、地方への人の流れをつくり、地方での雇用の創出、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、地域をつくる地方創生を掲げ、自治体が持続可能な戦略として、創生総合戦略の策定を2015年から2019年までに素案を示すよう努力義務とされました。これを受けて、先般、議員全員協議会において、西会津町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の素案について詳細な説明がなされました。ここに携わってこられた創生総合戦略策定町民会議、そして職員の皆さん方、構成された創生総合戦略策定部会、さらには総合推進政策の審議会、そしてアドバイザーの皆さま方に、大変な作業にあたらせ、町の将来像を示していただきましたこと、この場をお借りいたしまして

敬意を表したいと思います。

非常に多岐にわたっており、私も理解できるよう努力をしているところでございます。そこで、本町の創生総合戦略については、町の実態と課題を分析し、基本目標と基本的方向が示され、重要業績評価指標が設定されております。計画には具体的な取り組みがきめ細かく掲げられておりますが、その内容についてお伺いをしております。

1点目は、創生総合戦略に掲げた事業については、計画期間の5年間で着手することとなっておりますが、国からの補助が認められない部分があった場合、計画に掲げた事業がすべて実施できるのかお伺いいたします。

2点目は、人口減少にかかる歯止めの対策として、企業誘致による雇用の場の確保など、若者の流出の抑制が重要と思われれます。その具現化に向けて取り組みはどのように考えておりますか、お伺いをいたします。

次に、財政調整基金についてであります。基金としての私の考えの1つには、例えば会社の組織において、この基金にあたるのであれば、内部留保金、あるいは準備金などであり、事業を拡大する際に大きな財源として、設備投資や事業規模拡大などに企てられるということでございます。また、個人や家族に例えれば、預金、貯金にあたり、不測の事態に生活するための財源に充てられて、暮らしを支えられていると解釈しております。このことから、今回、監査報告にありましたように、本町において、財政調整基金の積み立ては重要であると考えております。ちなみに積立金は平成26年度末において、11億3千万円となっており、安定した財政運営の財源として必要であると感じていることから、何点か伺ってまいります。

1点目は、財政調整基金は、標準財政規模の概ね10パーセントの積立が必要とされておりますが、本町の場合、事業規模などを考慮すれば、その額では少ないと感じることから、超過して積み立てておくことが必要と思われれます。町の見解をお尋ねいたします。

2点目は、積み立てた基金を取り崩す際には、使い道に決まりがあるのかお伺いをいたします。

3点目は、財政調整基金が標準財政規模の10パーセント以下の積立金で財政運営をした場合、どのような影響があるのかお伺いをいたします。

以上をもって私の一般質問といたします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、国からの補助についてのご質問にお答えいたします。

国では、地方創生の取り組みが本格的に始まる平成28年度から、地方創生の取組みを一層拡充・強化するため、情報支援や人的支援、財政支援などの多様な支援を実施していくこととしております。そのうち、財政支援につきましては、平成27年度普通交付税に、人口減少等特別対策事業費が新たに計上され、地方創生に取り組むために必要な経費が算入されているところであります。また、本年度の国の補正予算において、地方創生加速化交付金、仮称であります。の計上が予定されているほか、平成28年度からは、新型交付金が創設されます。いずれの交付金も詳細については現時点で示されておりましたが、このような交付金は事業推進の後押しになると期待されるところであります。

今回策定いたしました町総合戦略に計上した事業は、事業数も多く、多額の事業費を要する事業もあることから、全ての事業を5年間で完了することは業務的・財政的に難しいと考えております。こうしたことから、事業の推進にあたっては、実施計画と調整を図りながら、優先度を見極め、ハード事業などについては5年間の間に調査や計画策定業務などの準備作業に着手し、事業実施に向けて取り組むとともに、財源としては、交付金や補助金のほか、有利な起債や一般財源などを充当しながら、総合戦略の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、人口減少に係る歯止め対策についてお答えいたします。

雇用の維持・確保や若者の定住対策を進めるうえにおいて、企業誘致は大変重要な政策課題であります。町のこれまでの取り組みにつきましては、県企業立地課や県東京事務所と連携し、情報収集を図りながら、町の特色や立地環境について情報発信をしてきたところであります。これにより、数社の企業から現地調査や環境調査が行われましたが、立地までにはいたっていない状況にあります。

こうしたことから、平成28年度、来年度におきましては、県や関係機関の情報を得ながら、企業訪問などを重点的に取り組んでいきます。このほか昨年度策定した企業誘致戦略に基づき、これまでの優遇措置の見直しを進めながら、IT企業や研究機関もターゲットに加え企業誘致を進めていきたいと考えております。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、地域における安定した雇用を創出するための重点施策として、資源を活かし、仕事を作るまちを掲げております。このようなことから、町の面積の86パーセントを占める森林資源を活用した、木質バイオマス生産施設等の整備により、新たな雇用を創出するため、調査を進めていきたいと考えております。

今後、町としましては、このようなさまざまな施策を一元的に実施することで若者の流出に歯止めをかけるための政策を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、財政調整基金についてのご質問にお答えいたします。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金として、地方財政法第4条の3で設置が義務付けられております。この財政調整基金は、標準財政規模の10パーセント程度の積み立てが望ましいといわれておりますが、本町の場合、平成27年度の標準財政規模約36億3千万円に対して、本年9月末残高は約9億9千万円であることから、約27パーセントの積み立てとなっております。

しかし、本町におきましては、今後、認定こども園整備事業や防災行政無線のデジタル化事業、さゆり公園等の改修事業などの大規模事業が予定されております。その事業の財源につきましては、補助金や地方債を活用する予定であります。その配分によっては多額の一般財源が必要となることから、ある程度の財政調整基金の積み立ては必要であると考えております。

次に、財政調整基金の取崩す際の使途についてのご質問にお答えいたします。

基金の取り崩しにつきましては、地方財政法第4条の4で規定しており、主に経済事情の著しい変動等による財源補填や大規模な公共事業や災害復旧事業、やむを得ない理由により生じた経費などに充当することとしております。このことから、特に使途についての決まりはありません。

次に、財政調整基金が標準財政規模の10パーセント以下の場合の影響についてですが、通常であれば財政運営にさほど影響はないものと考えますが、大規模な災害が発生した場合の対応や大規模事業の実施にあたっては、影響はあるものと考えます。本町といたしましては、重要施策の実施や住民福祉の向上を図る上で安定した財政運営は必要不可欠であると考えております。

このことから、今後も引き続き財政調整基金の適切な運用に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、説明をいただきまして再質問をさせていただきます。まずはじめに、人口減少に関わるころのまち・ひと・しごとの創生総合戦略の策定についてですが、先ほど申し上げましたように、多岐にわたっていますよということでございますので、それぞれの関係されたところの課より説明はいただきました。なお、もう少し掘り下げて聞いてまいりたいと思います。

それは、1つは重要業績の評価指標、指数と申しましょうか、この指数がかなり新規の部分がございます。その新規にあたる部分について、若干私のほうでおたしをさせていただきますが、農業法人化による新規雇用者数、これが15人ということの数字でございます。それから林業関係による新規雇用者数が10人というふうになってございます。これすべて新規です。農業後継者、移住就農者数が15人という新規でなっております。特に目にとまるのが、起業、つまり起こす方々の相談件数が30件以上というふうになってございまして、これは平成26年の5件をかなり上回っておりますが、雇用の結びつくPRなども含めてお尋ねをしていきます。

それから、移住、定住、総合支援センターという相談件数が延べ100件、これは伊藤町政が「住んでみたい、行ってみたい」というこの町の気持ちを目指している関係で、これが新規になっているということでもありますので、どういうものなのか。

それから。

○議長 6番、一問一答ですから、絞って、答えるほうもどれ答えていいかわからなくなってしまいますから、最後にまとめて1つに絞ってください。

○猪俣常三 子育て支援センターにおける相談件数の200件、これも新規。西会津検定受験者数、これ150人。8番目に私のちよっととらえた内容につきましては、広域連携取り組み件数が2件というふうになってございますが、いずれにしも、どのような取り組み方をしていくのか、これを情報課長に關係するところからご説明をしてください。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 ただいまKPIのそれぞれの項目について、特に新規にあがっているものの内容というようなお話でしたけれども、今回、このKPIを設定した基本的な考え方

を述べさせていただきたいと思っているわけですが、今回のこの総合戦略では、町長が先ほどこの趣旨等について申し上げましたように、人口減少への克服、それに合わせて地方にとっても再生、創生していきなさいよというのは大きな命題でありまして、この命題のもとに町としましても基本目標を4つつくりまして、雇用の創出、それから交流人口の拡大、それから子育て支援の拡大とか、若者の定住環境の改善を図っていこうというように、それから、町全体の生活環境の整備、さらには安心して安心な暮らしをつくっていこうというようなことで、この目標に沿って、いわゆる具体的な取り組みというようなことで、仕事をつくる中には、いろいろ先ほどお話のあったように、木質バイオの生産施設をつくったりとか、それからあと、農業法人整備をして雇用の場を増やしていくとか、それから商工関係ですと、起業者をつくっていこうというような、そういった具体的な取り組みの事業を掲げさせていただいたわけですが、今回の総合戦略で、やっぱり基本としていますのは、ただ具体的な事業をあげるだけではなくて、それを目標数値を1つ表しなさいよというのが、今回のこの総合戦略を策定する中のつくる基準というか、そういうような形になっているわけでありまして。

ですから、そういう木質バイオの施設をつくることによって、雇用者は何人くらい増えるんだろうというような、そこで林業関係者として10何人という形に達したりとか、それから、農業法人の整備によって新規就農者を何人くらいまで、5年間で増やしますよという、そういった目標値を今回表わさせていただいたわけでありまして。

これについては、実際にそういった施設をつくって、会社とかで雇用をするという、その人数を積み上げさせていただいて、5年後にはこれを達成したいというようなことを数値として表わしたものでありますので、今回、新規となっておりますけれども、結局そういう取り組みにおいて、こういう目標値が考えられるのではないかというようなことで、今までそういう数値的なものを出していなかったものを、新たにつくったものを今回新規というようなことで計上させていただいたというようなことでございます。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　先ほど申し上げましたのも、指標を示していなかったことがあったので、あえてたださせていただいたわけです。こういう目標をあえて出させていただいたということになりまして、何が一番難しかったかをお尋ねいたします。

ちょっと言葉が足りなかったかもしれません。何が難しかったかというのは、これを実現に向けて、非常に難しい点はあったのではないかと思う点がありますので、気付いた点をお尋ねします。

○議長　　企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長　KPIの設定の取り方というか、その基準を取るのに難しかったかというようなご質問かと思うわけですが、先ほども言いましたように、1つ例えば基本目標で、雇用の創出をやろうというような目標をつくりまして、じゃあ雇用の創出をするには、じゃあどんな取り組みをしたらいいんだというようなことを、今回、町民会議の中でもいろいろ議論したわけです。やっぱりそのどんな取り組みをするかということころの、やっぱり取り上げ方というか、そこがやっぱり町民会議の中でもいろいろな意見があって、要はこういうことをやるのはどうなんだろうとか、いろいろな考えがあるわけなんです。

で、そこを集約するのはやはりなかなか大変だったのかなということと、やっぱり西会津にとって、どんなことをやれば、やっぱりそういった雇用の創出につながるような取り組み方ができるのかという、やっぱりそういったアイデアなり、そういうのを出していただくというか、そういうのがやっぱり基本的になかなか大変なのかなと。なかなかその、これをやればものすごく雇用の創出につながるような事業を考えるというのは、なかなか短期の間では、ちょっと難しかったのかなというような、そういう考えであります。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　非常に難しい課題を抱えてのことであろうと私は考えております。しかし実現に向かって、何らかの結果は出さなければならぬだろうというふうには思います。先ほど申し上げられましたように、雇用の創出というのが1つ絡んでまいります。私も企業誘致そのものに、ものすごくこの町には必要なかなと、どうしても必要なんだという決意は変わってはいないわけです。しかし、どこの町村におかれても、この企業誘致ということに対しては、大変、頭を痛めているという話も聞いております。しかし、これを乗り越えるための何らかの打開策はないのかなと、こんなふうは今考えて、いろいろと観光課のほうで縷々考えておられると思いますが、さらに今まで、どのようなことをなされてきて、今後どうすれば、この目標に向かって実現にしていけることができるのか、そこら辺のところを説明いただきたいと思います。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　ご質問にお答えしたいと思います。

まずは企業誘致に向けた取り組みというような部分でのご質問でございますが、今まで確かに、県の企業立地課並びに県の東京事務所に情報提供を受けまして、ほとんど県の方を頼りっきりというふうなスタンスでございました。若干それによりまして、畜産関係の業社さんとか、あとはバイオマス発電関係、あとは太陽光発電関係の、確かに紹介、立地調査まではいったんですが、最終的には、先ほどもご答弁申し上げました、いたらなかった状況になっています。

ですので、今後なんです、今度は得た情報をもとに、今度は自ら企業訪問、そういう意向があるという情報を得たら、すぐ行動するというような形にして、企業誘致に向けた取り組みを加速させていきたいと考えております。

ですので、ただやはり、企業誘致と申しましてもなかなかいろんな条件が揃いませんと厳しいものですから、いろんな諸条件を調査しまして、それを進めていかなければならぬと考えているところでございます。

以上です。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　その諸条件というものをもう少し詳細に説明いただけませんか。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　お答えいたします。

諸条件についてのご質問でございますが、諸条件と申しますのは、ただいま私どもの町に、工場誘致条例というのがあるんですが、その工場誘致条例ですね、だいぶ昔の条例でございまして、そこの企業に対しての支援策というのが、単なる従業員のあつ旋とか、そ

ういう形のものしかございませんので、どういう形が今後いいのかという部分はあるんですが、ほかの市町村でやっていますのは、そこに補助金を出したりとかいろいろしておりますので、その辺を踏まえて調査していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　その際、本町における雪対策などには、話は出ませんでしたか。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　お答えいたします。

雪対策ということで、たぶんそれは除雪ということでございますか。除雪については、確かに調査した中では、一部、町村においては、一部上限を決めまして実施しているところはございます。ただ、それがやはり誘致企業に限定してあったりとか、そういう部分がございますので、ほかのもう少し、福島県だけではなくて、新潟県並びに東北のほうでどういう形で取り組んでいるのかという部分を、今現在まとめているところがございますので、それを踏まえまして、いろんな形で、どういう支援策が妥当なのかという部分は検討課題なのかなということで考えております。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　そこでIT企業というのが、先ほどお話されておりましたが、あえてここには雪という負の部分があって、かなり企業の方も1歩、2歩下がっていく部分があるのかなと、こんなふうには考えますが、来てみれば、西会津ほどすばらしいものはないとは思っています。そこに企業が目を付けて、いち早く企業を立ち上げていただけるのであれば、この町は潤ってくるはずだと私は思っていますので、じゃあIT企業の部分等も含めて、どのようなお考えかをお尋ねします。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　IT企業に関するご質問にお答えしたいと思います。

やはり町、本町ですが、ケーブルテレビの光ファイバー網が町内にめぐらされておりますので、その優位性並びにこの環境のよさ、四季を彩る美しい自然環境とか、あとやはりIT環境の方々と申しますと、いつも机に向かって、それしか眺めていけないようなイメージがございますので、リフレッシュできるような環境等をアピールしながら実施していきたいということと、やはりIT企業と申しますか、IT関係は自分の自宅にもいながらできるという部分もございます。ですので、そういうふうな企業、新しい方がこちらに移住して起業できるような体制ですとか、いろんな支援事業もございますので、それをご紹介しながら、先ほどもありましたが、起業件数を増加したりとか、そういうことで雇用が生めるような部分があれば紹介していきたいと考えておりますし、そういう部分を促せるような環境づくりも、町として重要なのかなと考えております。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　ただITと申し上げましたのは、非常にこう拠点をつくっていただきたいなという部分があったものだから、それについて一番、西会津町には合っている部分が多々考えられるというふうに私は信じている一人なので、お尋ねをさせていただいたわけでありまして。ぜひともその企業誘致にあたっては、いろんな問題があるかもしれません。IT

の問題、そしてこれを拠点化するにあたって、いろいろと考えられることであろうと思います。

ただ一方、雪国の中であっても、ロボットなど、あるいは航空関係の部品等など、大きな工場を建て、伸びている市町村も、県もごさいます。そういったところが、わが町には来てくれないだろうかということ念じてならないわけでありませう。そういったところを考えてみたことはありますか、お尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

いわゆる航空産業とかロボット関係の企業をターゲットとしてまわったことがあるのかという部分でございますが、そういうなかなか、私どもそういうまだ、情報提供等がなかったものですから、先ほど申し上げましたような業種にしか、今まで接触はなかったんですが、そういう情報をつかめば、訪問する価値はあるのかなというふうに考えております。そういう部分でございますが、まだそういう部分までは、いわゆるロボット関係企業とかあたっておりませぬので、その辺も踏まえながら、今後の企業訪問等を展開してまいりたいと考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 取り組んでいるという、そういう取り組み方には、大変私も感動するところでもありますので、それにあたっては、最終的にはいろんな立地条件の税の問題もあるでしょうし、そこら辺のところの細かいところを詰めていかなければ、なかなか答えも出てこないと私はそう感じているところでもあります。そういったところの部分、税の問題なんかは考えてみたことはありますか、お尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 税関係の優遇措置という形ではよろしいでしょうか。一応、西会津町、過疎地域というふうになっておりますので、過疎特別措置法の関係で、固定資産、立地していただければ、あとは工場を新設していただければ、3年間固定資産税は免除になるという制度はございます。そういうのもございますので、そういう税制の特典、あとは福島県でただいま復興基金を活用した形でいろんな助成制度ございます。そういうのもご紹介しながら、西会津町、福島県にある西会津町の優位性という部分を訴えながら、税制の優遇面も含めまして、それはいい材料ということでご紹介しながら、誘致を進めていきたいと考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ぜひとも商工課の方々ばかりでなくて、全課の課にまたがる人たちが、やっぱり主役という形を取って、そして伊藤町政を盛り上げて、そしてやってもらわないと、なかなか前進しないだろうというふうに思います。そのためには、この問題が一番解決していかないと、この町が潤っていかないとということが私なりに感じているものでありますから、ぜひともその点について、1つでも実現をしていただきたいと、こんなふうに思います。

その前に、どうしてもこの実現にあたって、困ったなという点がありましたらお答えください。

○議長 今の困ったなというのは、工場誘致に対してのことですか。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 困った点というような部分のお答えでございますが、やはり困った点という部分に対しては、誘致を進める上で、人材はどうなのという部分は確かに一番言われているところでございます。やはり人材確保という部分が、一番これから企業誘致を進める上で、一番大変な課題になってくるのかなという部分を考えております。これは各市町村も同じでございますので、競争という部分もございます。ですので、その辺をどう今後クリアしていくかという部分を考えながら、誘致活動、困った点ということになるかわかりませんが、進めていきたいとは考えておるところです。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その決意を忘れずに進めていただきたいと思います。

さて、町長にお尋ねをいたします。このように、職員、課の皆さん方がそれぞれこの目的に向かって進めているわけですが、総体的に町長としてのお考え、感じる点がありましたらお尋ねをいたします。

企業誘致ばかりではなくて、このまち・ひと・しごとに関するところの点について、一般的にお答えいただければ、おただしを申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の質問の中で、まち・ひと・しごとの質問がだいぶ出ているわけですが、端的に言って、わかりやすく私のほうから言いたいと思いますが、人口対策というのは、私は3つしかないと思います。

1つはつくるということを前提にして考えれば、1つは雇用をつくる。これは、いわゆる仕事をつくるということに結びつけるんです。その仕事をつくるというのは、まさに今言ったように、西会津町で何を仕事をつくるんだということに結び付いていくわけです。ですから、私は西会津町にあるものをつくろうとするならば、これまでの経験を重ね、あるいは町の特産である農業という、あるいは林業というものをもっと確立をして、仕事をつくるという方向、それがやっぱり雇用に結びついていくんじゃないのかと、これがまず1つ。

2つ目は、定住です。定住をつくる。これが2つ目。それには、働く人をとどめるということです。若い人が出て行かないで、これをとどめる。この方法はどうかあるべきかと、まさに今おっしゃられた企業誘致もその1つです。しかしなかなか、このIT関係とか、そういった分野に対して、今すぐ5年間でどうこうできるというようなものは、今町では持ち合わせておりません。それに、じゃああなたは何をもって定住をつくるのかということをおっしゃるときに、私は西会津町が古くから歴史をもっている企業をしっかり支えるということが1つです。

もう1つは地場産業です。西会津町の地場産業は、これは世界的にもしっかりしたものをもっているんです。野沢民芸とか、こういったところもしっかりこれから、やっぱりやっつけていける大きな要素の1つだというふうに思います。いいものがあるにも関わらず、これをもっと伸ばそうというところがないのが、この町の悪いところ。私はそういうところを、やっぱり定住にどう結び付けていくかということ。それで最近、若い人、高校生あた

りが、この定住について語りはじめたということは非常にいいことだと、自分たちがあるものを利用して、何かできないかということで、この前の話し合いで、車麩とか、この町にしかないものについて、この若い目から定住を考え出してきたという、非常に私は画期的なことだというふうに思います。これが定住をつくると。

それでもう1つは環境をつくるんですよ、環境。これは子育て環境、教育環境、それから福祉です。この3つをしっかり西会津町のこれまでの取り組みをしっかり支えていけば、これは私は非常に西会津の目玉になっているというふうに思っています。

それでこの雇用をつくる、定住をつくる、環境をつくる、これで人口対策は、これしかないというふうに思います。ですから、いろいろいろいろ、じゃあ何をするかということでいろいろと羅列をしながら、取り組む過程を載せておりますけれども、みんなそれに関連していることなんです。だからこのところだけはしっかり認識してもらえば、私は西会津町の人口対策に結び付くということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

あと、企業誘致でないかというんですが、いろんなところを私も見てまいりました。そこにはIT、それから鉄鋼、そして繊維、こういったやっぱり企業が存続しているということは、戦前戦後をとおして、一貫して歴史があるんですね。ですからそれをうまく活用しながら、現代社会に結び付けているというところは、いくら山の中でもそれが継続してあります。はじめてやっぱりそういうのを取り入れていこうというには、なかなかその厳しい環境があるということだけは認識していただきたい。だから今、IT関係でどんと持ってくるような状態では決してないということでもあります。

ですから、西会津町に合った対応の方法を今考えるべきを、やっぱり何かみんなで考えていくしかないのかなというふうに思いますので、そのことだけを申し上げたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長からの熱意を3点ほど説明いただきました。これら、まち・ひと・しごと、これを実現するための大きな課題でありますので、ぜひとも執行者としての陣頭指揮を望むものであります。

話を変えたいと思います。まず財政調整基金のほうに移りたいと思います。この中で私が申し上げた内容は、標準財政基金の概ね10パーセントの積み立てが必要となっておりますよということでもあります。標準財政規模の概ね10パーセントが積み立てになっていると、財政は36億ほどなっているというお話も承りました。その中で、これからこの町の事業は何をしていかなければいけないかということを2、3点ほど書いてございました。そのほか、事業を起こすものがあるとなれば、企画課長にお尋ねしてよろしいですか、お答えください。

○議長 質問としては財調じゃなくて、総合戦略のほうね。

○猪俣常三 積み立てるする部分が、今11億3千万くらいあったんだということで、その事業の中身は2、3点ほど書いてあるけれども、そのほかにあるかと聞いているわけです。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 今後の大規模な、そういった雇用につながるような事業とか、そういったことでおただしなのかなと思っていますけれども、今回のまちづくり総合戦略の中では、

仕事創出の中で、大きな事業としては木質バイオの生産施設、これらを計画の中には入れております。これによって、町の森林資源などを活用した、そういった町の資源を活かすというような、そういう中身で、そういう生産施設をつくっていかうということですので、これらはかなりの事業費がかかるのかなということでございます。

あとこのほかでは、先ほど言ったように、認定こども園ということ今年度、ハード的にはやっぺいこうかなというふうに思っております。

あと、町の特色を活かすような形の福祉関係、これらも今、首都圏のほうのそういった高齢者施設、こういうのも誘致できるような形ということで、計画の中には進めているわけですけれども、これも実際事業費的には、どのような負担割合になるのかとか、そういったのはまだ詳細ではないわけですけれども、町の特色である福祉のまちづくり、これを活かしたような形の、そういう施設誘致なども考えられればと思っているわけですけれども、そういうので事業費的には結構な事業費がかかるのかなというような、そんなことをこの総合戦略の中では計画しているところであります。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　なぜ私はこれを聞いたかと申し上げますのは、26年度の末で11億3千万、そして今回の9月末辺りだったとは思いますが、9億ぐらいということでしたから、結構このお金というのは、町の伸展に寄与しているのではないのかなと、こんなふうに感じてならないわけでありまして。だからこそ、この財政基金が、2番目で私が申し上げた中では、5点ほどこういう条件で出していると、ただ、決まりがないようなことを言っておられましたので、じゃあしからば、これほど貯める必要はないんじゃないかというお話をちょっと聞いたことがありました。私の考え方が正しいのか、悪いのかは別といたしましても、ある程度財源がなければ、町は潤わないということが考えられますので、財政基金というのは、非常に大事な項目のとらえ方ではないのかなと、こんなふう感じたわけでありまして。

それをもってお尋ねを申し上げるのは、取り崩すには、特にこの5項目があって、なぜこんなにいっぱい必要なのかというようなことが起きたこの言葉に対して、どのように町は考えておられるのか、そこら辺のところを説明ができればお答えをいただきたいと思っております。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　　お答えいたします。

10億も財政調整基金を積み立てて、多過ぎるのではないかと、そういった声もあるということでございますが、先ほど答弁でも申し上げましたが、まず財政調整基金を崩す用途というのはございません。今次、専決、議案第1号で、今回災害絡みの委託費をあげたと、特財として受益者分担金をあげたと、その不足分375万円ほどを、その財源として財政調整基金を崩して充てたと、そういった専決予算ございましたけれども、特段、財政調整基金はこういうものじゃないと使えないよというのはございません。

それから、多過ぎるのではないかというお話でしたが、まず来年度、認定こども園整備、これは整備するということで、町の重要施策として取り組んでまいります。事業費がおおよそ7億から8億ということでございますけれども、通常、事業には補助金があって、それ

から財源として過疎債等を充当して、結局、一般財源はさほど出さなくても事業に取り組むということですが、来年度の認定こども園につきましては、7億から8億かかって、補助金が2億から2億5千万ということで、補助裏が5億円を超えるということですが。当然、過疎債を充当しますけれども、過疎債につきましては、国から県に配分がありまして、県から各市町村、要望している市町村に配分がございまして、西会津の場合ですと、通常3億から4億、年間、過疎債は申請をしております。それが7億、8億という数字は、申請しても当然借りることはできません。そうしますと、例えば認定こども園ですと、5億円の起債は起こせないということで、そのほか道路事業もございまして、いろんな事業がございまして、過疎債は4億から5億程度ではないか、そういった場合に、当然、一般財源、認定こども園を整備する際には、2億からの一般財源は当然必要になってまいります。そうしたときに財政調整基金をある程度残高がないと、その整備もできない。

大規模事業につきましては、今、認定こども園を例に出しましたけれども、防災無線のデジタル化もそうです。多額の経費がかかる、それをすべて過疎債でということではできません。借りられない分については、当然、財政調整基金を投入しながら、町の重要政策はやっていくしかないというところから、やっぱりある程度の、今後の事業の推移を見ますと、財政調整基金をある程度の金額は持っていないと今後事業はできないと、そういうことでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私も1つ、今の考えに賛同するところがございまして。つまり、一般に自治法の241条に書いてあるとおり、基金の積み立てができると書いてあります。ご存知ですよ。その中に、長期的に計画的な視点に立って、財政運営を行うことができる。財源に余裕のある年度とこう言っているわけですから、なかったら積み立てることができないわけですから、当然、積み立てていかなければ、町は潤っていかないよということの解釈にはならないのかどうか、お尋ねください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えいたします。

町が潤うということではないかと思っております。町は将来計画に従いまして、各種事業を進めているわけですが、その年度年度によって大規模な事業があったり、そうでない年があったり、結局その毎年同じ額の予算ではないということですが、大規模事業があるときには、当然、財政調整基金、貯金がないとできないよと。そうじゃない年については、積み立てできるんだったら基金に積んで、将来的な大規模事業に備えるということですが、余裕があるから潤うということではございませんので、そこら辺ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私の質問、ちょっと意が通っていなかった点があるんですが、潤うということではなくて、財政が非常に安定的にというような表現が正しいのかなと、こんなふうには思うという点をお汲み取りいただきたいと、こんなふうには思います。

その中で、ちょっとおただしをしたいのは、先ほどは使途の条件はないとは言いながら

も、実を言うと経済事情、つまり財政調整基金の中で、経済事情の厳しい変動があった際とか、あるいは災害に応じて経費の財源とか、そういう場合には出動ができると。それからあと、緊急の場合の実施することが必要となった大規模土木だとか、そういったところにも出せるはずだということが、私が間違っていなければそういうふうを受け止めていただきたいと思います。

また、長期にわたる財源の育成のために、財産の取得だとか、そういう項目で使わなければならない場合、あるいは償還金を繰り上げて地方債の財源に企てるなんていうような5項目があるんですけども、これは当然、これで決まりがあるんじゃないんですかと、こういうことをお尋ねするわけであって、今、使途のうんぬんはないというようなお話をされていましたが、その関係だけきっちり私のほうで整理したいということですから、お答え願えれば説明してください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えいたします。

今、議員がおっしゃったのは、まさしく地方財政法第4条の4、積立金の処分の項目でございます。今言われた5項目、その4条の4に一字一句書かれてございます。その中で、3項の中で、緊急に実施することが必要となった大規模な土木、その他の建設事業の経費、その他必要、やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てると、その他必要やむを得ない理由、そこに該当しますので、財政調整基金を繰り入れて財源とするというのはそこにあてはまることでございますので、使途は特段ないということでございます。

○議長 最後の質問になります。6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容的に私も理解したところでありますし、当然、11億3千万というのは、たまたま努力があったからこそこういう積み立てができたということでございますので、大いに財政を預かるものとして、いろいろと積立金の運用に努力をしていただきたいと思います、こんなふうに思います。内容につきましては答弁はいりませんので、私としまして、財政調整基金につきましては質問、これで終わりたいというふうに思います。

私の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、こんにちは。4番、小柴敬であります。今回、12月の定例議会におきまして、大きく3件の一般質問の通告をいたしております。それでは順次質問をさせていただきます。

まず、第1点目であります。横町館跡試掘後及びそれに関する役場庁舎建設計画についてお尋ねをいたします。この横町館跡につきましては、全員協議会での説明以来、県との協議の経過や結果が、われわれ議会に対してもまったく報告がなされておられません。今後の計画を含めた報告が、われわれ議会や町民にあってもしかるべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。また、次の小さな項目についてお伺いをいたします。

まず1つ目ですが、県との協議の経過等について。

①遺跡の本発掘は、これから本格的な冬を迎えることも含め、どのように進められていくのでしょうか。また、県との協議内容は、そしてその結果はどのようなものであったのでしょうか。

②として、発掘しましたこの埋蔵文化財を、今後町はどのように利活用していく方針でしょうか。

③としまして、発掘のための予算、これはどのように捻出をいたしていくのでしょうか。

2点目です。この横町館跡試掘に関して、町民に対する説明、特に付属する地元住民に対する説明はどのようにお考えでしょうか。いまだなされていないようであります。

(3)としまして、役場庁舎の建設計画の見直しについて、この遅れや工事の再開を含めて説明を求めたいと思います。

大きな2点目であります。同僚議員も何点かお聞きをしておりますが、私も今回の西会津町まち・ひと・しごと総合戦略についてお尋ねをいたします。全員協議会の中で、この西会津町まち・ひと・しごと総合戦略の素案についての説明を受けました。その中で、戦略的な位置付けは、まちづくりにおける最上位の計画であります、この西会津町総合計画、立派な本になっておりますが、それとの整合性を図りつつ、地方創生の考え方を加えながら策定したとの説明を受けました。以下の点について、この創生戦略と総合計画での目標値の差があったので、詳細な説明を求めたいと思います。

(1)事業所数と従業員数について。西会津町の総合計画におきまして、平成30年度の目標値は事業者数330事業所、従業員数2,100人。しかしながら、今回の創生総合戦略素案におきましては、5年後の業績評価指数、ある程度の目標指数といえると思いますが、事業所数が372事業所、そして従業員数が2,319人と非常に差があります。

また(2)としまして、観光客の入込客数、町の総合計画平成30年度の目標値は78万人であります。今回の創生総合戦略の素案における5年後の業績評価指数85万人と7万にもの差があります。ここの詳細な説明を求めたいと思います。

大きな質問として3点目であります。野沢町内の雪処理対策について、11月14日に私の住む町内、4、5、6町内の町政懇談会で、野沢町内の雪処理対策の進め方についての説明を受けました。その後の対応についてお伺いをいたしたいと思います。

この中で、新たな総合的雪対策計画、これを策定するという説明がありましたが、12月に入って、いつ降雪があってもいい時期にきて、これから策定するというのは、私としても納得がいきません。それとも、今回のこの説明は、今年度の降雪の状況を確認しつつ、次年度の参考とする、こういうことでしょうか。

また2つ目としまして、町民の代表や除雪に関わる方等に参加いただき、新たな委員会を設置する。こういう説明もありました。いつ設置をする予定でしょうか。

この3点につきまして、スピード感が感じられる説明をよろしく願います。

以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、私からは野沢町内の雪処理対策についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、本町は全国でも有数の豪雪地帯であります。毎年12月から3月までは、雪との闘いということで明け暮れて、雪に強いまちづくりが大きな政策課題になっております。

こうしたことから、本町では昭和62年に、除排雪体制の確立、生活環境の整備、産業の振興からなる、克雪・利雪・まちづくり計画を策定し、流雪溝や除雪ドーザ、小型除雪機

械などの整備を進めてきたところであります。また、平成13年度には第2次計画を策定し、流雪溝の整備拡張を図ってきたところであります。

しかし、近年の人口減少、高齢化の進行により雪処理の担い手不足など、冬期における住民の生活に支障をきたしているという地域が増えておりまして、こうした中で豪雪地帯の安全安心な暮らしの確保を図るために、効率的な雪処理に係る仕組みづくりや、快適な冬期の生活環境づくりなど、地域特性を活かした雪国ならではの地域づくりが求められております。

こうしたことから、このたび、仮称ではありますが、雪処理支援隊の配置など、地域の実情に即した地域除排雪体制や利雪を含めた冬の快適な生活環境づくりなどを折り込んだ、ハード、ソフト両面からの克雪体制の構築を目指す総合的な雪対策基本計画を策定することにいたしました。

おただしの第1点目の計画策定の時期でありますけれども、来年度中を目標に設定したいと考えております。

第2点目の計画策定委員会の設置時期であります。今月に入り自治区長さんや住民の皆さんへのアンケートを実施しておりますので、その集約等を踏まえるとともに、アドバイザーや委員等の選任も進めて、今冬には設置したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、横町館跡の県との協議経過等について、お答えいたします。

はじめに、これからの本発掘の進め方についてであります。発掘調査は冬期間はできないことから、雪解けを待って来春以降になる見込みであります。発掘の事業計画につきましては、予想される作業内容の洗い出しを行い、新年度予算編成に合わせて、立案を進めている状況であります。本調査の期間は、平成28年度及び平成29年度の2カ年を想定しております。

次に、県との協議内容及び結果につきまして、お答えいたします。

9月の全員協議会以降、町からは本調査を実施する場合の経費節減や期間短縮等の方策について、ご指導をお願いしてきたところであります。県からは、遺跡については可能な限り保護する方向が望ましい。発掘調査が必要となった場合であっても、対象面積を必要最小限に抑えることが、遺跡を保護する側と開発する側双方にとって良い結果をもたらす、とのアドバイスをいただいたところであります。

次に、埋蔵文化財の今後の利活用について、お答えいたします。

町では、歴史文化基本構想を策定するため福島県立博物館・赤坂憲雄館長を委員長に選任し策定作業を開始したところであります。埋蔵文化財を含む全ての文化財につきましては、保存、伝承を進めるとともに、歴史文化基本構想の中で、文化財を生かした地域づくりに活用してまいりたいと考えております。

次に、発掘の予算について、お答えいたします。

今回の事案で本調査を実施する場合の経費は、全額町負担になるものであります。発掘

経費につきましては、県の指導や試掘調査の結果を参考にして、積算中でありますので、ご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、役場庁舎機能移転計画の見直しについてのご質問にお答えいたします。

役場庁舎機能の旧西会津小学校への移転につきましては、今年度及び来年度の2カ年で改修工事や分庁舎の建設、駐車場整備などの外構工事を実施し、平成28年度末には移転する計画でありました。しかし、本年4月に敷地内が埋蔵文化財に登録されていることが判明し、計画どおりに工事を進めるためには遺跡の本調査が必要となったところであります。

このことから、本年度は改修工事に着手できず、当初の計画より移転時期が遅れることとなりました。

その後、早期移転を目指して、関係課及び発掘調査の専門家、設計業者等で、遺跡の本調査や改修工事の実施方法、スケジュール等について、現地確認や協議を重ねてきたところであります。現在のところ、改修工事は平成29年度から着手し、平成30年度の早い時期の完了を予定しておりますが、今後、ある程度の見通しが立った段階で、議会にご説明申し上げるとともに、広報紙などをおして町民の皆さんにお知らせしていく考えであります。

町といたしましては、今後も引き続き、早期移転に向けた作業を鋭意進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 4番、小柴敬議員の、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、総合計画と総合戦略の関係についてであります。総合計画は町の総合的な振興・発展などを目的に策定するまちづくりの最も基本となる計画であり、昨年12月に、平成27年度を初年度とする5年間の取り組みを定めた後期基本計画を策定いたしました。

一方、総合戦略は国のまち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少克服や地方創生に特化した戦略として策定するものであり、昨年度策定した後期基本計画をもとに地方創生の考え方に沿った施策と、町民21名の皆さんで組織した総合戦略策定町民会議で出された意見や考え方等を取り入れて策定したところであります。

また、総合計画、総合戦略ともに、その推進にあたっては、政策分野ごとの基本目標や具体的な施策を示し、各施策を客観的に検証できる数値目標を設定しているところであります。

ご質問の目標値の差異につきましては、特に、総合戦略ではしごとづくりや交流人口の拡大、子育て支援など、人口減少対策や地方創生に寄与する事業を積極的に推進するための事業を新たに組み込むことにより、後期基本計画よりも高い目標値を設定したものであります。

おただしの事業所数や従業員数に関しては、総合戦略の基本目標、資源を活かし、しごとを創るの具体的な取り組みにある、木質バイオマス施設の整備や起業家の育成、チャレンジショップの整備、都市自治体の高齢者介護施設の誘致など、後期基本計画策定時には

ない、新たな事業を推進していくこととしております。

また、観光入込客数については、基本目標、地域力を活かし、人に選ばれるの具体的な取り組みにある、西会津体験ツアーの実施やセミナーハウス整備事業、西会津ふるさと町民倶楽部設立事業、にしあいづ暮らし体験施設の整備、スポーツを通じた交流事業の拡大などを推進することにしました。このように新規事業や継続事業の拡充によって、総合計画、後期計画の策定時よりも、さらに事業計画を考慮し、目標値を高く設定したところでありますので、ご理解願います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、まず第1点目、ちょっとどういう意味かわかりませんでしたので、ご説明していただきたい。答弁におきまして、県からは、遺跡については可能な限り保護する方向が望ましいということの答弁がありました。保護と発掘、非常に矛盾するようなところがありましたが、では、発掘したところで、何かこう大事なことがあったら、逆にいうとそれを引き出して空気中にさらすとか、われわれの目に触れるようなところで展示するというのではなくて、埋め戻すというような意味にも解釈するわけではありますが、その点について説明していただきたい。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

この保護するというのは、なるべく遺跡は触らずに、その自然なままで置けるのであれば、最もベストな対応だというようなご指導の意味でございまして、必要な部分のみ発掘できれば、それが一番よろしいというような説明でございました。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 ということであれば、今回、試掘を行って、ある程度わかったんだから、じゃあ保護する意味として、埋め戻してそのまま役場建設をしようじゃないかというようなことも考えられるんじゃないかと思うんですが、その点についてお聞きします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

開発行為を行わないということであれば、当然そこは触れなくてもよろしいというふうになります。ただ今回の設計におきましては、さまざまな方策を検討いたしましたが、特に校庭なんかにつきましては、全体的に触れるというようなことでございますので、調査が必要になるということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 次の点についてお伺いをします。雪解けを待って、来春以降、発掘するというものでありましたが、この雪解け時期、何月ぐらいを想定して今から計画を立てていくというようなことでありましょいか、お聞きします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

現在計画中、立案していると申し上げました。通常でありますと、概ね4月から11月くらいということで想定してございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬　　今の4月から11月ごろというのは、開始時期がそんなに大幅に、4月もしくは11月までずれ込むという意味でしょうか。

○議長　　生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長　　ずれ込むといえますか、通常、まず雪がなくなった状態からスタートすると。それで降雪前には現場作業は終わるということで、通常の例を調査しましたところ、概ね4月以降、それから11月くらいが一般的だということですので、ご理解いただきたいと思います。

始める時期でありますけれども、概ね4月ごろを目標に考えてございます。

○議長　　4番、小柴敬君。

○小柴敬　　じゃあ質問を変えます。今回、発掘した埋蔵文化財、若干出たわけではありますが、これらの鑑定というか、そういった見地で県の文化財の方々に、どんな価値があるかとかというようなことでお聞きした点あったら伺いたいと思います。

○議長　　生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長　　お答えいたします。

鑑定という視点ではお願いしたことはございません。あくまでも出土遺物ということで、それを記録にとどめるという視点で考えてございます。

○議長　　4番、小柴敬君。

○小柴敬　　では次に移ります。今回の発掘のための予算、これはまったく町の持ち出しだということでありましたが、今回の試掘によりまして7千万から1億円、そのくらいかかるのではないだろうかというようなことでありましたが、これに対する、充当するお金について、何か低利なものを借りるといったようなことはできるのでしょうか。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　　お答えいたします。

発掘調査費用について借り入れられる起債はございませんので、一般財源ということになります。

○議長　　4番、小柴敬君。

○小柴敬　　今後、町として説明を町民に対して、この経過を説明するというものでありますので、早急に広報、そさからNCT、回覧板、そういったものを使いまして説明をして、町民にわかりやすく経過報告、それなりをしていただきたい。

それから、今回の役場庁舎の建設見直しについて、今回、役場整備の事業費、この2億円という金額が、そのままずれ込むことになるんですが、それはそっくり、またさらに財調に積み立てをするということによろしいのでしょうか。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　　お答えいたします。

役場庁舎の改修工事費につきましては、今のところ約6億円を見込んでございます。そのほか駐車場整備、あとは機器の移設等で約2億ほど現在のところ見込んでございますので、概ね8億円程度の事業費はかかると積算してございます。

財源でございませけれども、一応、庁舎整備基金、今まで積み立てをしてございまして、27年度、今年度末には6億円の積み立てということですので、今後あと2億円ほ

ど 28 年度、29 年度にかけて積み立てれば、だいたいの事業費はまかなえるのかなと、そういうふうに考えてございます。

あと遅れに伴いまして、工事費等に影響は出ないのかというお話でございますが、今、建築物価、結構上がってございまして、いくらかの影響はあるのかなということでございます。ただ、設計についても、随時見直しをかけて、できるだけ事業費については圧縮させたような考えもございますので、なんとか予定通りの工事費でおさまられるように努力してまいりたいと考えてございます。

失礼しました。今年度の予算にあがっている 2 億の話でございます。今年度は執行いたしませんので、その分は、結果、残として残って、最終的に財政調整基金になるのか、それとも庁舎整備基金に戻すのかということでございますが、今のところ庁舎整備基金にその分は戻すというような考えでございます。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは 2 問目の質問に移ります。今回質問いたしました数値目標、これに対して、非常に明快な答えというか、あいまいな答えというか、返ってきたわけではありますが、私にとってはちょっとあいまい過ぎると、この西会津町の総合計画、平成 30 年ですね、これの計画書によりますと、平成 30 年までの目標値、この事業者数が、振興策により 10 パーセント程度に減少を抑えるというふうにあります。また、西会津町としまして、今現在、人口減少をみてみますと、年間 100 人ほど亡くなっているというような現状であります。こういうことを踏まえれば、私は平成 30 年度目標、事業者数 330、それから従業員数 2,100、この辺が妥当ではないかと思うんですが、平成 12 年度 362、2,299 人。創生素案ではプラス 10 事業所、372 事業所、そして従業員数 2,319 人、プラス 20。この辺の詳しい説明をもうちょっとお聞かせいただきたい。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 数値目標の総合計画と総合戦略との差異についてということですが、確かに総合計画では振興策によって 10 パーセントの減に抑えるというような、そういった表現で減少の数値が出ていたわけですが、やはり今回の総合戦略というのは、先ほどからその趣旨を申し上げておるように、人口減少対策というようなことを大きく掲げて、国でも総合計画とはまた別個の計画としてとらえて、その人口減少に向けたような取り組みを強化していきたいなさいというような、そういった指標を持って今回の総合戦略の策定にあたりなさいというような、そういった指導もあったわけがあります。

ですから、あくまでも総合計画にある事業は事業として取り入れつつ、またそこに人口減少対策として、さらに強化するような事業があれば、それは総合戦略の中に計上してもいいですよというような、そういった指標もありましたので、今回、町民会議の中で、総合計画の中身も詳しく説明しまして、こういった取り組みもするんですというようなことをお話した中でも、やはりこういった、もっと事業をやっていないと、そういった人口減少の対策には不足するんじゃないかというようなことで、先ほどあげたような事業を計上させていただいたわけがあります。

それに基づいて、数値的にはさっき言ったようにプラスになるような数値をあげさせていただいたわけですが、事業所では 10 事業所プラス、10 事業所にいたい 2 人く

らいの雇用というようなことで20人プラスにして、その数値を総合的に今回の目標値にあげさせていただいたということですので、確かにこれから目標値として、努力目標であるわけですので、これは商工会なんかとも一緒になりつつ、連携して、やっぱりこういった目標に到達できるように、それぞれの施策を取り組んでいきたいという努力目標ですので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 私は思うんですが、今回の人口ビジョンのグラフ、ある程度こう進めていきますと、2020年、この町の人口の予想がだいたい5,600人から5,700人、このくらいの場所を示しております。これだけ人口が減るのに、従業員数が増えるんだと、逆に言うと、私は、これだけ抑えることに努力をして、事業所もここまで抑えたい、そういった示し方もあったのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 確かに人口目標は、統計的な、そういった手法で取らせてもらったわけですが、具体的な取り組みについては、本当にその自治体の努力事項というようなことで、そういった取り組みをすることによって、やはり減少を抑制するなり、また今現在あるよりも維持する、それよりも増やすとか、そういった本当に自治体への努力義務を課しているような中身なんですよね、施策的には。

ですから、今回の事業所の中においても、確かに減少を抑えるということもいいのかもしれないかもしれませんが、やはりプラス思考のほうにいきまして、ぜひ事業所なども増やす方向にいくことによって、雇用の場を増やしていくとか、そういった取り組みをしたいということの、確かに希望的観測かもしれませんが、今回の総合戦略での努力目標としてほしいということですので、その辺でご理解いただきたいなと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 私は小さな商売をやっているわけでありましてけれども、通常、この努力目標が金銭的なものでありませんので、何とも仕方がないと思うんですが、経営者であれば、ある程度の数値目標、これは達成しなければ、例えば、株を持っている人とか、そういった人にとっては納得いかな数字ということになってきます。つまり経営責任を問われるということになってまいります。

ですからやはり、引くべきところは引いて、そしてそれを国、県に訴えていく、そういうやり方もあったと思うんですが、いかがですか、その辺は。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 確かにそういった目標値を取るということも1つの方策ということであるのかもしれませんが、今回のその総合戦略の目的としては、やはりある程度の努力目標を立てて、それに向かってそれぞれの市町村で努力してくださいよというのが基本的な考えであるわけでありまして。それで、決してこれを、目標値を立てて、そこに到達しなかったからといって、別に国からペナルティとか、そういうのはありませんので、決してそういう意味で責任を取れとか、そういうことは決してない状況であります。そういった意味で、今回の総合戦略の策定の中で、町民会議の中でもいろいろな事業をやって雇用を増やしていこうということの結果の数値でありますので、ひとつご理解いただきたいと

思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 非常にそれはもう明らかに、ちょっと間違っているんじゃないかと思うんですが、あくまでも目標は達成しての目標であって、達成していなくても、それは誰も責任がないんだと、こんな目標は立てなければいいじゃないですか。それよりは、もっとマイナスであっても達成できる目標を一生懸命みんなで努力して達成していく、人口が減っていく、企業も減っていく、その中でもわれわれはこれだけ努力して、ここまで抑えたんだというほうが大事だと思うんですが、町長その辺いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の場合、目標値を多くすればしたで、少なくしたらしたで、まあいろいろこれは出てくるわけでありまして。しかしこれはあくまでも、これは実際やってみないとわからないというのが本音であります。ですから、1つはこの政策策定の5年間というのは、1つはベースにあるとしても、西会津町の長期間にわたる人口減少というものについては、これはどの程度でやはり完全に抑えていくことができるだろうかということも、これは大きな目標を掲げながら、5年間の中でやっていけるものについてはやっぴいこうということでもあります。

しかしながら、若い人に西会津町の現状等を話して、そして目標を立てていただいたわけでありまして、この気持ちというものをしっかりわれわれも重く受け止めて、これに到達するよう努力するというのが本音でありますので、それ以上いろいろとやってもなかなかこれお答えできない部分もありますので、その点でご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは最後の質問に移りたいと思います。先ほど町長の答弁の中で、できるだけ早い時期、来年度、しっかりとこの雪対策に取り組んでいくんだというふうな答弁をいただきました。また今回、雪処理支援隊、初めて聞かせていただく言葉であります、これについて、わかる範囲でいいのでお答えいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 雪処理支援隊のご質問についてお答えいたします。

先ほど2番議員の答弁の中でもお答えしましたが、今年度から雪処理支援隊を設置して支援をしていくというようなことでお答えをしました。その中で、詳細についてはこれから関係機関との詳細を詰めていくというようなことでもお答えしたところでありますが、現在、社会福祉協議会等と協議をしているところでありますが、ただ、もうすぐ雪も降ってくるということもありますので、現在、概要としてまとめている部分であります、やはりまず対象者であります、雪処理ができない、家族、親類や地域の方からの支援が、やはり困難な高齢者世帯、あるいは高齢者や障がい者の一人暮らし世帯、そういった方々を基準に考えているところでございます。

支援の内容としましては、やはりこういった人たちが一番困っているのは、雪があつて外出できない、買い物に行けないとか、そういったことが一番問題であるということでもありますので、玄関から公道まで、除雪をしている公道までの雪の除排雪、あるいは除雪機

械で除雪をしたあと、雪が残っている部分の雪の処理など、そういったことを中心に支援していくというような考え方です。

その体制というか、じゃあどういった人たちがというようなことですが、それにつきましては、基本的には町の臨時職員というような形で数名雇用しまして、その方々が支援の必要な方々の家庭を巡回しながら支援をしていくというふうなことで考えているところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 町長が席上、こられました11月14日のあとに、12月2日の日に、町の雪処理に関する説明が午前中、そして12月2日の午後に野沢町内の克雪活動実行委員会全体会議ということで、町長及び担当課長が出席していただきました。町長は、将来、年度計画を立てて、流雪溝を新しく改修していきたいというふうなことの返答をいただきました。そして、担当課長からは、まず調査を実施してというふうな答えをいただいたんですが、その調査開始時期というものがもしわかれば、なるべく早急に、例えば、来年度予算立てを、今回、予算折衝をしているわけですから、予算立てをして来年度から始めたいというようなお考えはないでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず今回、雪対策の総合計画、これをやっぱり早急に立てていく必要があるだろうというふうに思っています。先ほどの冒頭で説明しましたように、喫緊では平成13年度に第2次の、この計画を策定をして、流雪溝の整備拡張を図ってきたわけです。あれからまた何十年経っておりますので、今度はまたもう一度ですね、やっぱり雪の生活の中で、快適に過ごせる環境づくりということに目指しながら、まず1つは、利雪、これは最近、雪を利用した雪エネルギーという問題も出てきましたので、こういった利雪を、雪をどう利用するかと、こういったことの視点に立つことも必要であるというふうに思っています。

それから克雪、雪をいかに克雪をしていくか、それはまさに雪処理であったり、そして今ほど言われたわけですが、流雪溝、これの本当の課題はどこにあるかということについても、こうした計画の中で、しっかり煮詰めていくことが必要ではないかなというふうに思っています。それには、やっぱり大規模な流雪溝でも改修になるわけです。いわゆる当初、流雪溝をつくったのは、勾配は現道の側溝のままに入れたがために、この傾斜地がないところに淀みが生じるというところに一番大きな課題があるというこは、これはわかっていますので、これを改修するためには、全体計画を立てなければなりません。部分的であってはならないということでもありますので、そうした雪処理の問題。

それから、雪は流すということも大事ですけども、消すという方向に、やっぱりこれからもっていく必要があるだろうというふうに思っていますので、こういった全体計画をどういうふうこれから立てていくべきかと、計画をしていくべきかというこで、この克雪の問題を考えていきたい。

最後には、やっぱり親雪、雪と親しむということです。これは西会津も行っておりますけれども、イベントであったり、そして雪国まつりですね、これの継続性。こういったことで、いわゆるこの観光に雪をどう活かしていくかと。

それで、こういう形を取りながら、全体的な雪対策計画をしっかり立てていく必要があ

るだろうというふうに思いますので、そうした計画の中に、やはりこれから取り組んでいく必要があるだろうと。来年度以降、すぐ調査に入って、すぐその来年ということになると、全体計画、全体がぼやけてしまいますので、こういった中で、しっかり立てて計画をしていきたいと。そしてその中で、喫緊な課題はいったい何なのかと、これまでやってきましたように、いわゆる今申し上げましたが、そんなことは待ってられないということで、雪処理対策を今回やると。そしてドーザも前もって、10台一週に昨年交換してしまっただけです。こういった機械化というものについてもどんどん進めてきておりますから、こういった喫緊でやらなければならないことはやっていきますけれども、総合的に対策をもう一度立てていこうというのが雪対策であります。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今、町長が申されましたように、野沢町内の克雪活動、これにつきましても、もうすでに30年という年数が経過しております。そして、住民も高齢化、そして自助共助、この部分もだいぶ疲弊しつつあります。今現在、町内1戸当たり1,300円ずつ徴収し、そして雪、克雪の活動資金としてみんなで使っていて、それで一冬、約3カ月間、来年の3月15日まで活動していくということで、同僚議員も何度かこの克雪、町内の克雪に関しては質問してまいりました。喫緊の課題ということでもありますので、そのスピード感をもった対応ということで、町長はどのくらいな期間でこれを成し遂げたいというふうにお考えでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 計画による、その内容によっても違います。ですから、今の流雪溝体制だけを考えていけば、私は継続していくべきだろうという基本的な考え方は持っています。ですから、確かに高齢化している、あるいはいろいろな課題はあるかと思いますが、まさしくこの除雪、あるいは雪対策というのは、町だけの、公助だけではどうしようもない部分が実はあります。ですから、そこには共助であったり、自助であったり、こういった総合的な絡みでなければ、この降る雪に対してどうしようも対応はできないということでもありますので、計画性の中においても、今の克雪委員会というのは継続しながら、しっかりこれは町としても、そこにただすべて投げやりではなくて、それはお互いに、町と、そして克雪委員会は協働で対応していこうという形は、今後も取っていきたいというふうに思っています。

そして、今言われた施設の改修、こういったことについては、やっぱり今、私は来年度からすぐやるとかとはなかなか言えませんけれども、それはスピード感をもってやらなければならないところはしっかりやっていきたいということで計画をしていきたいというふうに思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 期限を切った答弁というのはなかなか難しいものであります。できれば、何年か先に実行していくんだというようなお答えがほしかった。今後、逐次この克雪に対しては、私の議員生活の中における課題として、町とともに歩んでいきたいと思っていますので、いろいろな交流人口拡大のため、そして安心安全な冬場の生活のためにお互いに努力し、そして町民の方々に納得していただけるような町政を今後とも進めていっていただき

たい、そう思って今回の質問をこれで終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(14時55分)

平成27年第9回西会津町議会定例会会議録

平成27年12月8日(火)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教育委員長	五十嵐 長 孝
企画情報課長	大 竹 享	教 育 長	新井田 大
町民税務課長	上 野 善 弘	学校教育課長	会 田 秋 広
健康福祉課長	渡 部 英 樹	生涯学習課長	石 川 藤 一 郎
商工観光課長	伊 藤 善 文	代表監査委員	佐 藤 泰
農林振興課長	玉 木 周 司		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第9回議会定例会議事日程（第5号）

平成27年12月8日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議会活性化特別委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 渡部 憲 | 2. 伊藤 一男 | 3. 長谷川義雄 |
| 4. 多賀 剛 | 5. 荒海 清隆 | 6. 青木 照夫 |
| 7. 清野 佐一 | | |

○議長 おはようございます。平成 27 年第 9 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、おはようございます。今日は私、8 番、渡部憲でございます。西会津町は今年は暖冬ということで、あまり雪は降っておりません。一部を除きまして降ったところもございます。しかし、雪の降らないということは、町民の皆さんも、役場も、本当にありがたいことだと思います。一部、業者の方に言わせれば、怒られるかもしれませんが、本当に雪のない暖冬の冬、本当に私はそれを期待しております。そして、皆さんが本当に雪の降らない町というのは本当に助かると思います。

それでは、余談は別にいたしまして、ただいまより通告しておいた順に質問をさせていただきます。

まず 1 つ、プレミアム商品券の検証結果についてお伺いいたします。

まず 1 番目、1 世帯プレミアム商品券 60 万以上の使用はなかったのか。

2 番目、過去の取り引きの精算に使用した形跡はございませんか。

3 つ目、換金目的の使用はなかったのか。

この 3 つについて、できるだけ詳しく具体的にご答弁いただきます。

2 番目、町道の改良工事の考えはないか、そういうことでございます。

まず 1 つ、町道野沢安座線の改良工事について、猪俣議員より 9 月の定例会で質問がございましたが、地区住民からの道路改良が強く要望されている。新しい道路整備計画は、町道野沢柴崎線の整備後に策定するとの答弁でありました。町内には改良すべき危険な箇所が多数あることから、早急に策定し、取り組む必要があると思いますが、町の考え方を問います。

3 つ目、ふるさと自慢館についてであります。自慢館の落札価格はいくらであり、町として価格について検証されましたのでしょうか、これも伺います。

3 つです。よろしく答弁のほう。そして明快なる答弁をお願いいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 8 番、渡部憲議員のご質問のうち、プレミアム付商品券についてお答えいたします。

プレミアム付商品券発行事業につきましては、9 月定例会でもご答弁申し上げましたが、国の、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、町商工会に補助金として交付し実施しているものであります。使用期間につきましては、去る 11 月 30 日をもって終了し、現在は、12 月 28 日まで取扱店からの換金期間となっているところであります。

ご質問の、1 世帯プレミアム付商品券 60 万円以上の使用、過去の取引の決済に使用した形跡、換金目的の使用についてであります。事業主体である商工会に確認したところ、

そのような事実は確認していないとのことでありますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 8番、渡部憲議員の町道改良に関するご質問にお答えいたします。

議員ご質問の新しい道路整備計画は、9月町議会定例会で6番、猪俣常三議員にお答えしたとおり、町縦貫道路の一部となる町道野沢柴崎線の完成時期に併せ策定していくこととしております。本路線は取付道路の改良も含め、平成30年度の完成を目指し進めており、道路整備計画はそれまでの間に策定する考えであります。したがって、具体的な改良箇所の整備については、それ以降を予定しています。

計画の策定にあたりましては、路線の重要度や現在調査を進めております路面性状調査等による道路施設の損傷度の結果も踏まえ、総合的に判断しながら策定してまいります。なおその間、危険な箇所につきましては、補修で対応できるものは補修工事に対処してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 8番、渡部憲議員のご質問のうち、ふるさと自慢館についてのご質問にお答えいたします。

おただしのふるさと自慢館については、野沢地区商店街の活性化の拠点施設として、現在、町商工会が事業主体となり、既存自慢館裏の住宅を解体し、さらに誘客を図るため、新たに交流ブースや展示ブースなどの増築を進めているところであります。

落札価格はとのおただしですが、本事業は町商工会が事業主体であり、確認しましたところ、4,713万1千円とのことであります。また、価格についての検証であります。町商工会が主体となり、入札を行っておりますので、町としては検証を行っておりません。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 議長、申し訳ありませんけれども、資料を取ってまいりますので。

それでは、プレミアム商品券の検証結果についてお尋ねいたします。これ1世帯60万円以上、これは1世帯なんですか、個人が1人で60万なんですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 質問にお答えいたします。

1世帯50万円にプレミアムが20パーセント付きますので、10万円ですので、合計60万という形となっております。1世帯でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 1世帯ですよ。しかし、果たして1世帯60万に限定されて、本当に1世帯60万だったんでしょうか。例えば、うちの家族3人いて、その3人の人が行って買ったら、1世帯60万では終わりませんよね。どうでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 世帯の購入の部分についてのご質問でございますが、商工会に確認いたしましたところ、商工会においては、1世帯でしっかり買っていただいたということでございますので、1世帯の中で複数に購入された方というのは確認していないということでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私は、やはり1世帯60万というのは、本当にそのとおりに守られたのかと、守られていないと私は思うのであります。これは、60万というのは、50万でプレミアムが付いて60万ということですが、これは本当に私も含めて、あそこで買った人たちが、本当に60万しか買えなかったのかと、やっぱり私は、ほかから来た人、いろんな人、ちょっと聞きましたけれども、やはり本当のことはみんな言ってくれませんよ。ですから私は、1世帯60万というのは、これはなかったと、みんないくらかは余計に買ったんじゃないかと、そう思うんです。

それはいいとしまして、過去の取り引きの決済に利用されたことはない、そういうことですが、商工会の返事はなかったということですよ。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 過去の債務の支払いということでございますが、このプレミアム付き商品券の取扱要領、これは取扱店、130店舗に対して、取扱要領をお配りしておりますが、その中で使用方法について規定があるんですが、出資や債務の支払い等については利用できないとなっております。ですので、過去債務等の返済という部分には、この商品券は使えないということになっておりますので、こちらのほうは商工会からの指導でございますが、そういう形で承っておりますので、使用はできないという規定ということでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 これ50万に戻りますけれども、これ50万というのは誰が決めたんですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 先ほども再三ご答弁申し上げておりますが、商工会におきまして、各会員並びに理事会のほうで検討いたしまして、今回は地域の消費喚起が事業の目的でございますので、地域の消費喚起を促せるような額としたということでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私は国の指針とはこれ違っているんじゃないかと、国は公平、透明性を求めて、みんなに広く、そしてできれば20万、30万、10万と、そういうのを私は求めたんじゃないかと思えます。弱者、老人、その方のためにも、だって百何十名しか買えなかったんでしょう。そうすると最初からわかるわけですよ、これは6千何百人いるうち、50万と決めちゃったら、あと百何十人しか買えないんだと、そういうことじゃないんですか、そういうことは考えなかったんですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 先ほども再三申し上げておりますが、確かに商工会が事業主体となっておりますので、商工会の部分で、理事会並びに決められたということでございますが、まず先ほど申し上げました、国がと申しましたが、こちらの地域消費喚起の基本的な考え方ということで、こちらのほうは、交付金の交付にあたっては、地域における消費喚起に直接効果がある事業に対して実施するということになっておりますので、やはり商工会のほうでは、地域に直接喚起があるものだというので、金額を設定したものと考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲　　そうするとこれは、小売店とかそういうのを対象にしたものではなくて、早くいえば特設、つまり建設、設備、電気、そういうものを対象にして行ったということですか。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　お答えいたします。

こちらのほうの対象というのは、小売店、全部で130店舗が取り扱いとなっているということで、商工会に加盟取扱すれば、取り扱いになれるということでございますので、確かに大工さんと建築関係、設備関係、あと小売店、流通関係、多分にすべてで130店舗ということになっておりますので、その商品券の使い道が高額だったからそこにいったのかという部分ではございますが、小売のほうにもまわっているということで聞いておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長　　8番、渡部憲君。

○渡部憲　　やはり、これは小売店を主とするものではなく、建設、設備、いろんな、そういう金額の高いものにいきますよね、当然ね、50万だから。使い道考えたら当然ですよ。1万、2万のものを買うよりも、そのほうがずっと使い道がいいわけです。50万も買えば10万の、そのプレミアムが付くわけですから、ちょっとした工事はできますよ。ですから私は、そういう建設、設備、電気、そういう関係に、やはりたくさんお金を使ったんじゃないか。ですから、だから1家族、1世帯1人じゃなくて、何かやる場合は、やっぱりうちの家族3人も連れて行って買えば、150万ですからね。150万の10万ずつ付くんでしょう。そうすればちょっとした工事はできますよね。だから私は、あなたが今答弁したように、1人、1世帯で50万しか使わなかったなんていうことは詭弁だと、私はそう思うんです。どうですか。

○議長　　今の言葉、ちょっと。

わかりましたではなくて、訂正願います。

8番、渡部憲君。

○渡部憲　　詭弁だということはね、過ぎました。申し訳ありませんでした。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　1世帯ではなかったのかというような部分のご質問でございますが、やはり事業主体であります商工会に確認いたしましたところ、再三ご答弁申し上げておりますが、そのような事実は確認できないと、確認していないということでございますので、ご理解願います。

○議長　　8番、渡部憲君。

○渡部憲　　課長、ただ、私はそんなにいっぱい使ったとか使わないとか、そんなことは絶対に言うはずはないんです。ですから、本当に実際の中身は、やっぱりそういう頭のいい人で金のある人は、そういうことはできたと思いますよ。情報が早く、いつの間にか抜けていたという話もありますし、ただ、この弱者対策として、5千円の6枚綴りを発行したと、これは本当なんでしょうか。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　経済弱者の方に対しての対応ということでございますが、再三申し上げ

ておりますが、少額の、いわゆる綴りも用意しておりましたが、その分は優先確保という部分ではございませんで、やはり一挙に来てしまったので、その5千円分についても、すべて売ってしまったということでございます。

その背景には、やはり21年度に、やはり同じような定額給付金関係の商品券事業がございました。それは1世帯2万円ということでございました。やはりその1世帯2万円にしたことによりまして、なかなか商品券が売れなかったというふうな経験を踏まえまして、商工会としまして、高額な金額に設定したという部分もございまして、ある程度、こちらのほうの経済的な弱者の方についても、これだけ用意すれば買えるだろうと予想のもとに準備したということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この弱者対策の、障がい者の代理人が購入されたということですが、実際は買っていないんですね、誰もね。だから弱者対策にはならなかったということですよ、一応用意したけれども、誰も買っていないんだと、これはやっぱり対応が悪かったと思いますよね。だったら、ちゃんとその老人とか、こっちに歩いてこられない人とか、そういう人たちには、それなりの対応を私はすべきだったと思いますよ。ただここに用意したから来いなんていったって、これは無理ですよ、歩けないだし、病気の人だっていらっしゃるんだし、年寄りだって無理なんです。だから、購入した人は誰もいなかったんじゃないかと、そういう対応が悪かったんじゃないかなと、私はそう思います。これは今後そういうことがある場合は、ちゃんと対応してください。

それから、またこれ国の、これは補助事業ですよ。そうじゃないんですか。だったらやっぱり町の行政の職員も1人くらい立ち合うべきではなかったかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず1点目の弱者対策という部分で、そういうご意見があったという部分については、商工会のほうに申し送りしたいと考えております。

6月7日の販売の時点におきまして、行政の職員が立ち合うべきではなかったのかという部分でございますが、7日の日の売り出しの分については、確かに商工会に補助金として交付して実施しているものでございますので、行政の立ち合うという部分は特にはしませんでした。私は当日、どのような状況かなという部分で現場を見たところも、売り切れてしまったという部分は確認したところではございます。ですので、厳密に言って、立ち合ったということではありませんが、現場の状況は把握はしていたということになります。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 プレミアム、何回もこうやってやってもしょうがありませんから、今後、商工会長も反省しているわけですよ、反省しておられる。もう少しみんなに広く、公明正大に渡るように、本当はすればよかったなど、そういう商工会長の話もあります、本当にね。それで、他村から来た人には、あまり買ってもらいたくないということはないんですけれども、経済効果を考えれば他市町村でもいいんですけれども、やっぱり商工会の人たちも、

そういうことを考えていただいて、チラシだって9時から4時まで買えるわけだったんですよね。それが12時40分で終わってしまっているわけですよ、商工会で売った場合はね。そしてその後ろにずっと並んでいた人がおったわけですよ、県道までね。その人たちに、あんたはもう帰れと、終わってしまったんだから。それでもね、やっぱりまだまだ午後になっても来た人はいっぱいたんです。そういうことをね、チラシの関係もちゃんとしていただいて、それで買えなかった人の立場に立って、6千何百人いる人口の中で、170、80人しか買えない、そんなバカみたいな話、そういうことを踏まえて。

○議長 人口ではなくて世帯ですから、その辺確認してください。

○渡部憲 そういうことで、今後ともそういうことのないように、みんなのそういう利益という、利益ではないんですけども、そういう恩恵に属するように、今後ともそういう、こういうまたあると思いますこういうことはね、そのときにちゃんとした対応をして、弱者、そして老人、そしてそういう人たちのために、よく考えてやっていただきたい。そういうことです。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 プレミアム商品券の関係につきましては、9月議会でも何回か、何度となくお答えしたところでございますけれども、ひとつ誤解のないようにご理解をいただきたいと思っておりますけれども、今回は、国の平成26年度の補正予算事業ということで、主たる目的は、何度も申し上げておりますように、地域経済の消費喚起をまず第一にやっつけよう、それで地方の経済を活性化していきたいというのが、まず国の大きな目的でございます。

それで今回、事業主体は商工会ということでやっていただいたわけでございます。その今回の事業の制度設計にあたっては、先ほど申し上げましたように、商工会の役員、あるいは理事会の中で、その額をいくらにするとか、あるいは販売方法をどうするかというような、細部にわたって検討をされて、実施にあたったということでございます。

議員からいろいろこういったことはなかったのか、ああいったことはなかったのかというお話がございましたけれども、われわれとしては、憶測、あるいは推測で物事をお話することはできません。そこで、商工会にしっかりと、こういうことはなかったんですか、ああいうことはなかったんですかと、質問いただいた内容について、一つ一つ確認をさせていただきました。それで、その結果は、そういう事実はありませんよということでございますので、われわれとしては、そういうことはなかったというふうに判断をさせていただいております。

議員からいろいろご提案もございました。公平公正にやる、それは当然の話でございます。そういったところで、今後、例えば今回は少ない世帯にしかいきわたらなかったと、これも1つの反省点だと思います。いろんな、今回実施するにあたって、反省点はいくつかあるかと思っております。次回、こういう事業がもしあった場合については、今回の反省点をしっかりと活かして、その実施にあたっていくということで、われわれもそう思いますし、今度、事業主体がどこになるかわかりませんが、そういったところの事業主体と町がしっかりと連携をもって、今後やっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 やはり町としても、1,700 万の金は出しているわけですから、これはやっぱり行政指導はちゃんとしていただく、たとえ商工会だろうと何だろうと、やっぱりちゃんと

○議長 そういう言葉づかい、訂正してください。

○渡部憲 訂正します。そういう行政指導をちゃんとやっていただく、それが町民のためにもなりますから、今後このような事業があると思いますので、その時は、ちゃんとしっかりやってもらいたいと、町の税金を使っているわけですからね。よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の町道の改良工事についてお伺いいたします。私が今回、前回の猪俣議員の質問にもありました、町道野沢安座線ですか、ほかにいろいろいっぱいあるんですけれども、特に私は、町道安座線というのは、冬になるとどういう状況かわかりますか、課長。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 再質問にお答えしたいと思います。

具体的な路線ということで、町道野沢安座線というふうにいただきました。この路線については、1級町道でありまして、安座と野沢のまちなかを結ぶ路線であります。議員おっしゃったように、野沢から牧にかけて橋がございまして、その橋とその前後については、かなり勾配もございまして、ちょっと狭くなっているという状況がございまして、やはり冬になりますと、そこについては当然雪も積もりますし、あと凍ったりするということがございまして、そういう点、冬期間については除雪をしっかりと行う、また場合によっては路面凍結剤を撒くというようなことで対処しながらやっているところでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 特に、これは町長の地元でもあるわけです。ですから、町長もそれなりに考えておられると思うんですけれども、私もあそこに会社がありまして、少し通ったことございます。確かに冬になりますと、あそこはいろんな大型トラックもみな来ます。そうした場合に、事故が起きるんですよ。起きなかった年というのはありません。今後、その対応をどうなさるのか、事故が起きないようにするにはどうしたらいいのか、それをお伺いしたい。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 野沢安座線ということで、先ほど申したように、やはり狭い路線、また近くに工場等があり、大きな車も通るということでございます。やはり一番は、まず運転する方がしっかり、地元の方が多いでしょうし、また慣れている方もいらっしゃいますので、そこはしっかりと運転をしていただく。また道路管理者としては、極力危険がないように、日常からパトロールをしながら、そういう危険な場所については補修をやる。あそここの場所につきましては、議員もご存知のように、橋梁の架け替えだけでは当然できない箇所でございますので、それを含めた形の改良ということで、かなり大規模な点でございます。

なお、町としましては、今回、牧集落の近辺、舗装ですね、かなり傷んでいましたので、下水道工事と併せながら舗装を修繕しているという形で対処しているところでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 課長も本当は、内情はわかっていらっしゃると思うんですけども、私は、実際あそこは橋を渡って坂を上がります。そして急に曲がるんですよ、そうすると大型とかトレーラーは、あそこで停まってしまいます。そうするとそのままバックしたり、ぶつかったり、そうすると安座のほうから来る方もわからないんですよ、どうなっているか。だから曲がって初めて状況がわかるわけです。そのころはもう遅い、ぶつかってしまう。そういう状況なんですよ。毎年毎年あそこは事故が起きるんです。

ですから、私は対案としまして、あの橋はしょうがないです。橋はしょうがない。橋から、ちょっと途中から右折という、掘割みたいなこうやってもらって、地権者の方のご協力がないとできませんけれども、上まで上がらないで、途中から斜めに部落のところに出るというような道路をつくれれば私はいいと思います。そうすると、上から見通しが効くわけです。ですから、今すぐ橋をやるとかなんかだととんでもない金がかかるわけですから、橋は渡ってもしょうがない。しかし途中から右に曲がって部落の出口辺りに出るように、そういう方法を取ることはできませんか、どうですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回の議員から具体的な法線なりということでご提案をいただきました。やはりあそこの路線については、本当はあのままではなかなか大変な部分がございますので、今議員からご提案いただいた内容も含めながら、総合的にちょっと検討しながら、最終的に計画に落としながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私はやはり、柴崎線ですか、奥川来るね、その道路ができないと、こっちのほうは考えられないんだという話なんですけれども、まずやっぱり優先すべきところはやらなければならない、私はそう思うんです。毎年毎年事故が起きてぶつかっている、そういうところだったら、ほかちょっと待ってもらっても、こっちのほうちょっと優先しなければならないんだと、そういう考えも私はほしいと思うんですよ、何でかんで、決まったからそこだけ早くできないとだめではなくて、やはり人命尊重、本当に下手すればトラックなんか下に落ちてしまうんです。そうするととんでもない事故が起きますから、できたら、そういうことも早急に検討してほしい、私はそう思うんです。まず、そこがやっているからここは考えられないじゃなくて、ほかのところ待ってもらっても、やっぱりそこを何とかつくて、住民の人たちの本当に要望なんですよ、前からね。昨日今日はじまったことではないんです。だから、そこをもう一度お考えいただきまして、いい具体策があればお示しいただきたい。そういうことです。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議員からいただきまして、野沢柴崎線、先ほどおっしゃいましたが、あそこは町の縦貫道路ということで、今、道路の中では一番最重点事業ということで、優先的に進めている路線でございます。この路線、議員もご承知のように、町でやる町道の部分と、あと県さんで行っていただいています橋屋橋の部分と、それを竣工時期をほぼ合わせるような形で進めているということで、そういう点では、一番そちらのほうに、今重点がかかっているところでございます。

それ以外の箇所についても、議員おっしゃったように、やはり危険な箇所、また交通量

やその幹線であるかどうかなど、そういうものを総合的に判断しながら、その中でやっていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 本当に、安座、野沢、あそこに働く従業員の人たちも、みんな考えますとね、本当に優先していただきたい。会社が、例えばもうこんな危ないところでは、冬も走れないところではもう撤退してしまうか、そんな話はまだあるとはいえませんが、そういうふうになった場合の、今度、従業員の雇用のこともあるわけですよ、家族を養っていかなければならない。ですから、できるだけそういうところは配慮していただきまして、これ昨日今日、言ったことじゃないんですよ、前からあがっていると思いますよ、この道路改良工事というのは、野沢柴崎循環線ができる前から、そういう話は言っているんです。私が今日は、昨日今日言ったからやれとっているんじゃないんですよ、それは何十年も前からそういう話は出ておるんですよ。だからそれをちゃんと真剣に検討してもらって、あくまでもこれは住民の皆さんの要望です。ぜひやってもらいたい。それは急にはできません。しかし、何十年も前、何十年も前というのはおかしいけれども、10年も、その前からちゃんと言っておるんです、これはぜひやってもらいたい。ですから私は、そういうことは、優先すべきはどこなのか、そこを課長、町長の地元でもあるものだから、町長ひとつ。

○議長 それはないでしょう。言葉、それこそ気を付けてください。

8番、渡部憲君。

○渡部憲 では、質問を変えます。ふるさと自慢館についてです。自慢館の落札価格は、今4千何百万と言われました。坪どのくらいあるんでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 自慢館の面積等についてのおただしでありますけれども、面積では86平米、坪当たりになると26坪というような状況です。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 20何坪ですよ、そうすると4,300万で割るとどのくらいになりますか、坪単価。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 先ほど4,700万とお答えしましたけれども、その中には、建物工事のほかにトイレとか、厨房機器とか、空調設備とか、外構工事とか、それら含めて4,700万でして、実質建物工事は2,960万ほどでございます。これを坪で割りますと110万ほどかなという状況でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 坪単価110万ということですよ。でも厨房とか何かというのは、つまりこれテナントを募集していたんでしょう。テナントの人がやるんじゃないんですか。それは私は何だかんだ言うことはないかもしれませんが、商工会の単独事業だと言っているんですからね。だけど町の金はね、その3分の1の90パーセントは入るわけですよ。当然じゃないですか。だから、町としてどのように、その単価に対して検証されたのかということなんですよ。普通は、だから110万の坪単価というのは、普通当たり前だと思いますか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 今回の自慢館の施設整備については、国の補助事業を受けているわけですが、中小企業庁の、その中の補助ということで、今回3分の2の補助を受けているということでもあります。それで、国からは3分の2を受けまして、残り3分の1は事業主体の負担だということですが、これを町としましても、やはり野沢中心街の活性化、また道の駅からの誘客を図ろうという、そういった自慢館の施設整備の趣旨もありますので、これに対して、町からも補助金というような形で、その3分の1の補助残の90パーセント、今回、町のほうから補助しております。だいたい1,700万ほどの補助でございます。

それから、110万は高いんじゃないかというようなお話なわけですが、当然これは公共事業で、国の補助を受けてやる公共事業ですので、こういった公共事業を受けるには、当然、国の設計基準、これに合致しないと補助を受けられないということですので、そういった国の基準を積み上げまして、そういった設計をしているというようなところでございます。

ちなみに、町で今、公共事業いろいろやっているわけですが、よりっせ脇の、今、地域連携販売施設、これあたりも坪単価で言えば、やはり100万は超しているような状況でありますし、また小学校につきましても、100万弱というような坪単価で、この程度はやっぱりかかるということで、基本的にやっぱり国のいろいろ、そういう公共施設ですと、不特定多数の方が利用するというようなことで、安全対策とか、そういった資材についても、これをきちっとした資材を使いなさいとか、そういった内容になっておりますので、それらを積み上げていくと、そのような設計単価になっていくと、そういう状況でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 これ積算されたのはどこの会社なんですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 東京の設計会社というふうに聞いております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 これ一応、役場からの補助金の積算というのはやらなくてもいいんでしょうか、どうでしょう。補助金の積算というのは、いいんですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 今回の補助金の交付にあたりましては、当然、設計、今回の建物設計に対して国のほうに申請しまして、それが認められて、これで大丈夫ですよというような、そういったことを受けて、そして、国のほうから交付決定ということで、きちっとこれでやってもいいですよという証明がきてから、そしてそれをもとに補助残の3分の1の90パーセントということを商工会のほうから申請してきましたので、それに対して交付したという状況でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 ただ、課長、普通に考えまして、われわれは平屋の20何坪で110万なんては考えられないわけですよ。そこをやっぱり町民の皆さんが、これはおかしいんじゃないか

という場合は、われわれは議員である前に住民の代表なんですよ。だから住民の皆さんが、これはおかしいんじゃないか、聞いてくれといわれたら、それは当然言わなければならぬ。それ言わなかったら議員なんかやっている必要ないんですよ。そういうことですね。ですから、駐車場の件も1年にどのくらいの入館者があるのか、それを把握しておられますか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 来館者の件ですけれども、平成26年度は約7千人ほど来ております。平成27年度はちょっと夏までしか取っていないんですけれども、6千人ほどおいでになっているということで、年々増えているような状況だというふうに聞いております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 6千人ですよ、それで費用対効果を考えますと、大したことはないと思います。だから前のほうは全然直さないんだと、後ろだけですよ、前のほうはそのまま。それで後ろに平屋建ての、早く言えば何ていうんですか、テナントを募集して、そこにやると。だから私は、これは最後まで、商工会のほうにも、それは行政指導ちゃんとして行ってください。そして町民が納得いくような考えで事業を行ってほしいと、私はそう思います。

これで私の質問を終わります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、こんにちは。7番、伊藤一男であります。私は今議会定例会におきまして、2項目にわたって一般質問を通告しておりますので、これから質問をいたします。

まず第1点目は、農業政策についてお伺いをしたいと思います。本町の農業経営は、基幹作物である稲作を中心としており、従事者の高齢化や担い手不足などに加え、近年の米価の下落やTPPの大筋合意などにより、大変厳しく不安定な農業経営を強いられております。国が有効な稲作農家への抜本的な農業政策を打ち出せない状況が続けば、米づくりの生産意欲も薄れ、米づくりをやめる農家も増え、町農業にとっても危機的な状況に陥ることも考えられます。

そのようなことから、町として将来を見据えた農業の構築、農地の保全を考えた具体的な取り組みをお伺いいたします。

まず1つ目として、今年度の人・農地プランの作成状況、認定農業者、集落営農の経営体数についてお伺いしたいと思います。

2つ目は、農地集約化による農業規模の拡大、耕作放棄地の再生利用などによる農地保全、農業者育成などを含めた、農業公社の設立について検討する考えはないかお伺いをいたします。

2つ目は、ふるさと応援寄附金についてお伺いをいたします。皆さんご存知のように、ふるさと納税制度は、平成20年に第1次安倍政権のときに、地方創生を目的に、自分が生まれ育ったふるさとを応援したい、自分が応援したい地域に貢献したいという方々の思いを寄附金という形で自治体に納付していただく制度であります。この制度は、本町の特色あるまちづくりを推進する上で貴重な財源であり、寄附金をいただいた方々に返礼品として農林産物、特産品などを贈り、町の魅力を全国に情報発信できる大変有効な制度であり

ます。町でも来年度の予算編成を控え、東日本大震災、原発事故等による復興、風評被害払拭のための予算も28年度より減額、廃止を予想される中、ますますふるさと応援寄附金による自主財源確保が重要なものと考えられます。

このことを踏まえ、町でも4月からふるさと応援寄附金の見直しを実施してきましたが、その内容や実績についてお伺いいたします。

以上で私の質問といたします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 7番、伊藤一男議員のご質問のうち、農業政策についてお答えいたします。

はじめに、今年度の人・農地プランの作成状況についてであります。下野尻自治区、小清水自治区において、集落でのプランの話合いが終了し、今後、町の検討会において認定される見込になっております。これによりまして、本町の人・農地プランは、11プランとなります。また、認定農業者数は52経営体、集落営農組織は6経営体であります。この中で、牛尾自治区・ライスセンターにつきましては、重点地域として町と関係機関が積極的に支援を行い、5月に集落営農への組織化、8月には農業法人化まで進めることができたところでございます。

次に、農業公社の設立について検討する考えはないかとのご質問でございますが、現在、町では、安定した農業経営を確立するために、米・ミネラル野菜・キノコを町の農業振興施策の3本柱に据え、重点的に取り組んでおります。TPPをめぐる農業情勢変化の見通しが不明な中ではあります。農地集積等による農業経営の規模拡大につきましては、人・農地プランに位置付けされた経営体を中心に推進しているところであります。町内農家からは個人での株式会社の設立や組織の法人化なども進みつつあり、認定農業者も含めて、農地保全の担い手となっているのが現状であります。

また、耕作放棄地の再生利用につきましても、地域農業の担い手や認定農業者が国の耕作放棄地再生事業を活用し、平成25年度に2件、本年度1件、荒れて使われなくなった農地を再生し、活用している事例も始まっております。

このように本町におきましては、認定農業者や農業法人等が個々の農業経営努力により規模拡大を図り、新規就農希望者の研修の受け入れや、農業の分野の雇用の受け皿にもなっております。町といたしましても、一層の支援を実施していくとともに、このような民間法人等と役割分担・連携できる形での農業公社のあり方につきまして、今後の農業情勢を見極めながら、検討してまいりますのでご理解をお願いいたします。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 7番、伊藤一男議員のご質問のうち、ふるさと応援寄附金についてお答えいたします。

ご承知のとおり、平成20年度より導入されたふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税制度につきましては、自分が生まれ育ったふるさとを応援したい、自分が応援する地域に貢献したいという方々の思いを寄附金という形で、自治体に納めていただく制度でございます。

また、寄附された金額のうち、2千円を超える部分につきましては、一定の限度額まで

住民税と所得税が控除されるといった税制上の優遇措置もあるところでございます。

おただしのありましたふるさと応援寄附金の返礼品につきましては、本町のミネラル野菜や米などの特産品のPR及び、原発事故の風評被害払拭、さらには交流人口の拡大促進などの観点からも、さらなる取り組みの強化が必要であることから、本年度見直しを図ったところでございます。

これまで返礼品は、1万円以上のご寄附をいただいた方に、一律3千円相当のミネラル野菜等の詰め合わせをお贈りしておりましたが、町の特産品や伝統工芸品など寄附金の金額に応じた内容としたところでございます。このほか、ロータスインの宿泊券と季節に応じたそば打ちなど、体験プログラムについても組み入れ、交流人口の拡大につなげることといたしました。この見直しによって、返礼品の金額は寄附金額の概ね5割程度となったところでございます。

また、見直しに合わせて、本町のより一層のPRにつながるよう新たなパンフレットを作成し、これまで町内各世帯や、にしあいづ観光交流協会、よりっせなどに配布して周知を図ってきたところでございます。

次に、ふるさと応援寄附金の本年度の実績についてでございますが、11月30日現在で、合計で32件、92万5,406円のご寄附をいただいたところでございます。そのうち、寄附金の使い道といたしましては、目的指定のないものが16件、37万406円。地域活性化が5件、6万円。子育て支援が4件、17万円。健康づくりが3件、9万5千円。自然環境保全、2件、3万円。福祉関係が2件、20万円という状況でございます。

なお、今後につきましては、パンフレットに振込書を刷込み、各種物産展等のイベントや本町出身者で組織しております在京西会津会、西会津郷友会の会員などへ情報を発信していくこととしてございます。また、近隣市町村の観光地や駅、バス会社、事業所などにご協力いただきながらパンフレットを配置させていただくほか、報道機関やホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等を通して、より多くの方々にPRしてまいる考えでありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、ただいま課長から2つの項目について、今、答弁があったわけがありますが、これから再質問をさせていただきます。

まず農業政策についてお伺いをしたいと思います。今、人・農地プランの作成状況について説明があったわけでありましたが、今年合わせて11プランになったということで、作成状況が11だということではありますが、この人・農地プランをやるにあたって、集落の説明会というものをやったと思うんですが、何カ所ぐらいやっておられたのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

人・農地プランの策定におきましては、集落との打ち合わせ、説明会、打ち合わせが欠かせないものでございまして、町といたしましては、毎年度、重点推進集落を定めながら、その集落に絞って説明会を開催させていただいております。今年度につきましては、下野尻集落、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、下野尻集落と、小清水集落に赴いたわ

けであります。まず集落の説明会の前に、事前に集落の代表の方との打ち合わせ、それから場合によっては役員との打ち合わせ、それから担い手さんとの打ち合わせというようなことで、下野尻だけでも4回、5回と繰り返して打ち合わせをしております。説明会を含めて打ち合わせをしております。小清水についても同様でありまして、事前の打ち合わせと、それから集落、皆さんに集まっての説明会という形で、このような形で進めてようにしておるのが実態でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これは平成24年度から始まったと思うんですが、それで今、現在27年度で、今は11プランの作成だと。これやはり、各集落とも、やっぱり農地の担い手の明確化、これについてはかなり厳しい状況だということが、ここのかがえるわけでありまして、これと関連すると思うんですが、人・農地プランと関連して、その県の事業で、新規就農総合支援事業というのがあります。その若い人が新しく農業に参画する場合においての、経営型の給付金といいますか、そういうのがあるんですが、そういう方は、受けられている方はありますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 おただしの青年就農給付金のことにつきましてお答えをさせていただきますと思います。

議員のご質問のとおり、この人・農地プランのつくる、作成のメリットの1つとしまして、この人・農地プランに位置付けられる青年就農者に対する給付金制度がございます。これにつきましては、現在、平成27年度は西会津町内で、2夫婦と3人の個人の新規就農者ということで、合計5人の方が成年就農給付金を受けられておられます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 目標どおりの給付金なのかなというふうに思いますが、やはり若い人もなかなかこう地域に住み着いている人たちが、なかなか農業になかなか入っていけないと、そういうような実態があるわけですが、その辺についての、今、人・農地プランということで、いろいろそういうことも含めて、若い人の育成も含めてやっているわけでありまして、もう少し何か方法といいますか、若い人が、地元の人に取り組めるような、何かいい方法みたいなものがあつたらば、ひとつ。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

今ほど青年就農給付金につきましては、プラン作成のメリットということでお答え申し上げましたが、そのほかに、この人・農地プランをつくる上でのメリットとしましては、経営育成支援事業ということで、機械などを購入する際に、農業機械などを購入する際の補助事業が受けられる。または、地域集積協力金ということで、土地の貸し借り、農地の貸し借りをした場合に、貸すほうに、または借りるほうに、それぞれにメリットがある事業が採択できる。採択要件になっているというのが、この人・農地プランのメリットでございます。

したがいまして、若手の農業者も含め、地域の担い手の農業者の方が何かをしたい、こうやっていきたいというふうな場合に、補助事業がすぐに受けられるように。または、そ

ういった新規就農者が出てきた場合に備えまして体制づくりをするというのが、この人・農地プランのメリットでございますので、今後もこういった部分を集落に説明をしながら、何かあった場合には、こういうプランで、こういう事業が使えますよというようなメリットを周知していく作業を進めていきたいと考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろ今説明をいただいたわけではありますが、次に認定農業者について、今お伺いしたいと思いますが、27年度は認定農業者数、経営体は52経営体だというようなことであったわけですが、この認定農業者についても、地区によっての偏りといいますか、そういうのがかなりあると思うんですが、その地区的なものといいますか、その辺については、ちょっと説明していただけますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 認定農業者の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員のご質問のとおり、認定農業者につきましては、経営改善計画等の認定審査がありますので、どうしてもある一定規模の農業者の方が認定の対象になります。また最近、先ほど申し上げましたように、個人の方で株式会社、農業法人化された方も認定を受けられて、認定農業者となっております。52経営体と申しますのは、夫婦で取り組んでおられる方、または家族で、息子さんと取り組んでおられる方も含めて、経営体というような呼び方をしておりますが、地区別には、結構、西会津町内、まんべんなく出ておられます。といいますのは、各地区におきまして、それぞれやはり担い手となるような、核となるような農業者の方がいらっしやいまして、そういう方につきましては、町のほうでは積極的に認定農業者になっていただきたいと、メリットもありますので、なっていただきたいというような推進をしているということもありまして、今のところ、地区別にはまんべんなく認定されているような状況になっております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 若い人でやっぱり認定農業者になりたいというようなことで、町での安心サポート事業というのが今やっているわけですが、若い人でそういう、今年補助事業を受けるといような人はいらっしやいますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 まさに議員おただしの安心サポート事業でございますが、これは町単独の事業でございますが、先ほどご説明させていただきました国、県の制度であります青年就農給付金、これは対象が45歳までというような上限の規定がございます。これを超える年代の方が、まだ本格的にこの青年就農給付金の対象になる前に農業を始めたい、または研修したいという場合に備えて、町単独で用意しておりますのが安心サポート事業でございます。という制度的にはできておりまして、過去にも該当された方がいらっしやるんですが、今は、できれば国の制度にのっかっていただいて、もう本当に本格的に進めていただくというような支援をしておりますが、町としては、今どちらでも対応できるような状況にはしておりますけれども、現在のところは、国のほうの制度であります青年就農給付金のほうで5件あると。そのほか、今、模索中といいますか、研修して、町の制度を使うか、それとも国の制度を使うかということで検討されている方が2家族、2件ほどいらっ

しゃるような状況になっております。ただ、繰り返しますが、まだその事業を使うまでにはいたっていないというような状況であります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。5件といたしますか、国の制度を利用してやっている、そういうようなことで、少しは希望が持てるのかなと、そういうように思います。

それからあと、認定農業者の皆さんの中で、稲作を中心にしてやっている認定農業者、それについてはどのくらい経営体、ありますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

水稻を経営の中心にされている認定農業者の方、実は西会津の地域農業の基幹作物でございますので、ほとんどの方が水稻をプラスされております。水稻専門というような方は、現在なかなか認定の基準に合わないといえますか、例えば面積で言えば、10町歩、15町歩以上やらないと、なかなかその認定されるような年間の金額に達しない、経営の金額に達しないということもありますので、なかなか少ないんですが、今、手元で持っている資料でみますと、少なくとも13件以上はおられます。

ただ、一番最初に申し上げましたとおり、基幹作物である水稻プラス施設園芸、水稻プラス菌床シイタケというような形で、何らかの複合経営になっておりますので、水稻には関わっていただいております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。やはり今、米生産といえますか、やはり米生産と農地というのは一体だと思うんですね。米生産をやめるようなことになれば、いわゆる農地の荒廃というのは進むわけで、今、人口減少というようなことで25年後のシミュレーション、ビジョンというようなことでやっていますが、やはり25年後の農地の減少傾向をみたときに、やはり今、町で一生懸命認定農業者として米づくりをやっている皆さんに、ここで頑張ってもらわないと、西会津の農地は守れないと、そのように思います。

そういうことで、やはり今、一生懸命やっている方々に、もっと支援を、町の支援、国でも県でも町でもやっています。だけど今の状況をみますと、やはり米価の下落、そういうことで、相当その米づくりをやっている方々は、相当厳しい状況下におかれているわけです。それについて私は、今回は米づくりと農地というのは一体だと、そういうことで、やはりもっと町として金があれば、もっと助成、機械の助成とかやってもらえれば、これからはもっと違う結果といえますか、だいたい先は皆さん見えていると思うんですが、それがなだらかな農地の荒廃につながる。そういうことに思うんですが、その辺の助成や農地の考え方については、どのように考えていますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

今年度も実例がありましたが、こういった農地を利用したといえますか、そういう米づくりにつきましては、西会津町、ご承知のとおりおいしい米の産地ということがありまして、うまい米をどんどん販売していこうということで、そういった稲作の支援事業につきましては、今年度も実施しております。といえますのは、それと合わせまして、農業法人

化の支援事業ということで、具体的にはコンバインを購入した集落営農組織に対して、法人化するというような目標を達成したところにつきまして、コンバインの補助金を交付しているというようなことをございます。

これにつきましては、ひと・まち・しごとの緊急支援交付金の前倒し、補正事業で実施したわけですが、このほかにも、うまい米づくりの支援交付金としまして、町単独事業で、奥川ライスセンターの機能強化の事業なんかも実施しております。こういった形で土地を荒らさない、農地を確保していく、維持していくために規模拡大を図る農家の皆さん、法人の皆さんに対しては、町としては積極的に国、県の事業も紹介しますし、町単独事業も計画して交付していくというような形で進めているところでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今の町の補助についてはわかりました。やはり稲作についての各地区の状況といひすか、みますと、やはり野沢、尾野本地区においては、後継者なり、担い手が若い、そういうようなことで、山間部のほうはかなり荒廃していると思いますが、平場のほうでは、これからもそういう人たちがまだ若いので、何とか続けていけると、そのように思いますが、群岡、新郷、奥川については、やはり米づくりをやっている人というか、高齢化して、なかなか難しい状況になってきていると、その中で、町でもそういう新郷、奥川地区辺りにライスセンターなんていう話も聞いておりましたが、その辺についての考え方といひますか、そういうことで稲作が守られていくか、その辺についての考え方について。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 おただしにお答えをさせていただきたいと思ひます。

また冒頭の話に戻ることになるわけですが、人・農地プランの作成の中で、そういった対象集落に対しましてはアンケート調査を実施するようにしてあります。その中で、確かに議員ご指摘のとおり、なかなか自分で稲作を続けていくのは難しい、野菜づくりを続けていくのは難しいというようなアンケート結果がかなり多く散見されます。

また、別の話になりますが、今年度は中山間の直接支払制度によります第4期対策が、今年度から始まりまして、その第3期対策から第4期対策に移る説明会や、それから事業の相談の中でも、やはり3期までは何とか5年間、農地を守ってこられた。だけど4期はちょっと取り組めないというような集落も出てきていることも事実でございます。

そういったことで、人・農地プランをやる中でそういうことが判明し、また実際、中山間の直払いが取り組めないところも出てきておるといひような現状ではあります。一方、まだまだ集落でまとまれば、みんなのできるというよひ力強い言葉があることも実態でございます。そういうことで、中山間の協定、それから多面的機能、西会津でいひますと水土里事業になりますけれども、それを使ひて集落の農地は守っていくんだというよひな、力強い言葉も聞いているのも実態でございます。

町としましては、先ほどのライスセンターというよひな言葉もございましたが、奥川地区においては、奥川ライスセンターを、先ほど申し上げましたよひに、機能強化をするよひな事業も実施しております。あそこを核としたよひな、やっぱり稲作の継続、発展というのを考えておりますし、新郷地区につきましても、現在、任意団体ではあります。ライスセンターで活動されている団体があります。町としましては、この団体、ぜひとも今

後積極的に推進して、法人化を図っていただいて、それで営農の継続と合わせて雇用の創出なんかなにも頑張っていたきたいというふうに考えておるところでございます。

また、群岡地区におきましても、何度かそういった話し合いの場をもたせていただいております。今後も、今、先ほど申し上げましたように、下野尻のほうで人・農地プランができましたので、このプランと、それから上野尻地区も踏まえまして、群岡地区の今後のあり方については、今一度、話し合いの場を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。それでは次に、農業公社の設立についての再質問をしたいと思っております。なかなか農業公社については、今の段階では、検討する段階ではないのかなと、そのように答弁があったように思います。しかし今、西会津の現状を考えたときには、やはり同僚議員が9月に菌床シイタケの大規模化、そういうことを考えたとき、また耕作放棄地の再生利用とか、あとは今、群岡、新郷、奥川については、皆さん高齢化して担い手がないと、そういうようなところで、先祖代々から受け継いできたそういう田んぼを、何とか耕作してほしいと、そういうところも見受けられます。そういうところの農作業の受託事業といいますか、そういうのについても、やはり農業公社を設立して、そういうところを町として、またJAさんでもいいと思っております。それはJAと町が協議しながら、そういうことも検討する時期にきているのではないのかと、そのように思いますが、いかがですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 農業法人の設立検討につきましての再質問にお答えをさせていただきたいと思っておりますが、はじめに答弁でも申し上げましたように、西会津の本町の現況につきましては、認定農業者や、それから新規に設立されつつあります農業法人等が規模拡大を図ったり、新規就農者の受け入れの雇用の受け皿になったりしているところでございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、それができない、それが難しい地区についてのことでございますが、福島県のこういった取り組みは、昔から、どちらかといいますと集落営農を、集落営農方式を推進すると、個人でできない、みんなでまとまってというような形で進めてきております。それで、今回、今年度実例がありましたとおり、集落営農組織を会社化、法人化するというのが福島県のやり方でありまして、どちらかという、そういう民間を支援するというような進め方でやってきております。

一方で、先ほど例に出されたような県外の市町村におきましては、直接行政が関わるといようなやり方もあるようでございます。1回目の答弁でも申し上げましたように、民間法人を支援するやり方と、それから先ほどお話ありました、できない地区といいますか、空白になっている区域をどうするかという問題につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えているわけでありまして、いずれにしましても、先進事例としていい事例はいっぱいありますので、まずはそういったところを、議員からの有効なご提案だと思っておりますので、調査検討するところから始めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。なかなか本当に、先ほど申しましたけれども、人口減少と同

じく、農地の問題というのは、本当にこう西会津の根幹をなす部分だと、そういうふうに思っていますので、これから、われわれもできる限り、皆さん協力しながら、町のほうにも一生懸命こう取り組んでいただきたいと思います。

次に、ふるさと応援寄附金についての再質問に移りたいと思います。今年の寄附金については、92万5,406円というようなことでしたが、昨年と比較してどのような数字になっていますか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今ほど申し上げましたように、今年度は32件、91万5,406円でありましたが、昨年度、これ11月末という時点での比較でございます。昨年度においては、29件、89万6千円というように実績でございました。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 見直しは4月からということだったので、なかなか成果というのは表れていないのかわかりませんが、89万と92万5千円ということで、そんなに大差はないなど、まだ効果は表れていないなど、そのように思います。

やはり、ふるさと納税については、その応援寄附金に対する返礼品の見直しも確かに必要だと思いますが、PRの仕方といいますか、今まで町のホームページやケーブルテレビ、または在京西会津会や郷友会、そういうようなところでいろんなこうPRをしてきたと思うんですが、なかなか思い通りにはいっていない結果なのかなど、そのように思っていますが、それで新たなPR活動として、今、4月見直しの時点で、インターネットのポータルサイト、そういうことについての導入について、ちょっと高額になるというか、高くなるので、ちょっとその辺を今検討しているというか、その辺についてのところはどうか、どうなっておりますか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに専用サイトということで、このふるさと納税に関してのさまざまな市町村において、それを利用しているというところは、使われているということは認識しております。本町においても、昨年度からその見直しの中で、そういった部分の検討もしてはございましたが、やはり月額の使用料といいますか、かなり高額でございますので、それらについては、まだちょっと検討の段階であると。ただその中でも、無料で品物までは、完全版ではございませんが、こういった品物をというようなことで、ある程度、最小限ではありますが、そういった無料で載せられるサイトもございますので、その辺は十分活用していきたいなというふうに考えてございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 なかなかこう金がかかるというようなことであれなんです、やはりこの、私も今回質問したというのは、やはりふるさと応援金、これは今の、これから町の自主財源を確保する意味で、また特色あるまちづくりをするにしても大切なものだと、そういうようなことで今質問しているんですが、そういう意味で、金がかかっても寄附金を集めることができれば、それはそれでいいわけですから、その辺についても、小さな投資で大き

な効果なんていうのはなかなか難しいのかなど、金をかけてもいいから、やっぱり多くの寄附金、寄附者を集めるといふか、そういうような考え方といふか、その辺に立ってやらないと、これからこの財政がひっ迫するといひますか、そういう折には、やはりこのふるさと納税の寄附金を集めるといふことは、いかに大事かと、そういうようなことで、やはり考え方といふか、その辺についてもやっぱりいろんな考え方をさせていただきたいなど、そのように思っています。

それからPRの仕方、前に町長がふるさと町民制度についてちょっと触れられていたような気がしましたが、やはり都会の人に、そういう町民になっていただいて、そういう方々にふるさと納税、寄附金をしてもらおうと、そういうような考えについては、ちょっとお話させていただきたいんですが。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　まず今回の、このふるさと応援寄附金、これの取り組みについて、はっきり言いますと、非常にPR不足だということについては否めない事実であります。今回、新たにパンフレットを策定いたしましたけれども、ただつくればいいという問題では決してありません。これをどういふふうに広めていくか、こういうことがなければ、ただそれは町内で、ただ単に回覧板と同じように渡したに過ぎないということでもあります。したがって、今後こうしたパンフレット、どのように活用して、実効性のあるものに仕立てていくのかということが一番大事なことであります。ですから、その点について、やっぱりしっかり町としても取り組みを進めていきたいというふうに思います。

その1つとして、今ほど議員から話があり、ご提案ありましたけれども、西会津町を応援しようという方々をもっと広く募っていくことも大事だということでもあります。これはいわゆるふるさと町民制度、こういったことも、今の創生事業の中でも、来年度の予算の中でしっかり対応していきたいというふうに考えておりますので、これは実行してまいりたいというふうに思っております。

それともう1つは、やっぱりこのふるさと応援寄附金の効果というものは、まず私は、財源をいかに確保するかというようなことだけでやるべきものではないというふうに思います。私はそれは付随してくるものだと、やっぱり一番大事なのは、西会津町をPRするということが、そしてそのためにやっぱりいろいろな返礼品があるよ、こういった特産物がありますよと、こういったことがやっぱり必然的に付随してくる。イコールそれが財源的な効果につながるということでもありますので、西会津町そんなに財源が豊かではありませんけれども、これがなければ事業ができないというようなことでは決してないわけでありま

す。

しかし、これが多面的に使われるような財源確保であるとするならば、もっとも私

は有効に使ってみたいということもありますので、やっぱりこれは1つの大きな西会津町の財源確保の事業の1つだということも、これは事実であるというふうに思いますので、今後、やっぱりいろんな角度から、指摘をされるということは、私はそれだけ、もっとやれという応援の言葉だというふうに思いますので、しっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

その1つの大きなところは、やっぱり友好都市を結んでいるところとか、さらには在京

西会津会とか、さらには会津若松に行けば、郷友会もあるわけですから、そういったところ。それから、いろんなどころに、企業をまわって、やっぱりこういったことに協力してもらえませんかとか、各種団体に行ってもそうであります。こういったところで、あらゆる角度からやっぱり応援していただけるような、そんな取り組みもしてまいりたいと。まずは行動を伴うことから始めていくことが大事だというふうに思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 やはり、今、町長が話されたように、ふるさと納税制度というのは、寄附金を町にいかにか活用するか、そういうことばかりでなくて、やはりその寄附金が多くなれば、いわゆる生産者、農業生産者であったり、そういう民芸品をつくっている方々の生産者が潤うと、そういうようなことも大きな1つでありますので、これからいろいろとありますが、われわれも協力しながらやっていきたいと。

また、これ今、町民生活課でやっているんですが、もっとこう、それは関係課と、商工観光課とか、交流観光協会とか、いろんなどころと協力しながらやっているとは思いますが、もっとこう横断的に若い人が、役場の若い人たちで何かこう有効なPRとか、そういうことはないかとか、そういうようなことで、もっとこう力を入れてやるような方法についてはないですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まったくそのとおりです。1つの課に任せたからといって、その課だけで取り組むべきものではないと思います。本来、なぜその課だけなのかという疑問があるかと思えますから、まったくそのとおりでありまして、今後は横断的に全庁あげて取り組むくらいの姿勢をもって、やっぱりやるべきだろうと、ただ思うんじゃないかと、そういうふうに取り組んでいきたいということです。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 以上、申しましたが、今、町長から答弁あったように、みんな全庁あげて取り組んでいきたいと、そういうようなことでありましたので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、こんにちは。議員番号5番、長谷川義雄です。私は、この12月定例議会において、2つのテーマで質問いたします。皆さんの毎日の生活で大切なものは健康であり、地域のくらしだと思います。

まず最初に健康についてですが、西会津町はご承知のとおり、過疎の町であり、高齢化率も42パーセント以上です。そのような中で、西会津町では平成22年度より、健康がいちばんをキャッチフレーズに健康づくりのための、また望ましい生活習慣についての知識と方法を普及することで、町民の健康増進を図っています。

このように、町と町民が健康づくりに努力していても、医療機関には誰でも行きます。その際、病院の支払いにおいて、西会津町の国民健康保険を利用している方が多数います。また1人当たりの医療費も、医療の高度化や被保険者の高齢化により増加しており、今後この傾向は続くものと考えられます。

国民健康保険は公的医療保険制度であり、国民皆保険制度の砦として重要な役割を担っ

ています。昭和 36 年度から始まった国民健康保険は、町が主体的に運営していたが、平成 30 年度より県内 1 つとして、県が財政運営を行うものと予定されています。現在の国保税も町民には負担は重い状況であり、今後の見通しも含めて町当局に伺いたいので質問いたします。

1 つ目として、健康について。国民健康保険の運営は平成 30 年度から県が財政運営主体となることだが、本町における保険料はどのようになるのか。現年度分、滞納繰越分を含めた国保税の収納率には影響はないのか伺います。

2 つ目として、西会津町では平成 22 年度より、健康がいちばんをキャッチフレーズに健康づくりを進めています。健診受診率日本一というような具体的な目標を設定する考えはないか伺います。

3 つ目として、今年度、町民参加型イベント、健康がいちばん in にしあいが行われた際に配られたこゆりちゃん健康ポイント手帳ですが、今回の健康づくりの取り組み期間が 3 カ月なのはなぜですか。年間を通して行うべきと思うが、伺います。

2 つ目のテーマですが、町の環境についてですが、昨年 10 月より施行された西会津町空き家等の適正管理に関する条例と、西会津町快適環境づくり条例についてです。どちらも町民の暮らしには大切なことからだと思います。施行より 1 年以上すでに経過しましたが、まだ道路の各所に空き缶やごみが見られます。今、策定中の西会津まち・ひと・しごと創生総合戦略においても世代をつなぎ、交流を推進するとあり、その中で、世代間交流や交通体制の強化などにより、定住、移住を促進し、誰もが安心して暮らせる町を目指す上でも大切だと思います。

また、ごみや空き缶についてでも、拾ってきれいにするばかりでなく、増やさないことも重要と考えます。昨年の平成 26 年度の決算でも、ごみなどに使われたお金は約 1 億 3 千万円となっています。毎月約 1,100 万円近くになっている状況です。町を目指す、住んでみたい、行ってみたいのまちづくりの上でも大切なことだと思います。

このような状況から、私は町の環境について質問いたします。

1 つ目として、昨年、西会津町空き家等の適正管理に関する条例が施行され、1 年が経過したが、以前と以後の違いは把握しているか。また、助言、指導、勧告にいたったものはありますか伺います。

2 つ目として、西会津町快適環境づくり条例施行後も、道路各所に空き缶等がみられます。本町の快適環境を守るためにも、ゴミの無い町づくりの日などを設けて、環境整備を推進する考えはあるか伺います。

3 つ目として、西会津町では人口は減っていますが、ごみ等にかかる経費はあまり変わっていません。平成 26 年度の決算でも、清掃総務費、塵芥処理費、し尿処理費で、年間約 1 億 3 千万円となっています。ごみの減量化をさらに進めるべきと思うが、どのように考えているか伺います。

以上の 2 点を私の今回の一般質問といたします。

○議長 暫時休議します。(11時48分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 5番、長谷川義雄議員の町民の健康についてのご質問にお答えします。

国民皆保険制度を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営と、効率的な事業の確保を図るために、本年5月に国民健康保険法等が改正され、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることとなりました。県が国保の財政運営を担うことにより、市町村は県から示された国保事業費納付金を納付することで、保険の給付に必要な費用を全額県から交付を受けることになります。

そのため、本町における保険料につきましては、県から示される国保事業費納付金額を基に町が決定することになりますが、各市町村が納めなければならない納付金の配分方法や、標準的な保険料の算定方法などについて、国や県からまだ示されていないことから、現時点で、収納率等へ及ぼす影響について、判断しかねますのでご了承願います。

次に、健康がいちばんのキャッチフレーズに具体的な目標を設定する考えはないかというご質問にお答えします。町では、平成22年度より、食生活と運動と健診を相互に連携しながら、望ましい生活習慣についての知識と具体的な方法を普及することで、町民の健康増進を図るために、健康がいちばんというキャッチフレーズを挙げて健康づくりを進めております。

また、平成26年度に策定しました、西会津町健康増進計画においては、朝をキーポイントとし、朝食に野菜を食べることや、早起きをして体操で体を動かすこと、朝に体重測定や血圧を測り自分の体調を知ることなどで、一日の生活リズムの起点である朝の生活を改善する、健康はづくりは朝がいちばんをスローガンに掲げました。

議員より提案のありました、健診受診率日本一というような具体的な目標の設定も、大変大切なことではありますが、本計画期間中は、健康はづくりは朝がいちばんを最重要目標として、進めていくこととしておりますので、ご理解願います。

次に、こゆりちゃん健康ポイント事業についてお答えします。本事業につきましては、健康がいちばんの事業の一環として実施をしており、健康づくりが一過性で終わってしまうことなく、年間を通して健康づくりをしていただくためのきっかけづくりとして導入したものであります。内容としましては、健康がいちばんのスローガンである、健康づくりは朝がいちばんを推進するために、朝の測定や運動、朝食に野菜一皿食べるなどを実施することで、ポイントが貯まります。また、健診や健康教育に参加することでもポイントが加わり、ポイントが一定数貯まると、記念品等に交換できるものです。今年度につきましては、11月からの実施となったことから、当面の期間を3カ月間としました。

本事業につきましては、先ほども申し上げましたように、年間を通した健康づくりに取り組んでもらうために実施するものであることから、次年度以降は、今年度の実施状況を踏まえ、内容をさらに精査したうえで、年度当初から年間を通した事業として実施したいと考えております。なお、ポイントを集計する期間につきましては、実施状況の確認や、年度中途から始めたい人への配慮も必要なことから、3カ月間程度に区切りながら実施してまいりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 5番、長谷川義雄議員のご質問のうち、町の環境についてお答えいたし

ます。

はじめに、空き家対策に関するご質問であります。町では平成26年10月に、西会津町空き家等適正管理に関する条例を施行したところであり、条例施行前には町民の皆さんや町外の空き家等の所有者、管理者に対して文書とパンフレットを送付し、建物の適正な管理に努めていただくよう協力を求めてきたところでもあります。

条例施行後には、建物の所有者や管理者から本条例の内容や解体、工事業者の紹介などについて相談が寄せられたほか、周辺住家に影響があると思われる空き家の解体も行われたところでもあります。

今後につきましては、本年度実施いたしました現地調査により、把握した空き家等745棟、これは土蔵や納屋、車庫、店舗などを含みますが、その所有者や管理者に対して、建物の適正管理に努めていただくようお願いすることとしております。また、周辺住家等に影響があると思われる空き家等につきましては、本調査データを精査しながら、建築専門家からのご意見をいただく、建物の危険度判定を行う予定としております。

したがって、これまで条例に即した助言・指導・勧告は、現在のところ行っていない状況であります。

次に、ゴミの無い町づくりの日についてのご質問にお答えいたします。昨年、10月に施行いたしました、西会津町快適環境づくり条例は、本町が現在取り組んでおります定住促進と交流人口の拡大をより一層推進するため、良好な環境維持やごみのない美しいまちづくりなどを目的としております。これまで、条例に即して、さゆり公園周辺施設、大久保周辺、西平周辺の3カ所を重点区域として指定したところでもあります。このほか10月9日には、国道49号線沿いの町内12カ所のパーキングに、郡山国道事務所、喜多方警察署、町の3者連名の不法投棄防止看板を関係機関の協力により設置してきたところでもあります。

また、町内の各所に、ゴミの投げ捨て禁止の看板を設置するなど、環境美化の推進に努めてきたところでもあります。さらに、町内においてはこれまで毎年7月に実施される県下一斉の、河川クリーンアップ作戦のほか、ボランティア活動サポートセンター、老人クラブ、学校など各種団体による清掃活動を行うなど、ゴミのないまちづくりのために活動されているところでもあります。

ご質問のありました、ゴミの無い町づくりの日につきましては、例えば、町内一斉清掃の日、マイはし・マイ水筒やマイバックの日を推奨するなど、実践活動を通しながらごみの投げ捨て禁止やごみの減量化に向けた取り組みが大切であると認識しており、本条例を推進する上でも大変有効な手段であると考えております。

これらの取り組みについては、十分検討しながら、ごみのない快適な環境整備を進めてまいりますので、ご理解願います。

次に、ゴミの減量化についてのご質問にお答えいたします。平成26年度の清掃費のうち、ゴミ処理に係る経費は、清掃総務費が約6,300万円、塵芥処理費が4,600万円で、合計では1億900万円となっております。過去5年間の決算状況を見ますと、9,500万円から1億円の間で経費が推移しております。

一方、本町における可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの排出量につきましては、平成24年度をピークに平成26年度と比較すると、205トン減少している状況にあります。

町ではこれまで、ごみの減量化を推進するため、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみのほかに、缶やペットボトル、ビンなど13種類の資源回収を取り組んでいるところであります。

したがって、ゴミの排出量が減少したとしても、費用の縮減にはいたらない状況でありますので、ご理解願います。

また、清掃総務費の中では、広域への負担金として、ごみ処理費、粗大ごみ処理費、し尿処理費、埋立処分費を3市町村で負担しているところでございます。特に、ここ数年では、広域処理施設の老朽化により、修繕工事が行われるなど負担金の増加要因となっている現状であります。

いずれにいたしましても、限りある資源をリサイクルによって有効利用する循環型社会の構築を推進するためには、町民の皆さんにご理解いただきながら、ごみのリサイクルとごみの減量化に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 説明わかりました。それで、平成30年度より県単位に移行するまでの間に、県のその間の支援方針というのが示されているんですが、その中では、財政運営を担う期間までの間に、広域にかかる支援方針について、市町村の意見を聞いた上で県が策定すると思うんですが、町の考えはどのようなものでしょうか。

1つとしてなんですけれども、今、町の平成26年度の決算ですか、滞納繰越分の17.98パーセントとなっていますが、県の方針では20パーセント示されています。その点は大丈夫なんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

議員ご質問のように、県のほうでは広域化等の指針方針というものを示してございまして、最初、平成22年に作成したものを25年と27年度に改定をしている、26年度ですか、に改定をして、この30年度の広域化に向けての方針を出しているところであります。その中で、議員おっしゃいました徴収率につきまして、目標として滞納繰越分については20パーセントという数字を出してございます。これにつきましては、福島県内全体が大変低くなっているという部分が、全国的にみて福島県が低いという部分がございます、それを上げていくための方向性ということで出しているものであります。

当西会津につきましては、滞納繰越分の徴収率、26年度は17.98パーセントということでありまして、その目標の20パーセントに達していない状況であります。これにつきましては、どちらかというと現年度、どこの町村もそうなんですが、現年度の保険料を優先的に徴収するというような方針でやっている部分がありまして、どうしても、なかなか滞納繰越分の徴収率向上にはつながってこないという部分がございます。

そういったことではあります。やはり徴収率を上げることは大変必要なことですので、これからは現年度ばかりでなく、滞納繰越分についてもしっかりと徴収をしていけるような体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 徴収率の向上、よろしく。

それで、不納欠損額が過去3年間では増加傾向にあるんですが、27年度の見通し、どの

ような状況でしょうか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

不能欠損処理の状況ということでございますが、過去の、今年度不能欠損した部分については、平成 21 年度の部分で、その当時、社会情勢が非常に厳しく、過去、これまでないほどの滞納繰越があったというような状況でございます。

今年度不納欠損した金額がピークであり、今後はだんだんと少なくなっているような現状でございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私の資料は町の決算を見て、24、25、26 と見て、増加傾向にあったから聞いてみたいわけです。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 もう一度申し上げますが、先ほどその 21 年度の決算というのは、滞納繰越の状況といたしましては、当時のリーマンショック等により社会情勢が非常に厳しかったというようなことで、その時点の滞納繰越が非常に大きかった。それで、それまでだんだんと、その 25 であれ、24 であれ、徐々にその金額が大きくなってきました。それで最大のピークが 21 年度でございます。今年度の不納決算した部分についてが最大であり、今後につきましては、緩やかに減少していくというような見通しでございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 21 年度が一番多かったということですね。

それで、現在、国保給付支払準備基金はどのくらいありますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今年度 4 月末でございますが、9,912 万 5,792 円という残高でございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それは広域化に向かって、今、28 年、29 年度とあるわけですが、保険のほうにも基金を入れているわけですが、その後の残りについてはどうなるのでしょうか、全額使うわけではないでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 基金の今後の使途、利用方法等についてのご質問でございますが、この基金につきましては、今まで、基本的には給付費の、3 年間の平均の給付費の 10 パーセントを積み立てるというようなことで積み立てておまして、その額は現在のところ超えている状況でございます。それで、その使途につきましては、今までは国保の税率が上がるのを抑えるために減税財源というような形で基金のほうから繰り入れをしながら運営をしてきたところでありますが、先ほど答弁の中で申しましたように、県の広域化になった場合、県から示された納付金を納付をすれば、その国保にかかる給付費については、すべて県のほうから町のほうに、県のほうで手当をして支払うということになりますので、基本的にはその基金というものは必要なくなるというふうになっております。

ただ、町で今まで国保加入者の皆さんが健康づくりをしたりしながら積み上げてきた基

金でございますので、この利用方法につきましては、現在、国保運営協議会等に諮りながら、今後こういった方向で使っていくかということ、今年度中に方向性を出したいというふうに考えておりますので、そういうことで、今後、国保の運営協議会等と協議しながら方向性を決めていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 約9,900万のうちの、今2年間ほどは、ある程度繰り入れをするかもしれないが、残りについては今後検討すると理解します。

それで、現在、国民健康保険の国保税の算定については、西会津町では所得割、資産割、均等割、平等割とあって、現在県が財政運営の統一化に向けた場合は、資産割を廃止するという市町村もあるとうかがっていますが、町の方向性をお聞きします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 国民健康保険税のその算定方式ということでございますが、現在、西会津町は、今ほど議員がおっしゃったように4方式というような形でやっております。県内には3方式でやっている保険者もあると、3方式というのは、所得割、資産割、均等割、平等割のうちの資産割のない市町村も、平成26年度で15保険者ほどございます。県の支援方針の中では、その広域化に向けて県内の市町村が統一することが望ましいというようなことがあることから、指針の中では4方式ではなく、3方式を目指していくような形で示されております。

そういったこともありまして、町としましては、平成25年度から資産割の、全体に対する資産割の割合を年間2パーセント程度ずつ減額してございまして、平成23年度では全体のうちの10パーセント資産割が占めていたんですが、ずっと減額しまして、今年度27年度につきましては4パーセントという状況になっております。今後もう2年かけて2パーセントずつ減額をしながら、平成29年度からは3方式を取っていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 平成29年度からは国民健康保険税については、西会津町では所得割、均等割、平等割と実施するということですよ。

そういった場合なんですけれども、その中において、非課税世帯は別かもしれませんが、ウエイトはどの辺に置くんでしょうか。一般的に考えられるのは均等割、平等割を上げるか、保険料を維持するために。または所得割だと思うんですが。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

この国民健康保険税の基本的な考え方の中に、4方式でやってきたという中で、所得割、それから資産割については、合わせて応能割という言い方をしております。それから、平等割と均等割を合わせて、応益割というような言い方をしております。その応能割、応益割については、基本的には50対50に下さいよというようなことが示されております。そのために、今回、その応能割の中の資産割を下げていくということで考えておりますので、その下がった分につきましては、基本的には所得割を増加させていくということで、今のところ進んでおります。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 わかりました。非課税世帯もあるでしょうから、配慮のほうをお願いします。

それで、福島県の1人当たりの医療費はいくらですか、また西会津町の医療費は1人当たりいくらですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 大変すみません。平成26年度であります、医療費、県平均が29万8,799円でございます。西会津町であります、27万6,108円ということで、県平均より低い状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、少しでも医療費を減らすために、町のチラシでもありますが、ジェネリック薬品の普及の周知方法が、もう少し足りないと思うんですが、どのようなものでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ジェネリック薬品の普及ということでございますが、これにつきましては、現在町としましては、保険証の配付の際に、一緒にそのジェネリック薬品をご使用くださいよということですか、ジェネリック薬品を、そのペーパーでジェネリック薬品を使用しますというものを提示すれば、お医者さんのほうでジェネリック薬品のほうに推移するというようなことで、そういう用紙を配付したり、あるいは医療通知の際に、そのジェネリック薬品を使用することで、これだけ医療費が下がりますよという通知なんかも入れながらジェネリック薬品の使用割合を高くするというようなことで、現在取り組んでおりました、そういったことを中心にやりながら、今後なるべくジェネリック薬品、医療費を抑えるために、そういったものに変えていただくような努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それをなぜ聞いたかといいますと、たまたま医療機関にかかった人が、ジェネリック薬品を使いませんかという、初めて気が付いたというわけなんです。そういう方もおります。ある程度周知はされていると思うんですが、もう少し健康講演会でも、何かやる場合でも、もう少しPRが足りないのかなと私は感じたからです。その辺についてはどうお考えですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ジェネリック薬品の質問でございますが、今ほど議員おっしゃったように、その医療費の抑制のためには、新薬と同じ成分であるというジェネリック薬品を使うということも大変効果的でありますので、そういったもののPRについては、これからはしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 同じ健康に関してですけれども、今年の12月1日から労働安全衛生法が改正になって、働く人の精神的不調を防ぐためのストレスチェックでしたか、それを年に1回実施するというふうに報道されていますが、町が関わっている、委託している事業者の

従業員についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長　　ちょっと戻して、ジェネリックにいつてしまうから、経費の削減とかの話からこういつているから。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　じゃあジェネリック薬品については普及活動をよろしくお願ひします。

関連しまして、もう一度お話しますが、労働安全衛生法の12月1日改正の件ですが、町が関わっている委託事業所に対して、働く人のストレスチェックについてはどのように考えていますか。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　　ストレスチェックのご質問にお答ひいたします。

ストレスチェックにつきましては、法律改正によりまして従業員50人以上の事業者に対して義務付けられたものでありまして、年1回ということの実施が義務付けられました。年1回以上ですか。本町の場合、町役場として、1つの事業所として、庁内で職員衛生委員会という組織がございまして、その中で役場、西会津町役場もストレスチェックに取り組むというような話が決まっております。今やり方等、現在検討中でございます。

あと町内の各50人以上の事業所は、それぞれストレスチェックの取り組みを行うということでございますので、町が直接関わるというようなことはございませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長　　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　答弁ありがとうございました。

それで、変えまして、健康ポイントについてなんですけれども、健康ポイントの計算方法の中なんですけれども、その中で体重測定とか、血圧測定、歯磨き、体操、運動、朝食といろいろありますが、ポイントの付与の方法、付け方として、努力をした人を重点にするのがいいんじゃないかと思ひます。例えば、その項目にはなかったんですが、例えば健康を考えて、例えばですよ、たばこをやめた人にもポイントを与えとか、そういった点を考慮すべきではないのでしょうか。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　健康がいちばんのポイント、健康ポイント事業についてのご質問にお答ひいたします。

今ほど議員おっしゃいましたように、このポイント事業につきましては、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、健康は朝がいちばんという、そのキーワードに基づいて、朝の体重測定ですとか、血圧測定、歯磨き、体操、それから運動、朝食等についてポイントを付与しているところであります。それを基本にしまして、そのほかにもう1つ、目標ということで、今回は目標体重というようなことで、月末の体重の目標の数値を掲げて、それを達成した場合はプラス5点というような形で今回取り組んでいるところであります。

今回はそういったことで取り組みをさせていただいておりますが、今回は、先ほども言ひましたように、とりあえず3カ月間の試行的な部分もございまして、今回やってみて、そのさっき言ひた目標の部分をもう少し今言ひたような禁煙をした人ですとか、自分で禁酒の日を何日設けるとか、そういったものも目標として設定して、目標設定にそういった

ものを含めながらやっていくこともいいかなというふうに考えておりますので、次年度以降の制度設計の中では、そういうことも考えていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町は健康づくりがいちばんとキャッチフレーズやっているわけですので、さらに努力を。

それとポイントについてなんですけれども、暫定期間の3カ月の中に示されたポイントに対する商品券や記念品ですが、例えば健康づくりにプールに行っている人も考えるような気はありませんか、プール利用券とか、あくまでも商品券や記念品ばかりよりも、そういったほうもいいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ポイント事業の景品、記念品等についてでございますが、今回は400ポイント以上で記念品、これも健康に関わるような記念品にしたいというふうに、今現在、まだ品物の設定はしておりませんが、そういうことで考えております。

それから、500ポイント以上で商品券というようなことでやっております。当然、今ほど言われたようなことも今後考えながら、健康づくりのためのやつですので、記念品については健康に関わるものは支給をしていきたいというふうに考えておりますので、その中でプールの利用券ですとか、そういったものも検討していきたいというふうに考えます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 健康づくりは大事です。それで、健診率向上のために集団検診を受けた。その後、ハガキが来て、医療機関に精密検査を受けに行く方もいると思います。他の町村では、なかなか本人が重い腰を上げないので、あえて半強制的に予約をしまして、どうですか結びつけるところもあるんですけれども、その辺はどのように考えていますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 質問にお答えいたします。

健診、要精検者ですね、健診で引かかった方々が、再度ちゃんとそのあと、しっかりと病院に行って健診を受ける、精密検査を受けるということが、やはりそれが一番大切なことでありますので、町としましても、今回の基本計画の中では、その健診の医療機関への受診率の向上というものを掲げてやっているところであります。特に個人に強制してまでというまではいきませんが、現在は働き盛り検診の結果票を配付する際は、直接本人と話をして配付するという方法を取らせていただいております。その際に、当然その要精検の項目があった人には、きちっと精検受けてくださいよというようなことで指導をしております。その結果、要精検率については向上しているような経過がありますので、こういったことを今後も続けていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 どうしても自分で行かない方も結構いると思うんですよ。今後も再度精密検査を促すとか、やってほしいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

要精検者の方には、結果の通知と一緒にハガキが行っておりまして、それを医療機関に

受診した際に、その結果を先生が書いて、それがまた戻ってくるというようなことでやっておりますので、要精検者が受診をしたかしないか、誰がしないのかということもわかるようになっておりますので、そういった方に対しては、電話で話をしたりしながら、検査に行ってくださいよというようなことでの指導はしておりますので、今後もそういったものは強化していきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、健康保険の会計ですが、平成 26 年度が 9 億 5 千万ですか、平成 27 年が 10 億 2,500 万と、少しずつ増えています。約 8 パーセントの増加です。今年も平成 28 年度の予算も増えるようなんでしょうか。

もう一度申し上げます。来年度の平成 28 年度の予算編成にも関わるのでお聞きしたいんですが、26 年度は 9 億 5,200 万円、大雑把ですけれども。27 年度は 10 億 2,500 万円で、平成 28 年度はどのくらい、今年度並みに抑えることができるんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 国民健康保険特別会計の事業費ということになると思われますが、この事業費の基本となるのは、保険給付費、医者にかかって町で給付する。そういった事業費が一番多くなるというふうに考えております。ですので、まだ給付費がどのくらいになるのかということ、事業費の増減というのはちょっと不明なところがあるんですが、ただ、27 年度に増えましたのは、制度が変わった関係がありまして、共同事業拠出金というものがございまして。それは小さい市町村ですとちょっと高額な医療、かかる人が 1 人、2 人突然出ますと、給付費に不足が生じてしまうようなこともありますので、そういったものを県全体で、県全体で保険事業として市町村から、その拠出をして、それで、その部分でかかったところの市町村に交付をするというような制度がございまして、その制度がちょっと拡大されたということがあって、平成 27 年度の事業費的には増えております。

ですからいろんな要素がございまして、来年度、今年とどのくらいになるのかという部分につきましては、給付費の動向なんかもございまして、今のところまだ何とも言えない状況でございまして。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 健康づくりを指導、PR を周知してください。

それから質問を変えて、今度は環境についてです。空き家についてなんですけれども、町では注意とか勧告はなかったと。新聞報道によりますと、全国で勧告を受けたのが 28 件あったというふうにありましたが、その全国の自治体の 1,741 の市町村ですか、その査定というの、判定というの同一基準でなっているんでしょうか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

その危険家屋といわれる空き家でございまして、本町では、昨年 10 月に条例を施行し、また国の措置法ということで、上位法ができたわけでございます。全国自治体においては、当然、条例のあるところもありますけれども、法によって順次それに従って行っているところでございます。

本町においては、今年の 6 月から 8 月末まで、町内の空き家といわれる部分、昨年 11

月から区長さんから情報提供いただきまして、その情報をもとにより、調査を行ってまいりました。いわゆる現地調査でございます。その中で、ある程度本町においては、担当職員でございますから、外観調査ということで、いわゆる専門的な知識ございませんので、一般的な目で外観調査を行い、ある程度の危険、第1次審査といいますか、危険度の調査をしたわけでありまして。

ただ、それはあくまでも外観調査でございまして、今後につきましては、やはり国の基準等もございまして、そういった中、あくまでも所有者に了解をいただいた上の調査になります。今後、実態調査ということで、やはり内部の調査もしないといけない、そこはやはり資格を持っている方をお願いするしかないというようなこととございまして、そういった建築士さんに同行していただきまして、その建物の、いわゆる損傷度合い、その辺について今後第1次にあがった建物につきましては、再度調査していく予定でございます。

すみません。ご質問の中で、いわゆる助言、指導、勧告、そういった基準につきましては、国の定めがございまして、その法に基づいた内容でもって判断しているというような状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町では、外観で現在は判断しているところだと、今後は国の基準に則り、内部までも把握したいと。

その中で、空き家等がある場合、固定資産税等の滞納はないんでしょうか、連絡はつくんでしょうか、所有者または管理者において、滞納とか、未納とかはないんでしょうか、固定資産税ですけれども。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのその空き家等の所有者、管理者の滞納というようなこととございまして、現在、固定資産税につきましては、各所有者なり、管理者に送っているところとございまして、なかには所在不明というようなところもあります。そういったところにつきましては、当然、滞納というような部分で、実際あるところではございまして。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 詳しく説明を受けましたが、その滞納、所有者が不明とか、管理する人が誰もいなくて、そのようになったと思うんですけれども、今後はどうされますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 空き家に対する内容ですけれども、個別に、だんだん話を突き詰めていくと、個別のこの空き家はこうなっているんだ、あの空き家はこうなっているんだというふうになってまいりますので、今、町で調査をしているのは、空き家の件数だけです。ですから、詳しく台帳による空き家の状況というもので、その個別に対応すれば、この実際に固定資産税はどうなっているのかとか、あるいはその家屋の実態はどうなのかということは、個別になってくるわけでありまして。ですから、その個別ごとに、このこうした場で言うというのは、なかなかこうできないわけでありまして、そのところはご了承いただきたいと思っております。

それからもう1つ、この空き家に関しては、町では、ただ物件がそのまま残っていいと

ということではありません。ですから、利用できるもの、さらにはこれは危険家屋として判断をした場合に、撤去していただきたいというようなことも中にはあるかと思うんですね。そうした場合に、その所有者が空き家になった場合に土地の部分だけがどんと上がってくるという、そういう場合も出てくるわけです、今の税制の中で。それで、そういったことは緩和していこうじゃないかという考え方をもって、今対処しております。

ですから、税対策の中においても、今度は更地にした場合に、逆に土地の値段が上がるというようなことのないような方法も、これはしっかり対応していくことが必要じゃないかということで、内部検討をしながら、この所有者に対して対応していきたいということでもありますので、そうした関係で、これから空き家対策について、これからの話でありますので、まだ内部で十分煮詰めているということではありませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは質問を変えます。ごみ等に関してなんですけれども。じゃあもう一度、快適環境づくりの課題でいきます。町では、美しい町をつくるということは町民憲章にも掲げられており、また国道の49号線の縄沢や上野尻にも看板がありました。見て確認できました。頑張っていることは理解しました。そこで重点区域の指定なんですけれども、現在は3地域と、それで今度、西会津町に認定こども園ができますことから、中学校、小学校、認定こども園と、地域が一体になるんですから、完成すれば、たぶんほかから視察に訪れる人もいると思います。そういったことを含めて、あの地域の附近を特定区域に考えるようなあれはありませんか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ご質問にお答えいたします。

これまで、先ほど申し上げましたように、本町においては条例に則して重点区域ということで、特に観光地である、例えばさゆり公園、町外者が利用されるさゆり公園であったり、それから西平、雷山公園、あの一帯。そして大山祇神社の大久保ということで、3カ所指定してきたところでございます。

今ほどご質問ございましたが、認定こども園がこれからできると、そういった小中の施設もあるといったところでは、状況を見ながら、やはりそういった指定区域というのは、ここ特定の部分だけに限るというわけではございません。観光地だけであるというわけではございませんで、やはり状況をみながら、町内必要な箇所においては、そういった指定ということも、今後考えていきたいと考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 以上で質問を終わります。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。10番、多賀剛でございます。今定例会に3件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

また、昨日来、同僚議員の質問と一部重複する内容もございますが、私なりに違った視点で質問をさせていただきますので、通告通り質問をさせていただきます。ご了承いただきたいと思います。

まずはじめに、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお尋ねをいたします。先日の新聞に石破茂地方創生担当大臣の地方創生にかける思いが載っておりました。今までの歴代内閣が取り組んできた地方の発展、あるいは活性化、創生への取り組みと、今回の地方創生との一番大きな違いは、失敗したら日本は終わるという危機感だと申しております。また、地方版総合戦略策定には、産官学金に加え、労働組合と新聞、テレビなど、言論機関が加わるのが大切で、地方に人の流れをつくるには、労働政策を変えることが不可欠。地方で何が起きているかを知り、発信していく力が大変重要だと申しておりました。町民が参加し、やりっぱなしでない行政があり、行政に頼りっぱなしでない民業があることを、国は情報、財政、人材で最大限支援する。残された時間も政策の選択肢もそう多くはないと。一緒に手を携え、汗を流し、笑い、泣き、新しい日本をつくることがわれわれに与えられた責任だと話しておられました。

私もまさしくそのとおりだと思いますし、そういった思いをどれだけの人が共感し、危機感を持って、これからのまちづくりに取り組んでいけるかが、大変重要なポイントとなるものと思っております。

そういった中で、先日、まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案が示されました。地方版総合戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあたっては、まず人口の現状分析を行い、将来展望を示す人口ビジョンを策定するとされております。今般示されました人口ビジョンにおいては、現状分析、将来展望は示されているものの、2040年、人口が3,500人程度になった時点での町の状況、コミュニティのあり方、持続可能な基礎自治体のあり様などのビジョンが示されておられません。

私は、少ない人口の中にあっても元気なふるさとをつくり、魅力あるまちづくりをしている自治体は全国にたくさんあります。本町においても、人は少ないけれども、きらりと光るものがある。魅力的なまちづくりは可能と考えます。町の見解をお伺いするものであります。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中身についても何点かお伺いをいたします。

まず1点目といたしまして、この計画の中には、これまで取り組まれてきた事業が数多くあります。この総合戦略で改めて取り組まれるにあたって、評価検証はされたのかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、5年間という大変短い期間の中で、すべての事業に取り組まれるのか、優先順位等の考えはあるのかお伺いをいたします。

3点目といたしまして、これはすべての計画に共通するところではありますが、目標設定、進捗状況の把握と目標管理は大変重要なポイントと考えます。5年間の目標だけでなく、年度ごとの目標設定、プロセス管理も必要であると考えますが、いかがでしょうか。最大の成果をあげる効果的な方策についてお伺いをいたします。

4点目といたしまして、この総合戦略を推進するにあたって、予算との考え方についてお伺いするものであります。

2件目の質問といたしまして、マイナンバーカード導入にあたっての取り組みについてお尋ねをいたします。本町では、11月よりマイナンバー制度実施に伴う通知カードの送付が始まり、すでに皆さんのお手元に届いていることと思います。来年1月以降、申請の基

づきマイナンバーカード、個人番号カードとも呼ばれますが、交付されるようになります。このカードを使用し、コンビニエンスストアにおいて、住民票の写しなどの証明書を自動交付する、いわゆるコンビニ交付を町民サービスの向上と窓口業務の効率化の観点からもマイナンバー制度のスタートに合わせて導入を検討する自治体が増えているようです。

このコンビニ交付、実は私、5年前、平成22年9月定例会におきまして、当時、住基カードが導入されてカードの交付が始まったにも関わらず、なかなか普及にはいたっていませんでした。そこでこの住基カードを使って住民票の写しなど、コンビニ交付できないものかご提案したところでありました。そのときも申し上げましたが、毎日役場に来ておられる方にはあんまり感じられないかもしれませんが、たかが住民票1通を取るのにしても、町外に仕事に行ってもらえる方、あるいは共稼ぎをされている方々にとっては、大変な労力を要するところでありました。当時はこのシステムを導入している自治体が少ないことや、導入にかかる整備費用の面、あるいはセキュリティの面など、今後十分調査検討をしていきたいとのご答弁でしたが、いまだに現実にはいたっておりません。

今までの住基カードに替わるマイナンバーカード制度は、国家レベルでの厳重なセキュリティ対策がなされ、今まで以上にいろいろな分野での利活用が期待されるものであります。そこで何点かお伺いをいたします。

1点目といたしまして、マイナンバー制度の導入により、添付書類の削減など、行政手続きの簡素化が期待されるわけでありましたが、町民の皆さんにとって窓口業務など、具体的にどのようなメリットがあるのかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、コンビニ交付についてのご見解をお伺いいたします。

3点目といたしまして、コンビニ交付にかかるコスト、導入にかかるもの、またランニングコストも含めて、環境を整備するにあたって住基カード導入時と比べて何らかの変化があったのかお伺いをいたします。

3件目の質問といたしまして、新しい教育委員会制度と教育大綱についてお尋ねをいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月1日に施行となりました。この改正法では、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を首長が総合教育会議を招集し、教育大綱を定めるとしております。今般、教育長の任期が満了となるということでもありますので、この制度の中身についていくつかお伺いをいたします。

1つ目といたしまして、この新制度の中で、新教育長と首長の関係はどのように変わるのかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、基本的な教育方針は誰がどこで策定することになるのか、お伺いをいたします。

3点目といたしまして、新教育長の具体的な仕事はどのようになるのか、また権限はどのようになるのかお伺いをいたします。

以上の3件を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 10番、多賀剛議員のご質問のうち、まち・ひと・しごと創生総合戦略に

についてのご質問にお答えいたします。

まず、総合戦略において、2040年時点でのビジョンが示されていないのではとのおたただしですが、国の、まち・ひと・しごと創生法では、人口減少が加速度的に進むとし、その対策として、地方への人の流れや雇用の創出、若い世代への結婚、子育ての希望をかなえ、将来にわたり活力ある地域社会を維持することを目標としております。

こうした趣旨を受け、人口ビジョンでは人口の現状や将来人口などを把握し、それを基に、地方版総合戦略では、人口減少対策の各種施策を立案し、減少の幅を最小限に抑制するというのが、基本的な考え方であり、人口減少後のまちのビジョンを描くという趣旨ではありませんので、ご理解願います。

また、本町のまちづくりの基本となる計画は総合計画であり、10年をスパンとして、10年ごとに見直しを図り、その社会状況や人口規模などに応じたまちづくりや町の振興策を計画し、活力ある地域づくりを進めていくこととしておりますので、ご理解願います。

次に、具体的にご質問の1点目の事業の評価、検証についてのおたただしですが、総合戦略で取り組む事業については、町民会議でのさまざまな意見や考え方を踏まえ、各種事業を計画しております。また、これまで取り組んできた事業については、町の後期総合計画にある地方創生の考え方に沿った施策や事業を抽出しており、これら事業等については、後期総合計画策定の際に、前期総合計画の評価、検証を行い、引き続き必要と見なされた事業について計上したものでありますので、ご理解願います。

第2点目の5年間での事業の取り組みについてのおたただしですが、総合戦略には4つの基本目標の基に、ソフト事業からハード事業まで計画されており、全ての事業を5年間で完了させることは、業務的、財源的にも難しいと考えており、また、優先順位はついても、現段階ではつけておりませんが、総合計画との整合性を図りながら、優先度を見極め、取り組んでいくこととしております。

第3点目の目標設定や目標管理についてのおたただしですが、総合戦略の推進にあたっては、計画期間である5年後に、各施策の客観的に検証できる数値目標を設定しており、これら进行评估、検証する場として、次年度以降におきましても、町民会議を継続して開催し、政策効果の実効性を高めることとしております。なお、年度毎の数値による目標設定は掲げておりませんが、年度毎の進行管理、進捗状況などは町民会議で検証することとしております。

第4点目の総合戦略推進にあたっての予算の考え方ですが、平成28年度当初予算においては、実施計画と調整を図りながら、総合戦略の着実な推進を図るための、地方創生枠として位置付けて取り組むこととし、財源としては、今後示される国の交付金や、その他国県補助金、起債、一般財源などを充当し、事業の推進を図っていくこととしておりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 10番、多賀剛議員のご質問のうち、マイナンバーカード導入にあたっての取り組みについてお答えいたします。

社会保障・税番号制度、マイナンバー制度は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を实

現するための社会基盤として導入されるものであります。

おただしのありました本制度の開始による町民の皆さんのメリットについてであります。主なものとしては、年金の受給手続きや免除申請においては、住民票や所得証明が省略されることとなっております。また、各種健康保険制度や福祉制度などにおいては、転入者の所得証明が省略されるなど行政手続きの簡素化が図られることとなっております。

このほか、災害時には市町村が必要に応じて、家族の状況、健康保険や介護保険の状況などから、要支援者や被災者への支援給付が適切に行えることとされております。なお、国ではマイナンバーの利用範囲の拡大について検討しておりますので、ご理解願います。

次に、コンビニ交付に関するご質問にお答えいたします。コンビニ交付は、コンビニ等の店内にある端末機器を利用し、住民票や印鑑証明書などの交付が受けられるシステムであります。本システムは、平成22年2月から首都圏でサービスが開始され、早朝や深夜、休日においても取得できることから、住民サービスの向上や窓口業務の負担軽減が図られることから、特に都市部において導入されてきたところであります。

一方、コンビニ交付の導入にあたっては、これらのメリットだけでなく、さまざまな課題も抱えております。コンビニ交付の導入には、既存システムの改修や連携するためのシステム構築などにより、初期投資として4千万円を超える費用負担が見込まれるほか、本システムを所管する地方公共団体情報システム機構に対し、町村では毎年100万円の負担金や委託料などが見込まれます。

したがって、小規模な町村においては、費用対効果の観点からコンビニ交付の導入につきましても、非常に難しい状況でありますので、ご理解願います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 10番、多賀剛議員のご質問のうち、新しい教育委員会制度と、教育大綱についてお答えいたします。

本年4月1日に施行された改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律につきましては、主に3点ほどの改正点がございまして、

まず、1点目は教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、2点目は全ての地方公共団体に総合教育会議の設置の義務付け、3点目は教育に関する大綱を首長が策定することなどであります。

それでは、ご質問の1点目である新教育長と首長の関係であります。これまでの教育長は教育委員会により任命されておりましたが、新教育長は首長が議会の同意を得て任命することとなり、首長の任命責任が明確化されたことが主な変更点でございます。なお、執行機関としての町長と教育委員会との関係について変更はございません。

次に、2点目のご質問であります。教育大綱は、教育や学術・文化の振興に関する総合的な施策について、その目的や施策の根本の方針を定めるものであります。この大綱の策定は、町長と教育委員会が構成員となる総合教育会議において十分に協議・調整を図り、町長が策定するものであります。

次に、3点目の新教育長の職務権限であります。新教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する、となっております。具体的には、これまでも教育長の職務

権限でありました、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどること。教育委員会事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督すること。さらに、これまでは教育委員長の職務権限でありました教育委員会の会議を主宰することなどが規定されています。新教育長は、これまでの教育委員長と教育長が一本化されたことにより、迅速な危機管理体制の構築が図られ、民意を代表する首長との連携も強化されるようになりました。

しかし、教育委員会の制度は変わりましたが、教育の本質は変わることはありません。教育委員会といたしましては、今後とも西会津町の児童生徒が、本町でしっかりと学び、将来自立し、生きて行くことのできる力を育むことに全力を尽くしてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは順番に再質問をさせていただきます。まず、まち・ひと・しごと総合戦略策定に関する再質問をさせていただきます。

ただいま企画情報課長からご答弁いただきました。まず人口ビジョンに関しましては、現状分析、将来展望、これは、私はこれでいいという思いであります。しかし、このいわゆる、まち・ひと・しごと総合戦略、これは昨日も町長のご答弁でありましたけれども、これから5年間だけでできるものではないと、これからやっぱり20年30年しっかりと取り組んでいかなければいけない計画であるという話もされておりました。ですから私は、いわゆる将来の人口ビジョンばかりではなくて、将来の町のありようをみんなで想像する、夢を含めて話し合う、そういうことも必要なのではないかなという思いで、いわゆる将来の町のビジョン、人口だけではなく、まちのありよう、こういうことを示してほしかったんですが、その点をもう一度ご答弁お願いします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 将来のビジョンというようなことでございますけれども、先ほども答弁書でお話しましたように、今回のこの総合戦略の中では、一番の命題というのは人口の減少の克服、そしてそれに合わせて地方創生をしていこうというようなことでありまして、結局、将来的に人口目標がこうだと決まった場合に、そこにいかないようにとか、それを抑制するような施策をこの中で考えようというような、そういった中身が主だったわけです。

当然、議員おっしゃられるように、そういう人口目標が3,800人程度になった場合に、じゃあどうなんだという話もあったわけですが、ただ、25年後となれば、当然社会も相当変わっているというような状況だと思っております。ですから、それをなかなか想像するというのも、なかなかこう厳しかったのかなというような町民会議の中でもそういう話がありました。ただ、今現在の状況を十分把握して、結局これを、こういった施策を入れることによって、今現在も生き生きとした魅力あるまちづくりにできるんじゃないかと、そういった話し合いが主でしたので、そういった25年後とか、そういった長期的なビジョンまでにはいたらなかったということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 企画課長おっしゃることは私も十分わかります。ただ、これから毎年、いわゆる町民会議等を開いてやっていく中で、いろんな施策をしても、おそらく2040年には3,500

からプラスマイナスせいぜい200くらいの中でのことになると、人口ビジョンとなると思うんです。そんな中で、実際にその町のありようだとか、そういうことをやっぱり夢を語りながらこのプランをつくっていくことは、私は大変重要だと思うんです。ただ机上で、こう少なくなるから今年、今後5年間でこういうことをしなければいけない、それも地道にやっていく必要はありますが、大枠でやっぱりそういうロマンとまでは言いませんが、そういう夢を語りながら町の将来ビジョンを語っていく、そういうことも大変重要だと思いますので、今後、毎年、いわゆる町民会議をやるということではありますが、そんな中で、そういうことを話していく、つくっていくお考えはありませんか、お尋ねいたします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

町民会議については、次年度以降も開催していくということですので、当然その中では、前年度の評価検証もしながらいくわけですけれども、当然その中で、いろいろな施策をやって、結果的に次の反省点、次の施策にこう向かっていくということですので、それは結果的には、次のまちづくりというか、そういった視点で協議がされていくのかなと思います。やはり現状ばかりを評価検証ではなくて、今議員がおっしゃったように、それが5年後、10年後のまちづくりにつながるような話し合いの場にしていきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしてください。今回のこの地方創生のこのプランというのは、国からいわれて、やらされているような感がありますけれども、これは本当に、要は生き残りをかけた壮大なプランの入り口でしかないと思っています。そういうことを含めて次年度以降取り組んでいただけるということでもありますから、それは期待したいと思います。

次に、この計画の中身についてお伺いをしたいと思います。いろいろ私申し上げましたけれども、このいわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略について、これを本当に効果的に推進するには、一番何が必要だと思われませんか、その点をお尋ねします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 効果的な進め方というようなお話ですけれども、この総合戦略の策定の1つ考え方として、PDCAということで、プランをつくって、行動して、さらにそういったことに対する検証、評価をしまして、そして見直すものは見直していきなさいというようなことでございますので、ただ計画をつくるというだけではなくて、今、町民会議のお話ありましたけれども、そういった会議の中で評価検証していただいて、次につながるような戦略、事業になるように進めるということが一番大事なのかなというふうに、大事というか基本的な進め方なのかなというふうに思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 何が一番これ大切かと、これは正解はないと思います。企画情報課長おっしゃったのは、事務屋さんとしては優秀な解答だなという評価をしますけれども、これ町長、同じ質問しますが、このプランを本当に実のあるものにするのは何が一番、同じ質問になりますが、必要だと思われませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 やっぱりどんな立派なプランでも、これを実行するというのは、やっぱり人だと

いうふうには思うんですね。その潜在的な人材が確保されない限り、これはやっぱり実現不可能だろうというふうに思っています。ですから、今まさに西会津町で優秀な人材の確保ということで、いろんな分野でいろんな方々に、この計画づくりなり、あるいは指導、こういったことにいろんな英知をいただく人も来ていただいたりしておりますけれども、そうした方々にやっぱり意見を求め、あるいは指導をいただくことによって、さらに人とのつながりが出てくるというふうに思っています。ですから、私も町長になって、人との関係というのは一番大事だなというふうに実感しておりますから、そうしたことをこれからしっかり対応していくことが必要ではないかと。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私あまり町長お褒めしたことはないんですが、実は私も同じ考えであります。予算との兼ね合い等ありますけれども、私この、いわゆる計画を実のあるものにするには、今何が一番必要なんだと思ったときに、やっぱり圧倒的に足りないのは、足りないというか必要なのは、本当に熱い情熱をもったマンパワーだと思うんです。

その、いわゆるお金、人材、いろいろありますけれども、問題は。先日の、いわゆる職員の定数管理計画の中でお示しになった中で、今よりも新年度は7人から8人程度職員数を増やして、今後に対応していきたいということでありました。私は本当に、こんなもので、これからの時代、対応できるのかなという危機感を持っておりますけれども、実際に人材というのは、お金はある程度確保できても、やれる人がいなかったら何もできない。私はいわゆるマンパワーの確保、人材の確保というのは大変重要だと思います。それ、来年度以降、具体的になさるには、町長、どうなさったらよろしいでしょうか、お考えありましたらお聞かせください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず何といっても、やっぱり将来的に、この西会津町を担っていく方、こういった方の人材の育成というのは、まず私は第一にしなければならない。これはやっぱり、これから人口が減少するということでありましょうけれども、私は量とともに質の問題というものをしっかりやっていかなければならない、そのためには、この町を担う人材の育成というものをしっかりして、初めから立派な人というのは私はいないと思うんです。いろんな方々経験をして、やっぱりそれに到達してくれる人を、やっぱり必要な人材としてこれから確保していきたいと。

もう1つは、いろんな分野で、この専門的知識を有している方というものは、西会津町から出た方々でも、相当やっぱりしっかりその分野で対応している人がたくさん私はいらると思うんですね。そういった方々との連携を図っていくというようなことをとおしながら、対応していきたい。そのためには、やっぱり人材バンクなり、そうしたところへの対応も必要だと思いますけれども、やっぱり予算を、そういうところに今後振り向けていくということが大事だというふうに思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私もそのとおりだと思います。人材というのは、人というのはすぐには育ちませんから、私もお金のかけ方として、やっぱりこの人材確保等には、十分私はお金をかけて、優秀な方を育てていくことが、これからは必要だなという思いします。

それと、この予算との考え方、この事業を施行するのにあたりまして、予算との考え方、ご答弁ではいただきましたけれども、今、町長査定が新年度、当初予算、町長査定が終わって、新年度の当初予算の大枠はだいたいこう固まりつつあると思われましても、来年新年度は、地方創生枠をつくってやるということでありましたが、だいたいこれは金額的、あるいは示されるのであれば、どのくらいの中身でやっていこうとなさっているのかお尋ねをいたします。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 来年度の予算についてということでありましても、まだ当初予算の町長査定というか、各課の積み上げもやっていないところなんですけれども、今、実施計画に登載する事業ということで、各課から今上げていただいたものを、ちょっと集計がありますので申し上げたいと思いますけれども、実際これは当初予算でまた変わるかもしれませんが、現在のところ事業費で14億5千万ほどの事業費というふうになっております。事業的にも、地方創生枠としては50近い事業を今実施しようかなというようなことを考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 14億5千万円程度かけてやりたいということでありましても、これはこれで私はとやかく言うことではございませんが、私は先ほどの中で、いろいろ国の交付金なり補助金なりをある程度期待しながらやっていきたい旨の話がありましたけれども、私はこれは、それよりも、とりあえずアクション、やってみることが先だなど、結果的に国の補助事業なり交付金が付いて、これだけきましたよということになれば、それはそれでいいわけですから、決してお金がないわけではない。やれるものはどんどんやっていきたい。そのためにはさっきの話に戻りますけれども、今の体制でどれだけできるのかというのは、私は多少疑問なところはありますが、あまりその補助金だとか、交付金をあてにしてやるよりも、計画を優先的に立てたものに関しては、一般財源をつぎ込んでも、財調を取り崩してもやるべきだと思いますが、その点を、これは町長のお考えをお尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 財調、財調って昨日からもいろんなのが出ていますけれども、これは私としてみれば、財調というのは、今いろんな面からすれば、すべてが補助事業でなりたっているということだけは皆さん承知していただきたい。そのためには、100パーセントの補助なんてあり得ないんですね。10分の10というのは、たまにはありますけれども、しかし20パーセント持ち出しをしなければならぬ。30パーセント持ち出しをしなければならぬ、そんなことで国の事業と絡み合いながら、いろんな事業を行っているということが、ほぼ80パーセント、90パーセント近くなっています。

ですから、当然、一般財源をどれだけ確保するかということで、当然、毎年、この財調を取り崩して対応しているというのは事実なんです。どのくらい取り崩して対応しているかと、4億ないし5億くらいは毎年取り崩しながら、実際やっています。しかし、年度途中になって、これはわかりませんから、国の交付金に該当した、あるいは国の補助金がかさ上げになったということについては、当初予算とまた別な、組み直しながら、そこで対応できたものについては、これは次の財調に積み立てる金としてまた取っておこうじゃな

いかと、この繰り返しをやっているわけですね。ですから、その点のことは理解をしていただきたい。

さて、財調は別にしても、今日の新聞にもありましたように、この地方創生加速化交付金という制度、仮称だということは言っていますけれども、1千億円を、今こうした予算化したところに配分しますよと、こういうことが出ておりました。そういったことも含めながら、どのくらいくるかわかりませんが、1千億円といたって、これ全県、そして全部の市町村にこれ応分に配当されれば、僅かしか配分にならないだろうというふうには思っています。ですから、そういったことだけであてにしながら、この地方創生をやるといったって、これは当然無理な話であります。

ですから当然、次年度にまたがりながら、この3年の、いわゆるローリングして実施計画、こういったことを予測していたものも地方創生の中で前倒ししていけるものはしていこうということで、この予算全体のやりくりをしながら、来年度以降組み立てて行きたいということですから、当然、全体的な予算の組み直しをしながら、しっかりこの地方創生並びにどうしても必要な生活の維持、あるいは補修、こういったことを総合的に判断して予算をしっかり組み立てていきたいというふうに思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたいと思います。要は、私が心配するのは、今までのいろんな計画をみておきますと、計画はつくったけれども、昨日の同僚議員の質問の答弁の中で、目標は目標なんだというようなご答弁ありましたけれども、そんなことであっては、はなから成果は期待できないと私は思っております。この計画を、まち・ひと・しごと創生総合戦略をつくるために、多くの町民の方が携わってつくったわけでありまして。その方たちは、本当に危機感を持って、この町の将来を考えていろんなアイデアを出しながらこれつくられたと思います。本当に、以前も言いましたけれども、短期間の中でこれだけのものをまとめたということは大変すばらしいことだと私は思います。その人たちの意を汲むというか、この人たちは、とりあえず国からの補助金だとか交付金をもらうための作文をつくるためにやったわけじゃないと、とりあえず今必要なことを、アクションを起こすために何が必要なのか、アクションを起こさせるためには何をやらなければいけないか、そういう、まず行動に移せるようなものをつくったと思っています。

町長もこの前、いわゆる増田レポートのようなことになっては困ると、本当に消滅自治体なんていわれることのないようにしなければいけないという思いでつくったと思いますから、これはそういう皆さんの思いを真摯に受け止めて取り組んで行っていただきたいという思いであります。

質問を変えます。次、マイナンバーカードについてですが、質問、通告にはございませんけれども、これ最近の新聞見ていると、いわゆる通知カード、相当数返送されてきているということでもありますけれども、本町においては、どの程度通知カードが返送されてきて、その対応はどうかさろうとしているのか、まずその点をお尋ねしたいと思います。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

本町の通知カードの配達に11月の17日から26日までの10日間にかけて行われました。

その中で、郵便局に転送の手続きをされている方、それから不在でお渡しをできなかった方ということで、役場に届いてございます。それが現在、先週すべてまわりまして、273通ということで、新聞報道等によりますと、ほかの町村においても、やはり10パーセントほどの返却率というようなことで出ておりますが、本町においても同様の数字でございます。

これにつきましては、今、先週すべて来ましたので、今週、文書をお出しする計画でございます。その内容といたしましては、当然平日は勤務中お渡しできますと、それから週においては火曜と木曜、これについては延長窓口ということで、午後5時から7時まで、2時間延長窓口を開いておりますので、その間にお受け取りいただくか、あとは日曜の臨時窓口ということで開きたいと考えてございます。それで13日と20日ということで、その2日間、臨時窓口ということで開きまして、受領いただいている方に役場のほうにおいていただきまして、お渡しをしたいというふうな考えでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 通知カードに関してはしっかりと対応していただきたいと思っております。まず、このマイナンバー制度につきまして、このマイナンバー導入にあたっては、新聞、テレビ、マスコミで、このマイナンバーの話になると、いわゆる利用する役所のメリットはいろいろあるようでありますけれども、なかなか利用される側、町民にとってあまりメリットがないと。マイナンバーの話になると、個人情報漏えいの危機だとか、国民、町民、全て背番号を付けられて管理されるとか、何かこうネガティブな話題ばかりが出てきているものですから、私はこの、いわゆるマイナンバーカードがもしできたら、町民にとってもこういうメリットがあるよ、先ほど言ったように、住民票、印鑑証明等、深夜、早朝でも近くのコンビニに行って取れるような、そういう便利な世界があるよと、便利な世界を享受できるよというようなことがあれば、まだまだこのマイナンバーカードに対する、マイナンバー制度に対するとらえ方とか何かも変わってくるのではないかなと。ただ便利さだけではなくて、そういう利用される側にとってはネガティブな話ばかり出てきているものですから、そういう意味合いも込めてお話したわけであります。

いろいろマイナンバー制度でメリット等ありますけれども、具体的にこのコンビニ交付できない状況というのは、費用的な面ありましたけれども、国では推進しているわけですよ、総務省では。いわゆる窓口業務の効率化だとか、簡略化のために、それで住基カードと何ら変わっていないような思いなんです、実際変わっていないんですか、その点お尋ねします。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでマイナンバー制度に関わる会議等で何回かありました。これは制度立ち上げであったり、または市内のシステムの連携のための整備ということで、そういったのが主体でございました。いわゆるマイナンバーの利用とかというようなことでの話もございました。ただ、コンビニ交付について、特化してそういった話というものもございませんし、また先ほど申し上げましたように、かなり初期投資、それから今後のいわゆる維持管理費といえますか、そういった経費がかかるわけですが、それらの財政支援であるとか、

そういったのが国のほうからはまったく知らされていないというような状況でございます。今のところはそのような状況でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 まったく示されていないということでございますが、住基カードのときは、いわゆる環境整備するのに3分の1だけ何かの補助があるというふうに聞いていたんですけども、それもなくなってしまったわけですか、現在は。お尋ねします。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 住基カードにつきましては、もう有効期限で、年内では終了するということでありまして、その点につきましては、特段その、そういった情報はちょっとありませんけれども、今後はそのマイナンバーカードに移行するということでありますので、やはり国のほうでは、先ほどいろいろな住民の方のメリット、今後想定されるということでもあります。国のほうでもまだまだ流動的でございます。例えば、ロードマップを見ると、これはあくまでも案ではありますが、戸籍であったりとか、それから健康保険証であったりとか、さまざまなことを現在検討されております。

そういった中で、今のシステムの構築についての支援とかということも検討されるのではないかなということでもありますので、その状況は常に収集していきたいというふうに。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 すみません。それでその、コンビニ交付の財政支援ということで、今のところそういった情報はありませんので、ただ、いろいろさまざまな検討がなされております。すごく流動的でございますので、その中で、さらにそういった支援も検討されていくのではないかなとは思われますが、現時点ではまったくそういった情報はないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 現時点ではそういうことであるということでご理解しました。これから流動的であるということでもありますので、それはアンテナ高くして情報はとらえていただきたいと思っております。

それと、いわゆる行政の仕事というのは、費用対効果、効率化ばかりではなくて、町民福祉の向上に関わるものであれば、多少割に合わなくてもやっていくことも私は必要だと思っております。あまりその費用がかかるようであれば、できないのもわかりますけれども、そういうことも考慮しながらこれからの流動的な情勢に対応していただきたいという思いでおります。マイナンバーカードは以上で終わります。

次に質問を変えまして、新しい教育委員会制度と教育大綱についてお尋ねをいたします。学校教育課長からはご説明いただきましたけれども、1つ基本的なことをお尋ねしたいんですが、今までの教育長というのは、何か町の三役みたいなとらえ方をされていたように思います。教育長としては三役ではないんだよと、私もそう思っておりましたけれども、実際、この新制度の中では、新教育長はそういう意味でどういう位置付けになるのか、お尋ね、まずします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

以前の部分につきましては、特別職という形で三役の一翼を担っていたのかなど、そのように考えております。ただ、これからの新教育長につきましては、先ほども申し上げましたように、教育委員長とこれまでの教育長の一本化されたような形で、教育委員会の代表者として存在すると、そのような形でこれからの教育長は対応していくような。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 それでは、お答えいたします。

現行の教育長というのは、議会の同意を得て、そして町長が任命すると、そしてそのあと、教育委員会の会議で任命されるということであります。町長が任命するという点については、特別職。それから教育委員会の会議で任命される、この点については一般職。ですから2つの側面を持っていたということです。

それで、新しい教育委員会制度では、町長が議会の同意を得て任命するという点です。これは特別職になるということになります。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 なんとなくわかったような、わからないようなところがございますけれども、私この、いわゆる教育制度改革はじまったのは、いわゆる大津のいじめ自殺事件で、私も報道、テレビ等を見ておりましたけれども、あそこの教育委員会は何か閉鎖的で、なかなか実態を明らかにできない、いじめ対策も思うようにいかなかったと、そこで、そこにはやっぱり首長、行政がしっかりと関わって対応しなければいけないという責任も取っていかねばいけないというようなことが1つの要因で、このいわゆる教育委員会改革が出てきたのかなという思いでおります。

そんな中で、いわゆる総合教育会議ですか、それを今度、町長が招集して、教育大綱をつくるということになりましたので、私はその、いわゆる教育大綱の中には、基本的な教育方針だとか、そういうことをみな、この総合教育会議でつくっていくのかなという思いがありましたけれども、具体的に、その基本的な教育方針は、この教育大綱でつくっていくのか、それとも教育委員会で今までどおりつくっていくのか、その点をどうなのかお尋ねをいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

教育の基本方針であります。今回ご答弁申し上げましたとおり、今回の教育大綱、こちらを町の教育の基本方針と、そのようにとらえて策定いたしましたところがございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私、基本的な教育方針というのは、教育委員会と首長が対等な立場で話し合っ

てつくっていくということで理解しておりますが、やっぱり私は、基本的な学校教育、子どもたちが関わることは教育長の仕事だと思いますよ。そこで、やっぱり首長に関しては、いざこういういじめ自殺事件みたいなことがあったときには、しっかりとやっぱり対応しなければいけないというのわかりますが、今度は、新教育長というのは、いわゆる町長部局の下部組織でもなんでもないわけですから、れっきとした独立した行政委員会の、いわゆる名実ともにトップになるわけですから、その子どもたちの教育方針に関しては、やっぱり独自性というんですか、いわゆる教育委員会の独立性を担保していかなければいけ

ないのではないかなという思いではありますが、その点をもう一度お尋ねします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が4月1日に施行されました。その中で、総合教育会議というものが位置付けられております。この新しい変更された法が適用される前から、教育委員会と町長部局は、必要なときに必要な話し合いをしながら、同じ方向性に向かって町の教育行政を担ってきました。それで、この法律が新しく施行されて今度は、法の中で話し合う場がきちっと定められました。私はこれは大変いいことだなというふうに思っています。

これで教育委員会と町長の部局と一緒にあって、町の教育の方針について協議を重ねながら、決めていくことができるようになったと、それで町長部局と、それから教育委員会と一緒にあって進めていくことができるということは、町をあげて教育、これを充実させていきたいと思います、そういうような方向がきちんと示されるようになったという意味で、私はこの新しく改正された法を評価をしています。ただこれを、こうから有効に活用していかなければならないというふうに思います。西会津町の教育と文化、これについてさらに充実、それから発展させていかなければならないと。そしてここで話し合っ、基本的にこういう方向でいきたいと思いますというふうに調整ができたもの、その中で特に重要なものについては、教育の大綱として示していく、大綱として示されたら、それは町長の部局と教育委員会の部局は、教育委員会は尊重していかなければならない。ということは、予算の措置もされなければならないということになりますので、教育はさらに充実、発展できるのかなと、文化面についても同じというふうに私は思っています。

それで、今までもそうですけれども、これで西会津町で生まれて、学校で学び育っている子どもたち、これを本当に町をあげて責任を持って育てていくような体制ができあがっていくというふうに考えています。またつくらなければいけないというふうに思っています。

ただ、それをやっていくにあたって、戦後一貫して教育行政、国が進めてきた教育行政の中で大事にしてきたもの、これがあります。それは1つは政治的な中立性です。それから安定性と継続性ですね。これはしっかりと認識しながら、お互いに協力して町の教育文化の発展に寄与することができると、そういうふうな総合教育会議にしていかなければならないのではないかとこのように考えております。

○議長 最後の質問になります。10番、多賀剛君。

○多賀剛 これからなる新教育長には、私、教育長の仕事は何ぞやというような大変失礼な質問をしましたが、私なりの考えというのは、学校教育課長からはいろんな難しい事務的な内容を聞かさせていただきましたが、以前も申し上げましたが、新教育長となられる方の一番の仕事は、町民にとって求められる一番の仕事は、いい先生を、優秀な先生を、熱意のある先生をどれだけ呼んでこられるか、これは一番の教育長の仕事だと思います。

それともう1つは、そのためには、西会津の小中学校に、すばらしい学校だから行ってみたいと、あの学校で教鞭をとってみたいと、そういう学校にすることが新教育長の仕事

だと思えます。

私、昨日の教育長の答弁の中で、中学校、統合中学校、開校したときのレベルには、残念ながらまだいたっていないというようなご答弁いただきました。私もそれはつくづく感じているところがございます。当時を思い出してみますと、本当に教育委員会も、町行政の方々も、保護者も、先生方も、本当に合言葉のように、日本一の中学校つくるんだという話をしておりました。そして当時の教育長は、新しい酒は新しい革袋に入れていくんだと、そういう話もされていたのを記憶しております。そんな思いではありますが、教育長、そのことについて、最後になりますけれども、ご答弁いただければありがたいです。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 基本的には、今、多賀議員さんが話されたことと私は同じです。やっぱりこれからの西会津町、それから日本をしっかりと背負っていく、それができる子どもたちをつくっていききたい、そういうふう考えています。

そのためには、一つ一つしっかりとやっていかなければなりません、基本的には、やっぱりこれから大きくその世の中、社会変わってきます。おそらく複雑化はもつともつと進んでいくと思います。そうすると、新たに学ぶべきこと、自分で勉強すべきこと、これは山のように出てくると思います。そういうふうな状況になつときに、自分の力で学んで、新しい社会を切り開いていくことができる、そういうふうな力の基本になることをしっかりと身に付けさせたいというふうに思っています。

そういうふうなつもりで学校、それから町民、それから議会もみんな一緒になって学校支援していくような、そういうふうな体制をつくっていききたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 明快なご答弁ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(14時57分)

○議長 再開します。(15時20分)

12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さん、こんにちは。12番、荒海清隆でございます。私はこのたびの定例会に1点だけ質問させていただきます。それは最近の町政の停滞についてであります。冒頭から町政の停滞などという厳しい言葉を発すれば、停滞なんかしていないぞというような声も聞こえます。しかしながら、次の項目にもあげておきました。1つは役場庁舎移転の遅れ、2つ目は、地域連携販売力強化施設の整備の遅れ、ここには書いておりませんが、西会津小学校の屋外機設置整備等の変更契約、このように事業の追加工事、それに伴う補正予算、組んでおります。

これはやはりある種、停滞ではないかというように私なりに考えております。そこでこの問題の発生した原因、そしてその経過、対応、責任の所在はどこにあるのかということについて役場当局のご答弁を求めるものでありますので、よろしく願いいたします。

以上が私の一般質問といたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 12番、荒海清隆議員のご質問のうち、役場庁舎移転についてお答えいたします。

移転が遅れることとなった原因につきましては、教育長が本年9月議会定例会における全員協議会でご説明申し上げましたとおり、4月に判明するまで、敷地内が埋蔵文化財の指定を受けていることの認識がなかったことによるものであります。

町といたしましては、4番、小柴敬議員にもお答えしましたとおり、早期移転に向け、関係課及び発掘調査の専門家、設計業者等と遺跡の本調査や改修工事の実施方法、スケジュール等について現地確認や協議を重ねてきたところであります。

現在のところ、改修工事は平成29年度から着手し、平成30年度の早い時期の完了を予定しておりますが、今後も引き続き早期移転に向けた作業を鋭意進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 12番、荒海清隆議員のご質問のうち、地域連携販売力強化施設整備についてお答えいたします。

地域連携販売力強化施設は、町の情報発信機能の強化や交流人口の増加、6次産業化・ブランド化を推進する拠点施設として、整備を進めているところであります。去る5月18日に請負契約のご議決をいただき、整備工事を進めていたところ、基礎工事において一部の支持基盤が、当初設計よりも深いことが判明し、7月17日の議会臨時会におきまして、その状況をご説明申し上げ請負契約の変更についてご議決をいただいたところであります。この変更契約に伴いまして、工期は当初から2カ月間延長し、平成28年3月31日までとなりました。

現在、工事はほぼ工程どおりに進捗しており、11月末日には屋根及び外壁工事が終了し、平成28年3月31日までに竣工する予定であります。また、施設のオープン時期につきましては、当初計画のとおり平成28年秋頃を予定しておりますので、ご理解願います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは1点ずつ質問をしていきたいと思っております。まず役場庁舎の移転計画であります。埋蔵文化財があることはわからなかったというようなことでもあります。これは全員協議会で教育長がお話されました。今回、私があえて取り上げるのも、全員協議会ということは、一般の町民の方はわからないわけでありまして、説明を受けてもどうしたことだったかわからないために、あえて今回、再質問させていただくわけなんです。

それで、4月に判明しました。本当にそれが認識がなかったのかという思いがあります。教育課、あるいは公民館ですか、その辺の認識なんです。過去には橋屋の遺跡、あの辺は最近、つい数年前でしたか、あそこもやったわけなんです。あの辺だってやっぱり文化財、土器ですか、そういう話があったんじゃないかなというふうには考えておりますが、それで、本当に認識がなかったのかというようなこと、もう一度お答えいただければと思います。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

全員協議会でお話したとおりでございます。本当に教育委員会としては認識が不足していたというふうに感じております。新たに開発する場合、それから工事をする場合については、その予定地がどういうふうな状況にあるのかということについては、十分に本当は調査をしなければならないんですが、そういう認識がなかったために、それができなかったということでもあります。あのときの答弁のとおりでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 本当に認識がなかったのかということですが、今、教育長が申されるには、認識がなかったというようなことですが、私は本当にそうかなというのは、疑心暗鬼というんですか、そんなふうに考えております。まず地元の人に聞いても、いわゆる町の関係の人に聞いてみても、あそこにあったというのはみんなわかっているんだというような話であります。それはなかったというようなことに言わなければならなかったのは、私が思うに、あそこに移転するということが大きなネックになってきたんじゃないかなというふうに考えております。というのは、小学校は3階建て、役場庁舎は移転するには、役場庁舎は2階なんだから、それであそこに入るというような想定であったと思うんです。

ところが、いろいろ設計の段階でやってみたら、そこに入るができなかった。つまりまた別棟に庁舎を建てなければならぬと、そういう変則的な事態になってはじめて、それが公になったんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えいたします。

まず役場庁舎移転計画をご説明をいたしますと、旧西会津小学校校舎を改修しまして庁舎にする。それだけではスペースが足りませんので、分庁舎、2階建ての分庁舎を建てる。さらには今の校庭、グラウンドは整地をしまして、舗装をかけまして駐車場にすると、それが主な計画でございます。今回、駐車場整備をやる中で、今のグラウンド面、道路よりかなり高いものですから、かなりグラウンドを削らないと駐車場にできないということでございます。

それで、今回の遺跡が4月になって判明して、当然、駐車場を整備するには、当然、発掘調査が必要になると、そういったことでありまして、今、議員が申されたような、分庁舎を建てるにあたっての部分というのは、当初から考えてはございません。あくまでも駐車場整備の部分で遺跡が引っかけたと、調査が必要になったということでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま答弁ですと、分庁舎については何ら問題はなかったというようなことで、移転したときはわからなかったということですか。それで、4月になってわかったというようなことのとらえ方でいいんですか。もう一度お願いします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 分庁舎は関係ないのかというようなお話でございますが、分庁舎につきましては、現在プールがありまして、その跡地に周辺に分庁舎を建てる計画でございます。当然、その敷地については、先ほどご説明いたしました駐車場に利用するグラウンド、そ

れから今、プールの跡地ですけれども、分庁舎を建てる敷地、ともに遺跡のエリアでございますので、調査についてはどちらも必要になると、そういうことでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまのご答弁ですと、駐車場をつくるために初めてわかったんだというようなことでもあります。それでよろしいんですね。駐車場をつくるために、初めてその埋蔵文化財があるということがわかったんだというようなことですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 駐車場をつくるために文化財ということがわかったということではございません。あの一角、敷地内が文化財だというのが4月に判明しまして、その判明してから計画どおりに役場の庁舎移転の改修工事、駐車場の造成を進めるには、当然、発掘調査が必要になったということございまして、そういった流れでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 4月になって、その判明したというようなことではありますが、その点については、私の記憶の中では、全協に、その判明した理由になぜ4月に判明したかという、全員協議会ではお話をなかったような気がするんですが、もう一度お願いしたいと思います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

そのときお答えしたのは、発掘の専門家によるご指摘があったというふうにお答えしたかと思っておりますので、ご理解願います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 これも確か全協でお話あったような気もします。それに町史にも載っているわけでもあります。それで、これ本調査始まるわけなんですけど、本調査によって、また特別な埋蔵品が出てきたというようなことで、その発掘が延期されるというんですか、そういうことはないんですか、2年ですか、28年、1年で終わるといような考え方でよろしいんですか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

昨日も一般質問の中でお答えしたかと思うんですけども、現時点では計画を立案中と、それで概ね28年度と29年度を想定しているということでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 答弁書には29年度から着手というような答弁でありますけど、今の生涯学習課長の答弁と食い違うところがちょっと。

○議長 改修工事が29年度から。

○荒海清隆 改修工事が29年度から始まるということでしょう。ということは、本掘削というのは、工事しながら改修はできるということですか、その辺どうなんでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

平成29年度につきましては、今、議員おっしゃられたとおり、平行してやるという想定で進めております。

○議長 12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 29 年度までやるという本掘削ですか、本調査をやるということなんですよ。わかりました。28 年、29 年度という 2 年かかるというわけですよ。それでよろしいですよ。

それで、昨日も同僚議員にもありましたが、これに事業費、役場庁舎移転にかかる事業費を基金に戻すというようなことなんですか、2 億円ですね。これは責任、この責任は誰が取るんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 なかなか答弁に苦しむような話ですが、まず、わかりやすく言いたいと思いますが、横町館跡というのは、それはこの遺跡の全体、西会津町の中で、これは明らかになっているわけです。それでこれに対して、何が引っかかったかというのが最初の、今、総務課長の話なんです。町では、この開発行為まで及ばないだろうという考えのもとに移転計画を立てたわけです。しかし、この実際にやってみたら、道路を拡幅しなければならないことと、もう 1 つは、駐車場スペースにする場合に、校庭を。その場合、若干この道路側に下げなければならないという、その事業が出てきたわけです。そうした場合に、校庭の深さの中で、この部分以上掘れば遺跡等の関係がありますよということで、実際にこの想定を組んでみたところ、これはやはり引っかかる可能性が十分にあるということから、じゃあまず試掘をしてみようじゃないかということに始まったのが試掘なんです。

その結果、試掘を行った結果、どこに何があるかというのはだいたいの予想は、見当はされてきたわけです。そこで町は、県との協議、文化庁との関係もありますので、協議を行ってきました。大幅にこれを全面的に中を掘りたててどうこうするものではありませんので、何とかできないのかなという協議をずっとしてきたわけです。

しかし、やっぱり現在の状況の中では、こういう遺跡ので出てきた場所というのは、かつて昔よりも非常に厳しくなったという結果の中で、これを全面的に本調査をなさよということに実はなってきたわけでありますので、町はそれを同意しながらそして議会のほうにもその経過等を説明してきたというのが実態です。

町はそれ以前に、この調査整備基金として改修工事を行なおうとするわけだったわけですから、その事業がこれによってストップがかかってしまったわけです。ですから、この部分については、今年執行できなかったということで、その整備基金のほうに、また戻そうということでありますので、そのことは事務的な手続きでもありますから、そのための責任度合いというのは、それはどういうふうに取りればいいか、ちょっと私にはわかりませんが、実際にどういう手だてがあるか教えていただきたいというふうに思います。

これは町の事業や、あるいはいろんな工事の問題で、いわゆる町の手続きの遅れでなったわけではまったくないということ、これだけは理解していただきたいというふうに思います。

○議長 12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 いろいろ問題があるたびに、その責任の所在、いろいろ出ます。実際の話そういうわけですから。ただいつも町側が言われるのは、町には責任がないんだと、これは業社なんだとか、設計がミスだったとか、そういうことが多いんですよ。これはやっぱ

り町政の停滞でしかないというふうに考えております。

そういうことで、私の言いたいこと、どうすればいいんだという町長、反問権ですかね、私はそれに対してだったら、役場庁舎はあそこにつくるべきではないと考えております。町民の半数近くはあそこに役場庁舎を移転させるのはどうもおかしいんじゃないかと、そういう考えを持っておりますよ。私もあそこは資料館、あそこが館跡であって、文化財が出るんだから、あそこに資料館をつくったほうがかえっていいんじゃないかなというふうに考えております。これらはもっと慎重に考えて起動修正していただきたいと、していただいてもいいんじゃないかなというふうに考えております。町長どうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私もこういうことは言いたくないんですけれども、議決をして、そして今日まで来たその事業が、町長一存とか、あるいはそういう状態になったからすぐ取りやめるとかという軽々なような、そんな事業計画というのを立てるはずがないんです。これは責任を持って対応しようということで、そしてこの基金造成についても、またこの移転の計画についても、これまで何回にもわたって議会に説明し、そして一般の町民の皆さんに対しても説明はしてきたはずだと、この遺跡が出たから、そして若干遅れたから、あそこは取りやめるなんていう軽々なことはできるはずがないんです。これは議会議員だったら、しっかりその点は認識して質問していただきたい。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長、二元代表制の中で、議会も代表であります。議員も代表であります。町長も当然選挙で任を託されたということですよね。その中で、やっぱり議会は弱いんですよ。これが一般的な通説です。その辺は認識持っていただきたい。

ですから、行政も間違いもあれば、議員も間違いがあります。議会も同じです。人間であります。軌道修正することには大きな負担がかかると思いますよ、それは。しかし、今やっておかなければならないこと、2年間のブランク、あるいは3年間になるかもわからない、そういうのは一旦財調に返して、新たな考え方で臨まれてはどうかというふうに考えておりますが、もう一度お願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この遺跡の関係で事業が継続になったという話というのは、最近における、これは明らかですけれども、湯川村の役場庁舎移転も2年遅れたということは、しっかり私、村長から聞いておりました。いや大変なところにぶつかってしまいましたねと、うちもそうだったんだという話を聞いていますよ。ですから、こういうところは、2年かかる、あるいは3年かかるというのは、まだ実際、工事をやっていないんです。ただ、それが1年で終わるのか、あるいは1年半で終わるのか、最大、行政としては、まだしっかりとした計画がその段階で、まだ素人ですから、わからないわけですから2年の猶予を持って進めたいということでもあります。

しかしながら、これは1年経過をすれば、どの程度まで進んでくるかというのはちゃんとわかるわけです。その時点で改めてその計画、日程というものについて調整できるならば調整をして、できるだけ早めにこの事業について取りかかろうというのが、今、計画を今後行っていく段階で考えているところでもありますので、実際に一旦こういう計画をもつ

てやったのが、いろいろな諸事情で若干この遅れてしまったということについては、これやむを得ないことなんだなというふうに認識していただかなければ、これはどうしようもないであります。

ですから今の時点で、あのところをとりやめて、また新しい別のところに役場庁舎をもって計画をするということになれば、これまた土地の問題、あるいは場所の問題、さらには今後新しい庁舎をつくるためにどのくらいの計画をもって、財政的な負担をどうするかという、そういうことまでこれから考えれば、10年先になってしまいますよ。今そういうことではないんです。ここが一番危険な場所だという指摘を受けているんです。一番耐震の弱いところの役場庁舎がゆえに、喫緊の課題なので耐震補強されている、その建屋を使おうじゃないかと、もっと言えば、せっかくの校舎を新たに使う場合においては、役場庁舎が最大限有効活用を図れるのではないかという、そういう視点のもとに今回計画をされたものでありますから、その点については、今ご理解をいただかないで、私は反対だなんて、こういうことがはたしてできるかどうかということについて、しっかり認識をもっただきたいということを申し上げたわけです。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町長、私も認識をもって考えて言っております。町長もっとも、町長の立場から言われれば確かにそうでしょう。曲げることはできない。かといって私が軽々に物事を言っているというようなことではありませんので、どうかご認識をいただきたいと思います。

役場庁舎、あそこに移転するためにも6億ですか、7億ですか、結構な金がかかるわけです。それにしても、あそこ一方通行的な場所になってしまうわけですよ。そういうちょっと不便というか、そういうところにつくらなければならないというふうなことも、ちょっと私は考えるべきじゃないかなというふうに思います。

それでは別な質問に移りますが、土の中のことは掘ってみなければわからないというようなことであります。そうなんです。土の中は掘ってみなければわからない、今はいろいろな機械がありますから、それはそれである程度探査することもできるといわれておりますが、今の遺跡のことについても、あとの地域連携販売力強化施設の変更契約、これもそうなんです。あそこもやっぱりいう人に言わせれば、あそこはわかっていたんだということですよ。それにしても設計の段階で、あその地質調査をしなかった、入れなかった。設計の段階では地質調査の項目はあったんですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 地域連携販売力強化施設の設計の中に地質調査の項目があったのかという部分でございますが、設計当初でございますね、地域連携販売力強化施設の隣りにあります交流物産館よりっせのデータを、同一敷地内という部分もございましたので、当初はそれらを採用すれば大丈夫だろうという設計の判断ということでございますので、当初から設計の部分については、地質調査の部分についてはしなくてもいいのではないかなという部分の判断があったということでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ということは、設計の中には入っていなかった。それで掘削してみたら、そ

ういう脆弱な部分が出たというようなことなんですよね。われわれも同じような仕事をやった経験からもわかるんですよ。確かに掘ってみなければわからないんです。掘ってみて岩盤が出たと、あるいは大きな石が出た、どうにもならないから、役場に行ってみたら、何とかしていただけないかというふうな考えでやってきました。そういう意味でわかるんですが、結局、掘削してみたら一部深いところがあった。だからこれは地質調査をしなかった業者に責任はありますよね。それで、いざ掘ってみたら、そういう深いところがあった。

それでラップルコンクリートと、それからソイルセメント工法ですか、これらの工法。この工法なんです、ラップルコンクリートという、いわゆるコンクリートの杭を打ち込むことですか、それとも穴を掘って、そこに生コンを流し込むことか、その辺のちょっと違いを教えていただきたい。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 工事の具体的な内容ですので、私のほうからご説明申し上げたいと思います。

まずラップルコンクリートといいますのは、通常、建物、基盤やるんですが、その下にコンクリートの塊を打つことによって基盤を固めるという工法です。一方、ソイルセメントというのは、土とセメントと一緒に混ぜまして、それで地盤を固くしてやるという工法です。この2つの違いがございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ソイルセメントコンクリート工法は私もわかるんですよ、いわゆるセメント、あるいは消石灰ですか、生石灰ですか、そういうのを混ぜたのを土壌に混ぜて攪拌すれば固くなるというやり方なんですよ。

それとラップルコンクリートですが、これは一度掘ると、掘削しなければならないということでしょう。その部分4メートルですか、深いところ。そこを直掘りするわけでしょう、じかに支持基盤が出るまで。そういうふうにとらえていいんですか。

○議長 通告の内容の範囲内で、工法的なことにあまりそっちのほうによらないで、もとに戻しながら質問してください。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ラップルコンクリートについてでございますが、あまり技術的な話になってしまいますので細かくは申し上げませんが、いわゆるコンクリートの塊をやるので、その分は深く掘って、コンクリートの塊を置いて、その上に基盤をやるという形ですから、その部分は掘るという形でございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 肝心なことなのでちょっと寄り道しました。申し訳ありませんが、このラップルコンクリート、掘るということは、今まで2メートル70ですか、それを倍以上掘るということでしょう、掘削するということでしょう。あそこ私ときどき見ていたんですけども、今は全部仕切っていないくて、一部一部見ることができますよね。あそこにある横方向の、ちょうど玄関にあたるどころ、あそこが一番深いような、あそこからこっち、道路側ですか、深いんですよ。そこに掘削してラップルコンクリートを打つというようなこ

とは、あの地形から見てはできないんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。

今まで2メートルしか掘らなくいいところを、あの地形を変えないで掘るということは、何か技術的にできないんですが、課長その辺、確認されましたか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 まず基本的な話から申し上げますが、今回の地域連携販売施設の用地につきまして、同じ深さで支持基盤が出てきたかということ、実はそうではございません。県道側のほうが支持基盤にいくまでが深く、こちらのよりっせ側は浅かったと、ほぼよりっせと同じ状態だったということから、よりっせ側についてはほぼそのまま。それから県道側に行くにしたがって深くなりますから、まずはその少し深くなった部分は、ラップルコンクリートによって、その深くなった分をかさ上げすると。さらに深い県道側については、ソイルセメントといいまして、先ほどお話しましたが、土とセメントを混ぜることによって固くした上で、上につくるという、そういう形で今回工法をさせていただいたということでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そこなんですけれども、前のよりっせの工法に従ってやったということはわかるんですよ。その細かい話、専門的になるかもしれませんが、4メートル掘るといことは、その地形も変わってくるんですよ。そこが一向に変わらないということは、これは何かあったんじゃないかなと。掘らないで、結局、ソイルセメント、コンクリート工法でやったのかなと。

全員協議会のとに、私、透明性を高めるためにも、そういうところはやっぱり写真を撮っておくべきだというようなことで、商工観光課長に申し上げました。そのときは記録写真はありますというような話でした。大事なところなんです、ここ。あの地形、あのままのフェンスの形の中で、4メートルは掘ることできないんです。掘ってそこにコンクリートを打ち込むこと、どのようにしてやったのかと、ちょっとその辺を教えていただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 まずお話を戻します。先ほど申し上げましたように、よりっせ側が支持基盤が出るまで浅くて、県道側は深いということで、実際、その県道側は4メートル掘っております。掘った結果、支持基盤に出るまでが4メートルかかったということでわかったわけでございます。その4メートル掘った中で、今度さらにソイルセメント、土のセメントを混ぜて、その4メートルを浅くして、その上にコンクリートをやって土台をやったという形ですので、4メートル掘ってございます。

○議長 暫時休議します。(16時00分)

○議長 再開します。(16時14分)

時間を延長します。

副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、12番、荒海議員のご質問でございますけれども、ご質問の内容につきましては、ラップルコンクリート工法、この場所がきちんと掘削されたのかということでご質問いただいたわけでございます。今ほど休議の中でご確認いただきましたけれど

も、写真等できちんと確認できたと思いますけれども、工法は間違いなく計画どおり、設計通りに施工されておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今、副町長からご答弁いただきました。私もこれ以上いろいろ申し上げることではないんですが、やはり補正を組まれるときは、十分注意してやっていただければ透明性が保たれるんじゃないかということでございます。ぜひこれからそのようにしていただければ、町民の皆さんの信頼も増すんじゃないかというふうに思っておりますので、この点ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時16分)

平成27年第9回西会津町議会定例会会議録

平成27年12月9日(水)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	農林振興課長	玉 木 周 司
副 町 長	伊 藤 要一郎	建設水道課長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
企画情報課長	大 竹 享	教育委員長	五十嵐 長 孝
町民税務課長	上 野 善 弘	教 育 長	新井田 大
健康福祉課長	渡 部 英 樹	学校教育課長	会 田 秋 広
商工観光課長	伊 藤 善 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第9回議会定例会議事日程（第6号）

平成27年12月9日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町個人番号の利用に関する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 西会津町税条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 平成27年度西会津町一般会計補正予算（第6次） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成27年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立3号橋）橋梁上部工工事請負契約の変更契約について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について |

- 日程第15 議案第15号 権利放棄について
- 日程第16 議案第16号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 小中一貫教育調査特別委員会の設置について
- 日程第18 小中一貫教育調査特別委員会委員の選任について
- 日程第19 陳情第5号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書
- 日程第20 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第21 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第22 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第24 小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について
- 閉 会

(議会広報特別委員会)

(一般質問順序)

1. 青木 照夫
2. 清野佐一

○議長 おはようございます。平成 27 年第 9 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

監査委員、佐藤泰君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

11 番、青木照夫君。

○青木照夫 おはようございます。11 番、青木照夫でございます。光陰矢のごとしといいますが、本年最後の定例議会となりました。今次の一般質問は 2 項目を通告しておりますので、よろしく願いいたします。

一年を振り返ってみますと、今年も暗いニュースが多く、国内では大手電機メーカーの粉飾決算問題や某大手建設業社の杭打ちデータの流用、改ざん問題等々、人々の裏切り、安全性への期待を失墜させるものでありました。事業活動のモラルと透明性の確保が重要であります。

それでは、1 項目のプレミアム付き商品券についてであります。プレミアム商品券の質問は、昨日、8 番議員からも出されました。前回の定例会と合わせて、私で 5 回目です。が、それだけ町民の関心事であり、反響があった、そういうことでもあります。すでに 11 月 30 日で締め切られ、最終的な結果報告がなされたものと思われま。9 月定例会での私の質問に対して、当局の答弁は、事業者を中心とする建設業社、設備業者、車販売業者などで、大半が買われた中で完了したことは、経済拡大につながり成功であったと答弁されました。私の質問は一般の住民を含め、生活弱者、高齢者の方々が買えなかった質問でありました。それに対する当局の答弁の食い違いは当然でもあります。しかし、今次の質問は多くの町民の声であります。地域住民の福祉を基本とする行政に対する透明性、公平性を明確にさせていただくための質問でありますので、よろしく願いします。

それでは、まず販売計画から商工会への商品券発行事業補助金の経緯について伺います。

当該事業の計画はどの時点で、どの部署で行われ、補助事業を実施されたのか、補助事業に対する契約書、あるいは要望書などはあるのか伺います。

綿密な打ち合わせが行われたとのことですが、どの時点でどのような相談がありましたか。

次に商品券の販売までの経緯として、具体的な手順などは商工会で検討して、町の担当者と協議をして決定されたものと思われま。次の点を伺います。

発売条件である 1 世帯、先着順、購入限度額 50 万円は、いつどのような協議で決定されましたか。

発売所と地域住民への PR は適切であったのか、特に町外者に対して販売所やプレミアムの内容、条件などの PR はどのようにしたのか、また町外の方は何人が購入されたのか、商工会と協議した中で、購入者が特定の個人や事業者に集中することが想定されなかつた

のかをお尋ねいたします。

次に販売終了後の疑問について伺います。

経済的弱者、身体的、精神的弱者への配慮は準備をしたといわれていますが、具体的にお聞かせください。

商品券の購入者が194人と発表されております。町外者の購入者が194人の中に入っておりますか、町内購入者の人数にも疑問点があります。購入者の人数に間違いがありませんか。

次に当該事業は国の補助金として地域住民生活等緊急支援交付金であります。

住民の福祉の観点から、公平性、透明性が求められ、運用の公平性が基本の商工会の業務に照らし、今回のプレミアム付き商品券の事業は、町はどうとらえ、評価されておられますかお尋ねいたします。

次の項目であります。森林育成専門学校についてであります。

結論を申し上げます。西会津町に森林育成専門学校を設置することの提案を質問であります。理由。本年、国会議員を先頭に都道府県の代表で、全国森林環境税創設促進連盟と全国森林環境税創設促進議員連盟が組織され、森林環境税の創設に関する政府与党に意見書を出されました。それは、山村地域の市町村に対し、地方の単独事業への税財源とすることが目的です。日本の国土は7割近く、66パーセントが森林であります。わが町も87パーセントが森林に囲まれております。しかし、今や荒れ果てた森林を間伐し、伐採する作業は高齢化と整備する技術者が不足し、一部の製材業者や森林組合に依存せざるを得ないのが現状にあります。

本年3月議会で私の一般質問の中に、政府の成長戦略として豊富な森林資源の循環利用とあったことから、わが町の豊富な森林活用を促す質問をいたしました。政府は知恵を出し努力する自治体にはお金を出すことの宣言であります。森林環境税、森林環境保全問題は国の優先事業です。それに取り組むための人材の確保、育成が喫緊の課題です。わが町に特化した取り組みとして、仮称であります。森林育成専門学校を設置し、人材を養成し、各地域で活躍できることの提案をもって、私の一般質問といたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、プレミアム付商品券発行事業についてお答えいたします。

9月議会定例会、昨日、8番、渡部憲議員にご答弁申し上げましたが、プレミアム付き商品券発行事業につきましては、国の、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、町商工会に補助金として交付し商工会が事業主体となって実施したものであります。

まず、販売計画からどのような打合せが行われたか、契約書があるのかのご質問であります。事業目的や販売方法については、事業実施主体である商工会において、国から示された主たる目的である消費喚起、地域経済の活性化につながる事業計画とするため、理事会で十分に協議して決定されたもので、町へは事業実施前に説明があったところであります。

本事業は、商工会からの補助金交付申請書に基づく、町の補助事業として実施したものであることから、契約書のようなものはありません。

次に、商品券発売までの具体的な手順、PRについてのご質問ですが、購入限度額を1世帯あたり50万円とし、PR等につきましては、販売場所、購入限度額及び使用期限を明記したチラシを新聞折込みにより町内に周知したところであります。

また、購入者が特定の個人や団体に集中することが想定されなかったかとおたがひですが、想定はしてないとのことでありました。

次に、経済弱者、身体的・精神的弱者への配慮、購入者数についてのご質問であります。先ほども申し上げましたように、本事業の主たる目的は、消費喚起、地域経済の活性化であります。多くの方々に購入していただけるよう低額商品券綴り、障がい者等の代理購入も対応できるよう準備をしていたとのことでもあります。

なお、商品券の購入者総数はおたがひのとおり194人であり、そのうち町外者の購入は35人であるとのことでした。

次に、町としての商品券事業の評価につきましては、事業の目的である地域内の消費が喚起され、地域経済の活性化に大きな効果があったものと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、森林育成専門学校についてお答えいたします。

森林は、水源の涵養、二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止、さまざまな林産物の供給など多面的な機能を有していることから、その保全や森林資源の利活用は重要な政策だと考えております。

現在町では、原子力災害に伴う広葉樹林の再生事業や有害鳥獣対策を兼ねた集落周辺での里山整備、さゆりオートパークに隣接する花見山の景観整備などに積極的に取り組むとともに、森林所有者に代わって国の造林補助事業を活用し、森林整備事業を実施しております。西会津町森林組合に対する支援も実施しております。

一方、林業を取り巻く現状は、全国的な傾向としまして、経営意欲の低下による林業生産活動の停滞、森林整備事業の減少、林業後継者や作業員の高齢化等と非常に厳しい状況となっております。これに対しまして国では、新規就業者の支援のため、緑の雇用事業を平成15年度より実施しております。この事業は、新規に林業就業者を雇用した林業事業者に対し3年間、人件費が給付されるものであり、さらに平成23年度からは、就業者のキャリアアップや生産性向上のための現場技能者育成対策事業も実施しております。その結果、林業の総従事者は横ばいとなっているものの、全国で年間2千人程度だった新規就業者数は、年間3千人までに増加しており、特に若年層の割合は増加しております。

本事業につきましては町森林組合でも活用しており、平成16年度から18名を雇用し、現在も6名が就業に就かれております。かつて林業後継者育成のため、福島県でも県立高校に林業科が設置されておりましたが、就学希望者の減少に伴い、森林環境科などに再編され、幅広い分野を学ぶ内容に変わっております。また全国的には林業大学校が群馬県など5府県に6校ありますが、すべて府や県で設置しているものであります。

本町におきましては、林業への新規就業者支援には国の制度を積極的に活用しております。また専門学校の設置にあたっては、文部科学省が定めた専修学校設置基準があり、町

単独での設置は困難であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 プレミアム商品券につきましては、今は本当に全国でいろんな問題が取り上げられておられることは承知と思います。先だつては、あるテレビで流されておりました。それほどプレミアム商品券につきましては、いろんな問題が、課題がありました。わが町では50万円であります。問題を起こされた各自治体やその内容につきましては、上限が1万円の商品券につき20パーセント。それで、それがまた3冊、5冊という上限での内容であります。にも関わらず、いろんな問題が重複購入者があり、問題がおこされております。

わが町では50万円、ほかに類のない高額プレミアム付き商品券でありました。ネットを調べてみましても、発表されている内容は、最高額が30万円だったかと思いますが、今申し上げたとおり、わが町は50万円であります。

その中で、1世帯50万円が守られていたのかということでもあります。きちんと守られていたとすることのほかに、先ほど申し上げましたように、1万円でも群がっていろんな問題がおこってきた。そういうことに対してのことがあったものですから、今回も取り上げました。

そこで、前回、確か伺ったことの中に、3月ごろから営業活動をしておりますとうかがっておりますが、その考えは今も変わりなく営業活動していたということ。

○議長 営業って何。

○青木照夫 PRとか、そういう中での、私の記録の中では、活動していたことを記録してありますので、その点、課長どうですか。

○議長 その営業というのは、PRというのはどういうことですか、もう少し詳しく。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ご質問にお答えしたいと思いますが、先ほど営業活動という形でございますが、どなたが営業活動をされたのかということをお聞きしてからご答弁させていただきます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 それは、もちろん行政の方ではありません。商工会に関連したことからお話をうかがいました。その点の確認はされておりますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 その営業活動の部分について確認していたのかという部分のご質問かと思われませんが、営業活動を確認したという部分のお話は、私、新聞の折り込みで、ある業者さんがPRをしていたという部分をご答弁したものかと思えます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 ということは、これは大変な大きな問題につながると思います。ということは、プレミアム商品券の補助というのは、昨年の26年度、国からの補助ということで、27年度に繰り越しされてやられたと。それで今年のそういう3月の中で、当初予算には1,937万3千円あがっております。その段階で、ある業者がPR活動をされていたということは、私はまだ決定もしていないのに、どうしてそういう中で活動、PRをされていたのかと。今、課長が言われたように、そう解釈しますが、その点はどうですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 3月の時点でのPRというようなご質問にお答えしたいと思いますが、3月時点では、やはり26年度の補正予算ということで、この事業について繰り越すという部分で議会のほうともお話したかと思しますので、その部分について、3月という部分で勘違いされているのではないかと、営業活動をそこで開始したという部分の勘違いはあるのではないのかなと思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 勘違いがあるかもしれないということですが、私は当初予算で決定されて、はじめて営業活動ができるのかなと、順序立てではそう思います。それで、その中で、PRをしたということは、もうすでに金額も内容についても、そういう決まっていたのかなと考えられますが、その点は行政側の監督、またそういう面ではどう判断されますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

先ほど当初予算と申しておりましたが、3月の補正予算で繰り越しましたので、そちらのほうで議決はされているのかなと考えておりますので、当初予算が議決を待たなくても、そういう情報があればやったのかと思っておりますが、その時点で、私どもと申しますか、それはあくまでも商工会内部の問題でありまして、私どもが関知している問題ではございませんので、それはご理解いただきたいと思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 前は、課長はPRをしていたということでありましたので、その中身については、もうすでにいろんな面で決まった中でのPR活動だったのかなと、私はそう受けました。私だけでなく、やっぱりいろんな形の中で、これはおかしいんじゃないかということもあります。

その金額のことですが、伺っておきますが、3月の当初予算で1,937万3千円あがりました。決定額としては1,700万だと、その差額というか、あったとしたならば、商工会の手続とか、いろんな経費とか、事務的経費があったのか、その点伺います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 商工会への事務の部分の交付はあったのかという部分でございますが、一応、補助金交付申請によりますと、全体で1,937万3千円を交付しておりますので、いわゆる8,500万円の発行総額でございますので、その部分、1,700万がプレミアム部分。事務手数料部分で237万3千円ほど商工会のほうには補助金として、その部分を含めまして交付しております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 その差額については2百何万何がしということで商工会のほうの事務経費ということで理解いたしました。

この50万円の金額であります。決まった中でのいろんな営業活動、いろんな売り込みは、それは当然であります。それで、その中で綿密な打ち合わせを町と協議してやりましたと、実行するまでにはいろんな理事会でも話し合い、それをさらに町に申し合わせして

決定しましたとありますが、その50万円の金額に対しても行政側として、それが妥当であったのか、それともそのままやっってくださいということがあったのか、いろんな問題があったのかなと思います。その点はいかがですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 50万円の金額の件について、綿密な打ち合わせが行われたかのご質問でございますが、こちらのほうは、一応、商工会におきまして理事会並びにその理事会の中で決定した部分について、町に対して、こういう形でやりたいと、今までの反省点とか踏まえながら実施してみたいのというようなご相談がございました。確かにございました。その中で、商工会の部分を尊重いたしまして了解したというような経緯がございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 綿密な打ち合わせをしながら、商工会さんと了承して決定されたということでもあります。50万円というのは、本当に最初に、冒頭に申し上げたように、大変な金額であります。その中で、いろんな当日、問題があったわけですが、その中でPR活動というのは、確か新聞に1回、PRが1回なされたわけですが、その点の内容について、町外者の方の内容がまったく示されていませんでしたが、それは商工会さんがやることだから、行政側はあまり、ということなのか、それとも、そういう点でも目を通されたのか、その点ちょっと伺います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 PRのチラシについて目を通されたのかというようなご質問でございますが、具体的には、こちらの商品券かと思うんですが、一応、一旦こういうチラシを交付決定後ですか、こういう形でやりたいという部分でのご相談はありました。目は一旦は通しております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 今申されましたのは、今課長が持ってらっしゃるんですが、これが新聞折り込みのチラシなわけですね。ここを見るとわかりますように、町外者の方は購入可能ですということはなにも書いていません。何も書いていません。その中で大勢の方が買い求められたという事実でありますね。ですので、そういう購買力を高められたと、高まったことこの営業活動というのは商工会さんが、どんな方法で、どんなPRでやられたのかという、そこまでの把握はどうだったのかと。これは大きな問題がいろいろな面でつながっていることですので、その点ちょっと伺いたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員の質問を聞いておきまして、はっきり言って、今回の事業に対して質問をするということは別にかまいませんけれども、議員が落としどころはどこなのかということについて明確でなければ、やっぱりこの事業主体というのは、何回も申し上げておきましたように商工会がこれは事業主体であるわけです。ですから、確かに町は関係ないなんていうことは一言も言っていないわけですよ。でもことこまめにチラシまで町のほうに提示をして、この内容はどうなんだということを言われても、これは主体性を損なうことは町はできないんです。一言一句町が通して、このチラシはOKと判子をつけて、全部いろんな形で、全部町を通さなければこの事業をやれないというようなことではありませんし

た。

大雑把な内容等含めて、この事業についての相談はありましたので、ではこれで商工会が理事会を通して、しかるべきところで決めて、やりましょうということについて、町はだめだというようなことはできないんですよ、これは。しかし結果的に、今回いろいろな形でやりましたけれども、最高額 50 万円というものはどうであったのかと、あるいは一般的に、先ほどから言われておりましたように、公明性、広大性、透明性、さらには一般にどのくらいの配分でいきわたったのかと、この点について町の感想はどうなのかというようなことを求められれば、それについてお答えをしておきたいと思えますけれども、主体性をもってやったことに対して、町に逆に質問をされても答えようがないんです。これはしかるべき理事会や商工会の総代会で、みっちりこのことは討議していただきたいというふうに思います。

それで、町としては、どの点について課題があったのかということであれば、しっかりその点については承っておきます。そしてこういった、今後こういったプレミアム付き商品券を発行する場合については、今後どういう姿勢で臨むべきですかと、こういうことであれば、町の姿勢もちゃんとその中でご答弁を申し上げて、もうすでに終わった事業に対しての内容でありますから、その点については、やっぱり整理をして質問をしていただければ非常にありがたいなというふうに思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 今町長が、青木の言っている落としどころはどこなのかということですが、私は一番最初に読み原稿で言っております。それは生活弱者、高齢者、私はそういう立場での質問でありますと最初から言っております。それに対して、町の前回の答弁は、今回は事業者、設備業者、車販売業者、それで経済拡大されましたと、そういう答弁をいただきました。当然、私の質問と町の質問は食い違いがあった、当たり前です。私は最初から、買えない人のための、またいろんな障がい者のための質問であります。そこが落としどころです、私の。それがわからないということは、私は不思議です。

町長が、やっぱり行政としての立場として、私は商工会を批判しているわけじゃありません。商工会は決定をしたことに対しての実行したのみです。それを監督するのが町の考えです。それを私はただしているんです、それでよかったのかと。いろんな問題が浮き上がった中でこのことで私は申し上げているんです。商工会さんでは、決まったこと、50 万円、買うの当たり前でしょう。いろんな人にやるの当たり前で、それを監督して、それでよかったのかということが私は言いたいのであります。最後に申し上げた総評的には、町の考えはどうだったんですかと、そういうことなんです。もう一度、町長そのことについて。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは申し上げておきますけれども、補助団体に対して、これすべてを町は監督しているという義務はないんです。やっぱりそれは正しく使われたかどうか、その使い道はどうであったのかということについて、きちっと違法でない限り、その効果性なり、その事業内容については、これは主体性を認めてやらなければ、補助の事業内容まで町が監督をしているなんていうならば、これは主体性を侵すことになるわけです。

ですから、そういったことは町としてはできるはずもないし、そして、その事前に話の

内容等も十分協議をしてやったということですから、そして、じゃあ落としどころの、この今回やったところに対して、ただ50万円についてどうだったのかということについては、これは課題として、私は十分この次は、こういったことが全体的にどういう影響を与えたのかということについては、十分反省すべき点はあるかというふうに思っております。

ですから、今後、商工会等々について、今後事業を行う場合については、どういうところに視点を置くべきなのかということについても、やっぱり十分協議しなければならない課題だろうというふうに思っています。

ただしかし、今回の場合については、これまで2万円、3万円で、広く浅く全部に行き届く、あるいはお年寄りや障がい者や、そういったところまでの配分はどうであったのかということになりますと、今回の事業主体と、今回やられた基本的な姿勢は違ったのかなというふうに思っています。

しかし今回は、先ほども申し上げておりますように、落ち込んでいる地域の経済効果をどう高めるかということでありました。ですから、ある程度高額にしたという話であります。その目的達成はされたんです。しかし、これはやっぱり広く全部の配分がされたかどうかということになると、現在、西会津町で約、世帯件数にすれば約1,800いくら、そのうちの190何名ですから、2,800ですね。ですから、広くいきわたったというようなことでは決してありませんでした。

しかしこれは、早々と完売をしたということでもありますので、他の市町村では売れ残っているというところが、今回は西会津町は早々と完売したと。その効果とか、評価というものは、それぞれにあるのではないかなというふうに思っています。

今回、やはり広く皆さんに配分されないという、そういったところについては、今後いろいろと検討する余地はあるのかなというところで納めていただければいいのかなというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 販売効果、経済効果を上げるには、今回のやり方が適当であったというか、よかったということではありますが、私は経済効果というのは、事業者は1回使えばそれで終わりでしょう。例えば、低所得者という失礼かもしれませんが、そういう方が、例えば2万円なり、3万円なり使ったら、それがいろんな面で還元されて、私はそれは経済効果がなかったのかというふうに考えますが、その点はどうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回は福祉目的で、いわゆるそういったことで行ったことではありません。確かにそうしたことに重点的に配分をされて、福祉とか、あるいは高齢者世帯とか、そうしたところの社会性をうんぬんということで目的があれば、そのとおりだというふうに思いますが、今回の場合については、いわゆる経済効果ということに、これは国でもはっきり言っているんです、そのところは。経済効果をどう高めるか、購買力をどう上げるかと、それで地域の活性化に、消費喚起につながるようにということが大きな目的でありましたので、町としてはそういったことを念頭に、商工会では取り組んでくださいと、こういうことを申し上げて実施されたということだと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

- 青木照夫 はっきりしていただきたいことが1点あります。それは、町では1世帯50万と言っておりますね。商工会では一切言っておりません。前回、商工会との懇談会、8月26日、よりっせで午後6時30分から7時45分、その中での懇談会の中で記録を取りました。1世帯50万円とは言っておりません。これは非常に、もし50万円が個人であれば大きな問題であります。その辺の確認はいかがですか。
- 議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- 商工観光課長 私の先ほどの50万円の限度額の部分の決定のところでのご質問でございますが、町が商工会に確認しましたところ、1世帯50万円という形でうかがっております。議員がおっしゃいましたように、議員懇談会の中で話された内容と食い違いますが、それは商工会のほうの問題でありまして、私どもとしては、50万円と、1世帯50万という話で聞いておりますので、ご理解いただきたいと思っております。
- 議長 11番、青木照夫君。
- 青木照夫 それは絶対に間違いないということでもありますね。あとで、そういうもし報告とか確認ができるようでありましたら、私は、これ一番大事なところでもありますので、あとでいいですから、教えてください。よろしいですか。
- 議長 確認というのは、役場としては商工会からは50万だと聞いているわけです。その確認は誰がするの。
- 青木照夫 商工会さんに確認をする。
- 議長 誰がするの。今の話では、役場側は商工会に50万だと聞いているわけ。それをまた確認しろというわけですか。
- 11番、青木照夫君。
- 青木照夫 これは、私は非常に、全部商工会さんで6時30分から、さっき言ったように7時40分、全部テープを起こして文書にしました。その中で、いろんな面、角度からみて、1世帯という言葉が出ませんでしたので、その辺をもう一度確認をしていただきたいと。商工会さんに確認をしていただきたいと思います。
- それは理事会で決まった話でしょう。私たちはそういうことは聞いておりません。
- 議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- 商工観光課長 青木議員さんが8月26日と申されておりますが、町のこの今回の事業に対して、補助金交付申請をいただいております。交付申請の月日については5月21日に補助金交付申請をいただいております。その添付の資料の中に、こゆりちゃんプレミアム付き商品券取扱要領というものがございまして、その中に、販売額は1世帯50万円まで購入することができるかとありますので、こちらは商工会さん内部のほうで決定した部分でございますので、その会議録になかったという部分は、それはその部分の話さなかったのではないかと推測されますが、私どもで確認した部分、これは補助金交付申請書でしっかりと明記されておりますので、確かなものと思っております。
- 議長 11番、青木照夫君。
- 青木照夫 それは確認できないということではありますが。
- 議長 違う、できないんじゃない、しているんです。
- 青木照夫 ですが、それはいずれ、いずれそれは調査したいと思っておりますが、その中で、

なぜそんなことを言うのかというと、会津若松で1千万円買われていましたね。それで会津坂下、柳津350万、喜多方100万円、それから新潟五泉、津川、各100万円ずつ200万。そういう方々が買われております。その中でいろんな疑問点がありましたので、今のことをお尋ねしたわけです。町がそれは1世帯だということでもありますので、それ以上のことは確認することはできませんが、そういうことの内容であったということを私は非常に、いろんな面で疑問があったわけです。

これ以上のことに対しての、内容を変えます。人数についてお尋ねいたします。よりっせで145人、それから新郷で18人、それから奥川で38名、それで194人ということでありました。それご報告をいただいていると思います。もちろん、その中で確認したいのは1つございます。商工会さんから、この記録の中では、新郷のことではありますが、整理券が5番目から配付されたこと、これはどういうことかと、これ全部議事録に残っていますが、そういう中身についてのお話し合いとか、何かというのは、行政側では把握はしていませんか。何で俺の番で5番目なのかと、いろんな合わせた、そういうことが、ここの記録で私申し上げております。その点は報告とか何かとか、特別なあれとかはありませんでしたか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 整理券の配付についての、そういう事例があった報告を受けたかという部分でございますが、そのような報告、これはたぶん事業を実施後の報告書の中で出てくるのかなと思いますが、現時点では受けておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 質問を変えます。森林育成専門学校ということではありますが、これは当然、今答えられる問題でもありません。しかし、今報告の中でも、いろんな角度から、そういう方の応援者とか、就業者がいらっしゃるということで答弁をいただいておりますが、私は、そういう中で、専門学校がもし、もしですよ、できれば、西会津町、ここの答弁書の中にありましたが、今度、会津の近隣の高校もほとんど林業科とか、そういうのがもうなくなっております。でありますので、なおさら、どこにもない林業に対する育成の学校をわが町で創設したならば、若い人が、今、全国でいろんな新聞や内容を見ますと、女性の人が従事する方が多い。私はそういうことの考えますと、西会津町にいろんな面で、それは大変なクリアしなければならぬものがあると思えますが、私は、2年間で間伐や伐採、またいろんなそれ以外にも環境問題、いろんな面でそういう学べる場所、私は西会津なら、この環境であるならばできるのかなと、そういう思いで提案質問でありましたが、今後の将来についての展望というか、そういうものがもしございましたら、ご答弁をいただきたいと思えます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 青木議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

議員ご指摘のとおり、国内の林業労働者の確保等に関しての助成については、ご指摘のとおりでありまして、なかなか厳しい状況が続いております。

一方で、先ほどご答弁申し上げましたように、国でも本気になって、このことについて

は対策をしております。先ほどの答弁の中でありました緑の雇用事業というものが、そういう具体的な事業でありまして、この事業につきましても、先ほど申し上げましたように、新規に林業就業者を雇用する事業体、民間の事業者、森林組合等に対しまして、その雇用した分の研修生となる技術習得費に、月額で9万円ほどの助成金を出すと。そのほかにも、労働保険だったり、指導費だったり、資材費だったりということで、いろんな制度で、そういう雇用する会社、民間組織を援助する、支援する制度になっております。

町でもこの事業は積極的に活用すべく、町森林組合と打ち合わせをしながら、有効に活用して、もうすでに10年になっております。国でも本気になって、こういった人材の確保育成をしていると。町についても、その事業を活用しながら森林組合と協力しながら、人材の確保に努力しているという情勢でございます。

先ほども申し上げましたとおり、一方で、そのご提案ありました学校の創設につきましても、やはり年間の授業時間が800時間必要だとか、例えば定員は40人以上だとか、そういった細かい専修学校の基準というものがございます。でありますので、なかなか一地方自治体として簡単に判断できるような内容ではないということでもありますので、先ほど来申し上げております国の制度を十分に活用することで、人材の確保を進めてまいりたいということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長 最後の質問になります。11番、青木照夫君。

○青木照夫 課長の答弁は現状の維持ということだろうと思っておりますが、私は、今国会では、各自治体にお金を出す優先的内容、環境問題、防災、そして少子高齢化、この3つが長けた自治体にはお金をやりますよというような、大まかに言えばそういうことだろうと思っております。これは冒頭に申し上げましたが、もう組織的にも国会議員が先頭に立って、環境税創設、それは都道府県の代表や議員の代表が組織されて、その環境税、全国から集めた環境税で、やっぱり特化した自治体にお金を拠出するというような動きがもうあるわけですね。

ですので、私は最初に申しました、あくまでも提案であります。西会津町にそういうものができれば、私は国の方向、国ばかりか、世界が環境問題として、ただ森林を伐採するとか、間伐するとかばかりではなくて、環境問題としてとらえた場合には、私は重要な施策であると思っております。その一言、もう一度伺いたいと思っております。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員お話のありました森林環境税の関係につきましても、実は福島県では、国の制度に先んじまして、福島県森林環境税としまして、これも10年ほど前、平成18年度から実施しております。この中では、森林環境の適正な保全、それから森林環境学習、そういった部分にも県民の皆さんから、年額1人1千円を税でお集めして、その事業の使い道として、そういったことに使っている活動、もう10年前からやっております。当然、西会津町もその環境税の交付金の事業は積極的に活用させていただいております。

ただ、今、国ではそういうような流れにもあるし、また、先ほど来、繰り返しているとおおり、取り巻く環境を打開するために、またはこのあとのそういった森林資源、循環型社会の形成のための動きが出てきておりますので、議員のご提案につきましても、私ども、

これからも意見といたしまして、承っておきたいというふうに考えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 これで私の質問を終わります。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、おはようございます。13 番、清野佐一でございます。私は今定例会に、役場新庁舎整備事業についてと西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、そして町政への取り組みについての3点について通告をしておりますので、順次質問をいたします。質問が重複しておりますが、通告どおりに質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まずはじめに役場庁舎整備事業について質問をいたします。昨日までの同僚議員の答弁の中では、4月に埋蔵文化財であることが判明したとのことでありました。そして7月から8月にかけて、試掘調査を行い、現在では埋め戻され、すべてがストップしている状態であります。

そこで、県文化財課との協議も含め、今日までの事業の進捗状況と今後の整備計画についてお伺いをいたします。

そして、昨日の答弁の中においても、計画どおりに進めることができないことはわかりました。しかし私は、協働のまちづくりにおいて、主役である町民への説明は必要であろうということで、質問をさせていただきました。

それでは次の質問に移ります。西会津町まち・ひと・しごと創生戦略についてお伺いをいたします。総合戦略については、意欲のある先駆的な取り組みを実施する自治体には、これまでのような縦割りによる事業や経費の制約を緩め、自由度の高い新型交付金が配分されるとしております。町では、先般このことについて素案が示されました。その中で町長は、木質バイオマス生産施設の整備について言及されておりますが、取り組むにあたり、施設の規模や整備費用等も含め、どのような構想なのかお伺いをするものであります。

次に町政への取り組みについてであります。1つ目、基本計画後期の交通体系の整備の中で、野沢駅のバリアフリー化について取り組むことが計画されております。JR野沢駅は磐越西線の主要駅として、かつては大山まつりの多くの参拝客を迎え、町内外の学生や商いをする人たちが多く乗り降りをし、賑わってまいりました。しかし、車社会となり、少子化も進み、社会の移り変わりとともに利用する人が少なくなっているのが現状です。しかし、日々野沢駅を利用する人たちにとっては、ホームに出るのに階段を昇り降りしなければなりません。高齢化が進む中、以前からバリアフリー化が叫ばれてきましたが、いまだに実現にはいたっておりません。今日までの取り組みと進捗状況をお伺いをいたします。

2つ目として、本町では近隣町村に比べ、屈指の豪雪地帯であり、加えて近年、連続して豪雪対策本部を設置している状況です。今年も降雪の時期を迎えて心配となるのが、高齢者世帯や1人暮らしの方の除排雪であります。基本計画後期の克雪と利雪では、仮称ではありますが、雪処理支援隊の設置を検討するとしております。具体的に進んでいるのか、現状についてお伺いをいたします。

以上で私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いするものであります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 13番、清野佐一議員の質問のうち、私からは町政の取り組みについてお答えをいたしたいと思います。

まず、交通体系の中で、野沢駅のバリアフリー化についてであります。現在、野沢駅の乗降者については、跨線橋を渡ってホームへ横断しておりますが、跨線橋は狭く、階段が急勾配であることから、高齢者や障がい者の利用は極めて困難をきたしており、このような状況が、いわゆる鉄道利用者の減少に拍車をかけているということでもあります。

町では、これまで福島県鉄道活性化対策協議会などを通して、国やJR東日本株式会社など関係機関に対し、野沢駅の跨線橋を廃止して警報機や遮断機等の設置により、改札口から直接ホームへ横断ができるよう要望してきたところであります。また、本町独自の要望活動として、本年9月1日に、私と副町長がJR東日本株式会社新潟支社に出向き、支社長に対して、野沢駅に係る施設改善の要望書を手渡しをいたしました。野沢駅の乗降者が不便をきたしている状態を強く伝えるとともに、互いに歩み寄れる施設改善が図られるよう要望を行ったところであります。

これを踏まえて、10月26日には同支社から同要望書の回答として3つの案の改善策が示されました。その後、11月4日にも、これらの内容について協議して、その中から実現性のある改善策といたしましては、改札口から右手方向、いわゆる尾登駅方向への通路を活用して、線路を横断する箇所に警報機2基を設置するなど、安全性に配慮した施設改修を行うものであります。その概算工事費として約1億円が示されたところであります。

町といたしましては、公共交通を担う鉄道事業者としての果たす役割の重要性や、乗降者の利便性の向上を図るうえでも、他のモデルとなるような改善策を十分検討していただくよう、改めて申し入れを行ったところであります。

現在、同支社では改修内容や工事費等について精査するとともに、費用負担についても検討することとしております。今後も、引き続き町民の皆さんの利便性向上に向けた交渉を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、雪処理支援隊に関するご質問についてお答えをいたします。

一昨日、2番、薄幸一議員にお答えいたしました。高齢化率が42パーセントを超え、高齢者のみの世帯や、一人暮らし世帯が増加している本町にとって、冬期間の除排雪対策は、高齢者の皆さんに安心して安全に暮らしていただくため大変重要な課題であると認識しております。

そのため今年度より、降雪期間、家族や地域での支援が困難な高齢者世帯や一人暮らし世帯等を巡回し、除排雪を行うなど、仮称ではありますが、雪処理支援隊を配置し支援していくこととし、現在、その配置に向けた関係機関と調整しているところであります。

これにより、今まで社会福祉協議会が行ってこられた除排雪協力員による見守り活動と併せながら、より安心して暮らせる環境となります。今後とも町民の皆さん誰でもが、この町にいて安全に安心して暮らしていけるまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

そのほかのご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 13番、清野佐一議員の役場新庁舎整備事業についてのご質問にお答えいたします。

役場新庁舎整備事業につきましては、4番、小柴敬議員及び12番、荒海清隆議員にもお答えいたしましたが、本年4月に旧西会津小学校の敷地内が埋蔵文化財に登録されていることが判明し、計画通りに工事を進めるためには遺跡の本調査が必要となり、当初の計画より移転時期が遅れることとなりました。

その後、早期移転を目指して、関係課及び発掘調査の専門家、設計業者等で、遺跡の本調査や改修工事の実施方法、スケジュール等について、現地確認や協議を重ねてきたところであります。

現在のところ、改修工事は平成29年度から着手し、平成30年度の早い時期の完了を予定しておりますが、移転につきましては、当初計画より最低でも1年程度遅れるものと考えております。また、今後、遺跡調査や改修工事など、ある程度の見通しが立った段階で、議会にご説明申し上げるとともに、広報紙等を通して町民の皆さんへお知らせしていく考えであります。

町といたしましては、今後も引き続き、早期移転に向けた作業を鋭意進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略のご質問にお答えいたします。

本総合戦略では、人口減少への歯止めや地方への人の流れをつくるため、4つの基本目標を掲げ、その実現に向けて各種事業を推進していくこととしております。

その1つとして、資源を活かし、しごとを創るであり、町の自然や風土、歴史等の資源を活かした新しい雇用を創ることです。本町には豊富な森林資源があることから、こうした資源を活かした雇用の場の創出を図る施設として、木質バイオマス生産施設の整備を総合戦略の事業の1つとして計画したものであります。

構想についてのおただしではありますが、現時点では、施設の規模や整備費用等の具体的な内容までは策定しておりません。本事業の具現化に向け、来年度以降、検討会議を立上げ、生産施設の内容や運営体制、国の補助事業の状況や財源などについて、調査検討を行っていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、まず町長にお伺いをいたします。JR野沢駅のバリアフリー化、これは本当に、今まで長い間の懸案事項であって、ようやく一歩踏み出していただいたなというふうに感じております。そしてまた、やはり足を運んでいただくというのが何よりも大事なことはないのかなというふうに思っています。

なかなかこちらの考え、また相手方の考え方、これからいろいろすり合せといいますか、調整の時間も必要であると思いますが、1つの事例を申し上げますと、かつて、今でこそ広い踏切になっておりますが、今、下小島踏切という名前が付いております。あれが当時、踏切を設置していただくというときに、下小島の当時の区長さんが、やはり新潟のJRに赴いて、あの当時は新津だったのかな、そこに赴いて、何度も何度もお願いをしたそうで

あります。そして行くときには、蕎麦を打ったりなんかしたと、そういうような話も聞いておりますが、それで行ったときは、その書類が、要望書といいますか、上にあがるそうです。それでまたそのあと行くと、だんだんだんだん下のほうになっていくと、そういうことで、本当に足しげく通って実現をみたと。

それとあともう1つ、たまたま状況的によかったというのが、当時、国政選挙があったそうです。その時に、そのJR、あの当時は国鉄ですか、のいろんなそういう絡みもあって、たまたまこちらのほうからいろいろな支持票といいますか、それが大変多く入ったというようなこともあいまって、いろいろことがスムーズといいますか、早く運んだというような経緯もあります。やはり、その足を運ぶということがいかに大事かということ、私の祖父の時代のことでありますから、話を聞いております。

あと今、ここに示された警報機を付けたり、1億円かかるというようなことでありますが、これについても、今の下小島踏切が拡張されるときに、たぶん2千万くらいかかっているんですよ。今の農免道路の幅になって、それから拡張していただくと。だからやはりJRさんをお願いするには、金額的にはそのぐらいは言ってくるのかなという思いはありますけれども、やはりそれはいろいろね、町長なり、副町長の交渉で何とか少しでも町民負担を軽減していただく、そういうバリアフリー化もそうですが、またそういういろいろお金の面でも、軽く済むような努力をお願いしたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、議員から申されたように、民間になって、このJRが非常に交渉しづらいというふうに直観してきました。しかし、ようやくこのテーブルに互いに乗ることによって、話の糸口が見出してきたということでもあります。再々にわたって新潟支社から部長等々が、町には直接来ないにしても、いろいろ現況を確認をしているそうであります。駅の関係者からいいますと。それだけ本気度になってきているのかなというふうに思います。

ただ、今日お示しした内容について、私から副町長に、細部にわかる交渉について一任するので、しっかりやってくれという話をしておりますので、ただ、バリアフリー化というのはどういうものなのか、何を話してきたのか、この際ですから、副町長から経過等について若干報告させたいと思います。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 今、町長が申されましたように、今まで、なかなかJRとの交渉を進めるにあたって、県の鉄道活性化協議会とか、そういったところを通しながら、この跨線橋の解消について、JR新潟支社のほうに要望してきたところでございます。

ただ、なかなか県の全体の要望の中で、その1項目を出しても、JRのほうからはそれに対する具体的な、その回答というものもなかなか引き出せない状況でございました。

そこで町長が今年、会津総合開発協議会の、その要望の中で、そこには具体的な跨線橋の解消はなかったわけでありまして、その他の事項の中で、野沢駅の跨線橋の解消について要望をしたところでございます。それを受けまして、町として独自に要望していこうということで、町長、私、担当課長含めて新潟支社のほうに赴いて、その跨線橋の解消を強く訴えてきたところでございます。

ご承知のように、あの跨線橋、非常に急で、また狭くて、われわれ昇り降りするにも非

常に大変な跨線橋でありますので、お年寄り、あるいは障害を持たれた方々にとっては、なおさら大変な跨線橋であるということで、JRのほうにもその旨を強くお話させていただきました。あの跨線橋があることによって、さらにその昇り降りが大変だということで、鉄道、列車を使わない方向にどンドンどンドン逆についているよということで、JRからすれば、必ずその利用者数というところを言ってくるわけでありましてけれども、われわれからすれば、使いづらいところがあって、どンドンどンドンその離れていくんだということをお話をさせていただきました。

そういったところで、今ほど町長申し上げましたけれども、なかなか今までテーブルに着くことがなかったわけでありましてけれども、今回、9月に直接まいりまして、その支社長に対して要望を行ったわけでありまして、具体的には担当の部長、それから課長、担当者ということで交渉を進めてきております。その9月1日に要望を行いまして、それを受けまして、担当部長のほうから、JRとしてもいろいろと検討をさせていただきたいということで、費用面、あるいは工法的なもの、そういったものを検討をするので、少し時間をいただきたいということでございました。

それを受けて、10月の26日にJRのほうから町のほうに、こちらのほうにおいでいただきまして、向こうのほうで3つほど、その改善策を持ってまいりました。

1つは、町が要望した、改札を出て直接上がる、線路を越えて、昔あったような形で上がれないかというのが1つ。

それで、2つ目が、先ほどお答え申し上げましたように、一旦若松方面に歩いて行って、それからぐるっとまわると、まわって上がるという。

それからもう1つは、今の1番線といいますか、一番駅舎側の線路をまったく潰して、それで直接上がれるような工法。したがって、今の2番線、3番線を活用するといった、その3つの案が示されたところでございます。

1つ目の案につきましては、あそこはかつての国鉄の時代には、そういったことで直接乗り降り、昇り降りできたわけでありましてけれども、それが今の国交省の安全基準からすると、非常にあそこは難しい。そこに階段をつくることになると、いろんな防護柵を設置したり、安全基準をまずしっかりやる。これは当然な話でありましてけれども、そこにもう1つネックになるのは、今SLばんえつ物語号が走っておりますけれども、あれの車両数が非常に多いものですから、あそこにちょうど階段よりもまだ先に、その停車位置がくるものですから、そうすると、あそこに仮に階段をつくるということになると、逆に今度SLが停車できなくなりますということになります。これは経費的にも7千万、8千万、これいろいろ含めるとやっぱり1億くらいになりますけれども、そういったところの安全基準、それからSLの関係等々考えますと、これはちょっと難しいかなと。

それで第3案の、1番線を潰して入るということになりますと、今度、今1番線は若松方面から入る列車ですので、それが今度2番線に入ります。そうすると、2番線は今、新潟から若松方面に行く専用のラインになっていきますので、そこが今度行き来するようになります。そうすると、安全のためのいろんな信号とか、踏切もそうですけれども、いろんな今コンピューター制御で全てやっておりますので、そういったところで整備いたしますと、これは2億1千万から2億5千万、経費的にも、将来的にみるとそういうこともあり

かなとは思いますが、今、目の前の解消をきちんと図っていこうというときには、それはなかなか実現性の乏しい金額でもありますし、工法的にいろんな設置基準があるということでもあります。

それで、一番実現性が高いのは、先ほど申し上げた一旦若松方面のほうに歩いて行って、線路を横断して、今のホームに上がるということになると、非常にバリアフリー的にも、それはクリアできるということでもあります。そこで今度問題なのは、線路を横断するときの警報機、これも設置しなければならないということで、その安全基準が、非常に昔と違っていろんな部分で、まず一番が安全確保です。そこをしっかりとクリアしないと、今のその第2案もできないということでもありますので、そこについてはしっかりと対応すれば、そういったこともできると。

それから、そのあと11月に入りまして、もう一度交渉しましたけれども、その第2案に対して、さらに改善策を示していただきまして、今のそのホームを、さらにSLが停まっても支障のないところまで、ある程度短くできないかということも向こうで提案していただきました。そうすると、改札からぐるっとまわって来るところを、もう少し短くまわってホームに上がれるというような提案もいただいておりますので、それに対して、今、事業費の精査、それから事業負担割合、そういったところもいろいろ検討していただき、全国的なモデルとなれるような、その対応策をぜひお互いに協議していきましょうということで、今、進んでおりますので、そういったところで、これからも町民の皆さんの、その鉄道の利便性の向上に向けて、町としてはしっかりと対応していきたいなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いろいろ一生懸命、交渉していただいているという熱意というか、誠意が伝わってまいりました。それで、やはりJRとの関係をよりよく保っていただくことによって、今、西会津町にJRの駅が4つあるわけですよ、だからその駅にもいろいろな課題等もあるのかなと思いますけれども、それらの解決に向けても、やはりよりよい関係をつくるのがスムーズにいくのかなと思いますので、その点については今後とも意を尽くしていただきたいと思います。

次に除雪についてお伺いをいたします。除雪については、先般、同僚議員の答弁でもお伺いしたところでありますが、支援隊をつくるのに、町の臨時の職員として採用するというような話でありましたが、それについては、これも一つ一つちょっと確認をしながらですが、だいたい何人ぐらいを予定をされているのか、まずお伺いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 雪処理支援隊の人数等についてのご質問にお答えいたします。

現在、まず対象者の人数の確認を現在しているところであります。その関係で、対象者、一人暮らし、高齢者世帯ですと1千世帯からなりますので、すべての世帯を網羅することはまずできないということで考えておりますので、その中で本当に子どもさんですとか、近所の方からの支援がいただけないような人たち、そういった方々に絞って、町としては支援をしていきたいというふうに考えておりますので、まずそういった方々がどのくらいいるのかによっても、支援隊の配置の人数等についても変わってくるのかなというふうに

考えております。

ですので、今の段階でその支援隊、対象者の人数確認をしているところでありますので、その結果によって人数は変わってくるということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私も心配していたのは、人数どのくらいかなということと、それで本当に町全体、カバーができるのかなということでありました。今のところまだ調査中だというようなこともありますし、そのほか、いろいろ社協関係の方々のね、いろいろボランティアとかそういう方々のご支援で、カバーできる部分もたぶんあると思います。

先日の答弁の中で、今取り組んでいるという話を聞いて、実は私は、これは今年の春ですか、違いますね、去年の12月の総合計画が示されたときに、基本計画が示されたときに、もう載っているんですね。でも今年はまだ雪降ることの多い少ないに関わらず、この節になると降ることはわかっているんですよ。だから、それについては、やはりもうちょっと早い取り組みがほしかったなということは申し上げておきたいと思います。

あと、前もこの除雪については、私なりにいつも申し上げてきたのは、やっぱり自主防災組織を、これはまた担当課が変わるんでしょうけれども、それはあくまでも普通の火災だ、災害だ、水害だということだけではなくて、やっぱり雪も、雪害ということがあるんですから、それを防ぐ防災という観点から、やっぱりそれぞれの地域に自主防災組織を立ち上げていただいて、そうすれば、日々そういうお手伝いがほしい方がいれば、そこにできるんじゃないかと、雪も、今日降って明日降らないという保証はありませんから。そういういろいろな日々の、続けて、日々こうお手伝いできる。また作業ができるという体制づくりが必要ではないのかなということで、私はそういう、これは以前から申し上げていることですが、それらについて、もしお考えがあれば、担当課、ちょっと違いますけれども、自主防災ということで、どのようにお考えですか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

災害等においては、やはり共助というのは大変重要でございます。集落において、そういった自主防災組織の設立という部分では、非常にその有効性というのは大事でございます。

そういった中で、ただいま雪の部分についてご質問ございましたけれども、総合的に、やはりそういった地域においてさまざまな対応というような部分では、やはり共助をお願いし、そういった体制の設立というのは十分大事であるというふうに認識しておりますので、今後それらについては、この設立にあたって十分検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 この自主防災組織については、消防署のほうでも、やはり防災組織の立ち上げには積極的に取り組むというようなことをいわれているわけですよ。ですからやはり、町と消防署、また消防団とか、そういう関係の方と一緒にあって、やはり早めに、また少しでも多く立ち上げていただきたいと思いますが、もう一回お願いします。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに自主防災組織の設立にあたっては、町だけでできるものでもございません。やはり地域の住民の方、自治区長さんはじめ、ご理解をいただくとともに、消防団、それから女性消防隊、支援隊等も組織もごさいます。また西会津消防署、消防機関の協力を得ながら、少しでも多くの集落において、そういった体制づくりをできるよう、努力をしてみたいというふうに考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 本当に、今のところ暖冬かなといわれておりますが、いつ何時、どか雪、そういうのも降らないとも限りませんし、特に西会津の場合は雪が湿り雪で、一気に降れば大変な被害も受けるというような状況もごさいます。万全を期していただきたいと思ます。

次の質問に移ります。役場新庁舎整備事業についてお伺いいたします。今までの、本日のご答弁にもありましたけれども、4月に埋蔵文化財だということが判明をしたという話でございす。実は、26年、昨年6月に野尻の消雪整備をやるときに、その周辺、やはり埋蔵文化財の場所であったというようなことで、当時、補正予算をとって試掘が必要だと、また本発掘にも及ぶかもしれないというようなことで、予算が計上されております。

そして、その時点で、やはり埋蔵文化財があるということであれば、そのようなことがあるんだという前提に立てば、まして今の横町館跡というのは、もうとうに文化財、そういう価値があるということは歴史的にも皆さんご存知なはずですよ。それが4月に判明したということでもあります。

そして6月に、今年の6月の提案理由の説明の中で、役場機能移転及び県道の消雪施設敷設に伴う埋蔵文化財の試掘調査等についてということで説明をされております。これは、小学校の敷地が横町館跡として福島県埋蔵文化財、これは包蔵と読ませるんですかね、地台帳に登録されており、江戸時代には代官所として利用されていた遺跡であります。町では、西会津小学校旧校舎に役場機能を移転する計画であることから、福島県文化課と協議した結果、埋蔵文化財の試掘調査を実施することといたしましたという説明があります。

しかし、4月に判明したということであれば、この時点で町民の皆さんにも、ちゃんとしたその経緯といいますか、今まで本当に知らないままで判明したのか、そういうある程度認識はあったんだけど、ちょっと手続きが遅れたとか、そういういろんなことはなかったのかどうか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

4月時点、それから6月時点のご質問でございすけれども、4月に入りまして、考古学の専門家のほうから、ここは埋蔵文化財だよというご指摘を受けまして、そこからさまざまな手続きをスタートさせたということでございす。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それは経過の話ですよ、ただ問題は、その認識の問題なんです。役場庁舎移転については、平成26年度の当初予算に3,300万余の調査費というか、その準備に向けての経費というか、計上されております。ですからその時点でも役場庁舎、これから始ま

るんだという中であれば、そこに埋蔵文化財があるということ、それは当然の認識を持ってしかるべきではないのかなと。だから、それが、そういう中身を説明なしで、ただ、こうこうこういうわけでなりましたと、いかに一方的な指摘を受けたからやるんだというようなことではなくて、そこには皆さんの文化財に対する意識等の問題もありましょうし、手続きが遅れてしまったとか何かという、そういう理由はなかったのかなという、そこら辺を聞いているわけです。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

教育委員会は、文化財の保護という大事な仕事を所掌しているところでございます。現在、西会津小学校のあのグラウンドを含めた場所は、平成19年度だったと思いますが、県の文化財包蔵地台帳に記載されているところだというふうになって、記載されております。

役場庁舎があそこに移転すると決まった段階で、そこはそういうふうな場所であるということをしちんと認識をして、計画の段階で教育委員会のほうから、これは話をすべきものであると。それで、9月の定例議会の全員協議会の中で、それができなかったということについて、本当に認識を不足していたということで、そのお詫びをさせていただきました。それが大きな原因となって、現在、1年程度、庁舎移転が遅れてしまっていると、これは本当に申し訳ないというふうに思っています。

教育委員会の大きな認識不足、これが私は原因であったというふうに認識しております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 ただいまのようなお話を承りました。今後は、やはり一日も早く作業が進むようなことで、進めていただきたいと思っております。

あと1つ申し上げたいのは、今回の役場庁舎のことについてもそうですが、昨日、同僚議員が言っていました。地域連携販売力強化施設、あれについても、やはりちゃんとした説明、町民に対する説明が必要だということです。前のときも、われわれには説明はありましたけれども、町民には説明がないというような状況でありました。ですから私は6月のときに、それは説明すべきではなかったんですかということをお願いしております。

協働のまちづくりをやるという、町民との信頼関係を持とうというときに、やはりちゃんと、情報というものをちゃんと公開をして、こうこうこういうわけで、結果はもうしょうがないですよ。でもその説明は必要だということだけ申し上げておきたいと思っております。

次、質問を変えます。まち・ひと・しごとの件でございますが、これについては、いろいろ、木質バイオマスの生産施設整備、これについては、先般の素案の説明の中で町長が言及されたわけです。私はその時点で、ああよかったなと思えました。あと、私はこれを質問に出したのは、もうやるんだという前提のもとに、町長のいろいろな構想、その他をお聞きしたいということで、今、出しているんです。これは計画、この西会津町木質エネルギーの地産地消計画、これも2月に全部策定されて冊子になっている。それを踏まえた中で、町長が言及されたというふうに思っておりますので、これに対する町長ご自身の、こと細かな数字うんぬんまではなくても、その思いをまずお聞きしたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 端的に言って、来年度から、ある日突然、山中にホテルが建ったり、工場が建つ

なんていうことは、これはどだい不可能な話であります。そこにいくまでの過程について、やっぱりこれはしっかり来年度から計画を立てながら、その目的に向かって取り組んでいきたいというふうに思っているところでもあります。

どの辺からまず手を付けようかということになれば、これは可能性と、そして実現性に向けて、しっかりとした審議や会議を持ちながら、専門家の意見を聞く、あるいはこれを行っている全国の自治体、あるいはその地域にもあるわけでありますので、そうした実情の検討、あるいは視察、こういったことを兼ねながら、西会津町における木質バイオというものはどういう規模で、何を目的にしっかり対応していくべきなのかということ、計画立案をしながら取り組んでいくべきだろうというふうに思っております。

その後については、じゃあ誰が主体性をもってやるのか、経営の状況はどういうふうにしていくのか、こういったことまでも、やはりそういった中で組み立てて行っていくべきだろうというふうに思っておりますし、今、どの辺まで来年できるかという、まさに出発点ということでもありますので、その点についてはご了解いただきたいと思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それはわかりました。先日も同僚議員が財政調整基金というようなことで、その部分も含めて、いろいろ事業があるといった場合に、財源の確保というのがいろいろなやり方があるわけです。

そこで、ただ私、このエネルギー地産地消、まさにいろいろ森林も若返る。そしてまた地域のいろんな雇用も生まれる。それが産業となれば、地域の活性化にもつながると。本当に、こんなに一石何鳥にもなるような事業はないと思っております。そしてまた、町のこの資源というのは、無尽蔵とまではいなくても、限界はあるわけですが、本当に無尽蔵に近い財産がある。これはやはり、思い切り進めていただきたいと思っております。

そこでいろいろ、先般、私たち、議長も含めてですが、広域の研修で盛岡のほうに行ってきた。そこは、今、消防庁舎を建てています、新しく。それで、それに付随するいろんな庁舎、総合的に全部含めて、たぶん200億か、だったと思います。それらを民間企業を入れて、PFIというそうであります。ちょっと今、読ませていただきますと、日本で、民間資金等の活用による公的施設等の整備等の促進に関する法律、PFI法というのが平成11年に制定されたといわれています。これは、プライベートファイナンスイニシアティブで、これが訳すと、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法だということで、民間事業者が入ってやってくれるということでもあります。

それで、その消防署の設備については、その200億を広域の自治体というか、その中には20年間で、それぞれの負担割合で払っていくそうです。その間は、民間が全部そのいろんな施設管理等々をやっていくというようなことで、本当に自治体には、当時その盛岡の消防署を建てるにあたって、本当にそういう基金等はなくして始めたというようなことです。

ですから、これは私もちょこっと調べた程度ですから、そんなに詳しく説明はできませんけれども、こういうのもあるということ、まず申し上げて、これらも研究する、また調査する余地があるのかなというようなことで、一応、提案として申し上げておきたいと

思います。もしよかったら取り組んでいただければと思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 当然、町の現在積み立てている財政調整基金で事業ができるわけでもなんでもありません。ですから、やっぱりこの主体性は、やっぱり民間が活力を持って運営していく、そういう体制をつくっていかなければ、いきいたいというふうに思っています。

そこで、いわゆる取り組みにあたって、その資金をどういうふうに活用するかということについては、これは民間よりもむしろ、この経営の、その建設にあたっては、自治体を巻き込むことによって実現可能な財源の措置も含めて、そういった取り組みもできるだろうというふうに思います。

そういった場合については、当然これはいろんな関係から調査検討を行いながら、そうした有利な財源を活用しながら取り組んでいくというのは、当然のことです。そして、これは経営形態は民間に委託しながら、委託というよりもむしろ、民間に参入していただくということが、1つの必須の条件になるだろうなというふうに思っています。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 本当に私もその研修に行って、本当に、まさに目から鱗といいますか、こんなことがあるんだなということで、びっくりしてきたところでございます。いろいろ地域、これから西会津、どんどん活性化をさせなくてはいけない、本当に少しでもマイナス面はブレーキをかけなければいけないというような状況でございますので、できるだけ早く取り組んでいただくようお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休議します。(11時59分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、議案第2号、西会津町個人番号の利用に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第2号、西会津町個人番号の利用に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の規定に基づき制定するものであります。マイナンバー制度につきましては、本年10月から全ての国民に個人番号が付番され、現在、全国で通知カードが配達されているところであります。また、来年1月からは、社会保障や税、災害対策などの各分野での利用が順次開始されます。

マイナンバー法では、国や地方公共団体等が国が設置する情報提供ネットワークを通して照会や提供が行うことができる法定利用事務を定めております。また、地方公共団体が個人番号を利用して庁内連携を図り、事務を処理する場合には、その取り扱う事務を条例で定めなければならない旨を第9条第2項で規定しておりますことから、今回、必要な事項を町条例として定めるものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

第1条は、本条例の趣旨でありまして、ただいま申し上げましたマイナンバー法第9条

第2項に基づき、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、定義でありまして、この条例の用語の意義を定めております。第1号個人番号、第2号特定個人情報、第3号個人番号利用事務実施者、第4号情報提供ネットワークシステムそれぞれの用語の意義をマイナンバー法第2条各項の規定とするものであります。

次に、第3条は、町の責務でありまして、町は、国民の利便性の向上や行政運営の効率化などのマイナンバー法第3条に規定する基本理念にのっとり、個人番号の利用に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施する旨を規定しております。

第4条は、庁内連携における個人番号の利用範囲を規定しておりますが、第1項は、町の執行機関が利用できる事務を法定利用事務であるマイナンバー法の別表第2とするものであります。

第2項は、第1項で定めた事務を処理するために自らが保有する特定個人情報を利用することができる旨を規定しております。ただし、マイナンバー法第9条第7号の規定により、情報提供ネットワークシステムの使用により特定個人情報の提供を受けることができる場合は、自ら保有していない特定個人情報も利用できる旨を規定しております。

第3項は、申請者等の利便性を図るため、特定個人情報の利用ができる場合は、今まで提出が義務付けられていた添付書類を省略できる旨を規定しております。

次に、附則であります。この条例の施行期日を平成28年1月1日とするものであります。なお、第4条第2項のただし書きの規定については、マイナンバー法の附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、渡部憲君。

○渡部憲　私も、これ来ました、家に。よく目は通しておりません。これ簡単なこと1つだけ、紛失、破損、そういう場合は、再発行していただけるのでしょうか。

○議長　町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長　渡部議員のご質問にお答えいたします。

通知カードを破損、または紛失した場合というおたがしでございますが、再交付することは可能でございます。したがって、町のほうに、そういった紛失なり、それから棄損してしまったというような手続きを行っていただければ、町で即日交付はできませんけれども、関係機関のほうに送付しまして、後日お渡しをするというような状況でございます。

なお、紛失にあたりましては、同じ番号は使えないということでございます。万が一何かに悪用されるという恐れがあります。再交付につきましては、新たな番号で、さらに付番されるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　8番、渡部憲君。

○渡部憲　写真はカラーでも白黒でも、どちらでもよろしいということですか。

○議長　町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 写真につきましての指定というのはございませんので、上半身、できれば後ろが白い壁であったり、背景がないものがベストだと思います。それがマイナンバーカードをつくる際の話でございますけれども、その写真がカードの中に印刷されるといいますか、そういう形になりますので、特段写真の指定はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も2点ほどお尋ねをいたします。

まず適正な利用と管理において、難しい文言はありますけれども、利用する側、これ誰でも扱えるものだとは思っておりませんが、例えば役場であれば、どのレベルまで利用できるのか、具体的に、例えば担当課長、あるいは補佐まで使えるのかと、そういうのがわかれば教えていただきたいということと、いわゆる守秘義務等のコンプライアンスの対応は、どのようなことを考えているのかをまず1点。

それと、昨日もお尋ねしましたので、だいたい内容はわかりましたけれども、いわゆるこれからマイナンバーに対するいろんな問題が出てくることも想定されるわけですが、役場において、いわゆるマイナンバーの相談窓口等を担当者を決めてやるようなお考えはないのか、その2点をお尋ねいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えいたします。

まず1点目の適正な利用と管理ということで、どこまで職員が使えるのかというご質問でございますが、一応、実務担当者は使えるということで、課長、係長でないと使えないということではございません。

それから、さまざまな特定個人情報でございますので、守秘義務等があるかと思いますが、これにつきましては、国に提出が義務付けられております、各市町村であります、特定評価審査ということで、その中できちんと町の、そういった守秘義務を守るための方策ですとか、方針を国のほうに提出してございまして、それに則ってそういった特定個人情報が漏えいしないような対策を講じるということでございます。

そういったマイナンバー制度にかかる窓口でございますけれども、それぞれ担当課、町民税務であったり、税務部門であったり、戸籍の部門であったり、福祉の部門であったり、それぞれあるわけでございますけれども、一応、庁内的に、総務が取りまとめをして、そういったいろんな課題等について、さまざまな協議を行っているというところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 まず、守秘義務の徹底等のコンプライアンスに関しましては、新たに、いわゆる講習会、研修会等を開いて、対応することはないのか、国にいわれた、いわゆる指針に沿ってレポートをあげればそれで済むものなのかと思っておりますけれども、改めてそういうコンプライアンスの徹底に関する講習会、研修会等をやるおつもりはないのかお尋ねいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えいたします。

先ほど申し上げた特定評価の審査ということで、国には提出してございますが、1月から運用が始まるわけございまして、その中でいろんな問題点、疑問点等が出るかと思えます。その中で、先ほど申し上げた庁内会議の中で協議をし、今、議員が申されたようなコンプライアンスをいかにきちんと守っていくかというような研修会も考えているということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうやっていただきたいと思えます。このマイナンバー制度で一番国民、町民の皆さんが心配しているのは、いわゆる個人情報の漏えいというところに一番気がかりな点があると思えます。ですから、扱われる皆さま方にとっては、よもや役場から情報が漏れるということがないように、徹底してやっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町個人番号の利用に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町個人番号の利用に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 議案第3号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたとおり、平成28年4月1日から施行されます。改正学校教育法により制度化される小中一貫教育の導入に係る調査・審議を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、西会津町小中一貫教育導入推進審議会を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

来年4月1日に施行されます改正学校教育法により、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小中一貫教育が制度としてできる義務教育学校が制度化されることとなります。

このことから本町におきましては、小学校校舎建設時の理念として掲げた小中連携一貫教育を推進するため、修業年限9年の小・中学校が一体となって児童生徒を育てていくことができる小中一貫教育制度の導入について検討してまいりたいと考えております。本審

議会につきましては、小中一貫教育の導入に関する重要な事項について調査・審議していただくために設置するものであります。

それでは、条例の説明に入らせていただきます。議案書とともに条例改正案新旧対照表の1ページも併せてご覧いただきたいと思います。

それでは、議案第3号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。

附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。今回改正いたしますのは、条例の別表であります。別表のうち、附属機関の属する執行機関、教育委員会の部に、西会津町小中一貫教育導入推進審議会を加えるもので、審議会の担任する事務といたしましては、小中一貫教育の導入に関する重要な事項について調査・審議をいただくものであります。

附則は、施行期日を定めておまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継　2点お伺いいたします。

一応確認なんですが、メンバー構成というのは、教育委員の方々でよろしいのでしょうか。

それと2点目なんですが、この内容ですと、導入が前提の推進審議会に聞こえるんですが、これ導入前提で審議会を進めるのでしょうか。

その2点をお伺いいたします。

○議長　学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長　お答えいたします。

まず1点目でございますが、現在、組織といたしまして想定しております委員の方々でございますが、学校教育の関係者、あと児童福祉関係者、あと教育委員会の委員、識見を有する者、あと公募による者で、総数20人以内の委員で組織する予定であります。

あともう1点ですが、名称が導入推進審議会と、このようなことで、導入が前提にあるということでのお話であります。導入に向けた検討を進めていくということで、この導入というような部分で判断していただければと思います。

以上です。

○議長　3番、秦貞継君。

○秦貞継　導入も含めて検討ということであればいいんですが、今、今年から小学校が開校になりまして、やっと小学校、中学校が1つの校舎で、今、教育活動を推進することになったんですが、まだまだ連携教育の途中で、いろいろ反省点も多いと思うんですね。結局、今までやってきた連携教育の反省も踏まえて導入ならまだわかるんですが、あまりこう導入、導入のほうに先走ってしまって、肝心の今の連携教育、小学校、中学校の、一緒に今、連携してやっていることに関して、ちゃんとした反省もしないで、あまり一歩前に

出過ぎちゃうと、現場の混乱をまねきかねないんじゃないでしょうか。

そこも含めて、提案なんですけど、導入するかしないかも含めて、もう導入ありきではなく、導入自体も、それは本当に方向性としていいのかどうかも含めた検討をされたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 3番、これは質疑だから、一般質問と違うんです。

学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

確かにそのお話でございますが、この導入推進審議会の会議の中におきまして、初回から2回にわたって、今までの小中連携、あと一貫の部分での評価検証も、委員さんの方々と一緒に進めていくと、そのような考えももってございます。

○議長 反省とか、現場の混乱とかということに対して。

学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 それにつきましては、学校教育の関係者の委員の方も含めて、現場におられます小中学校の先生方にも十分にご説明を申し上げ、導入を大前提とした審議会ではなく、導入も十分に視野には置いておりますが、これまでもやってきた小中連携一貫の部分も反省を込めて、あと町がつくって、これからつくっていきたい子どもたちの姿、その具現化に向けた、本来あるべき、西会津町が導入すべき学校の形というものを見極めていきたいと、そのような形でこの審議会を組織したわけでありまして。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この導入審議会なんですけれども、導入審議会の、審議にそって審議してくださいというような、いつもそういうような、結論ありきみたいな話になるんですけれども、これはそうなりますかね。この審議会の答申にそってこの問題を審議してくださいということになりますかね。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 今回立ち上げます附属機関につきましては、教育委員会の諮問に応じて答申をいただくと、そのような組織になってございます。そこで、教育委員会のほうから、この附属機関に対して諮問を行いまして、その答申をいただきながら、これからの学校づくりについて十分に検討を進めてまいると、そのような考えであります。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすれば、つまり審議会の答申に沿って認めてくれということじゃないんですけれども、そういう形になりますか。議会の話も聞くんですけど。

○議長 答申に沿ってじゃなくて、指針に沿ってですから。

学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

審議会から出されました答申につきましては、十分にその意に沿いまして進めていきたいと、そのように考えております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 これは、上位法の改正があつて条例も変えるんだというようなことで、大きく今までの連携教育から一貫教育に変わるということだと思います。これ全協でも申し上

げましたが、まだ町民の皆さんにはよく理解できないのではないかと、私もよく理解できない一人なんですが、この際、もう一度、町民の皆さんにわかりやすく、連携教育と一貫教育とはどこがどういうふうに違うのかというようなことを説明していただければと思います。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 それでは、お答えいたします。

まず、町民に対する説明会ですけれども、これから各地区ごとに、どのように変わるのかということについては説明をしてまいりたいというふうに思います。

それで、連携教育と一貫教育の違いということでもありますけれども、まず連携教育というのは、例えばAという小学校とBという中学校が連携する場合、これはAという小学校、Bという中学校、それぞれ独立した学校です。1つの学校ではありません。ですから校長もそれぞれおります。その独立したそれぞれの学校が、お互いに児童生徒の教育の充実のために、一緒にやることのできるものがあれば、それは一緒にやってみようというようなやり方です。2つの独立した学校があって、その独立した学校同士で連携してできること、一緒にやれることは一緒にやってみようというのが連携です。

それから一貫というのは、Aという小学校とBという中学校があったときに、それが1つの組織としてなります。そうすると校長は1人ということになります。職員も1つの学校の職員というふうになります。まったく学校が一体化するという形になります。そして学校で一番大事な教育課程というのがあります。これは小学校の1年生のときには、こういうことを勉強しますよ。2年生のときはこうですと。中学校1年生になったら、国語と算数と数学をそれぞれこんな内容で勉強しますよと。それで、どういう順序でどういうふうに勉強していくかということをもとめたものが、これが教育課程です。

連携教育の場合は、その教育課程が小学校は小学校、中学校は中学校と別々になります。一貫教育、1つの学校組織としてやる場合は、小学校に入学したときから中学校を卒業するまで、それが1つの教育課程のもとで指導を行われてくると。そういうことになれば、教育の、授業の内容の指導の一貫性も、1つの教育課程でありますので、保たれるようになります。

それから先生方についてですけれども、連携教育の場合は、学校がそれぞれ別々ですから、先生方の組織もそれぞれ別々です。ですから、一緒に何かをやっていこうというふうになったときに、その何かをやるための調整にもものすごく時間がかかるという難点があります。

ところが一貫教育、小中一貫校と、こういうふうになりますと、職員組織が1つですので、校長1人のもとにいろんな授業が進められていきますので、その調整の時間はおそらく少なくなっていくんだろうと、そういうことが考えられます。

外側だけの違いについてお話をしました。もし、まだまだ不明な点があれば、お答えしたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねしたいと思いますが、私もずっと、いわゆる連携教育と一貫教育の違いはどのようなところにあるんだろうというようなことで、総務常任委員会等で、

一貫教育をやっている学校等々を視察したことがございます。小中一貫という言葉は知っていたのですが、今回いきなりこう、小中一貫の導入推進というようなことが出された。あまりにも唐突なような気がしております。ですから、いわゆる小中一貫にしようとされたのは、どういう経過を経てご提案されたのか。

それと、先ほど来、連携教育というのは独立した学校同士が連携していくんだと、一貫校というのは1つの学校なんだというようなご説明ありましたが、西会津小学校、開校して間がないわけでありましてけれども、新しい校歌をつくり、校旗をつくり、それで現在にいたっているわけなんです、1つの学校となったときに、教育長は、中学校は中学校の校章、校歌があって、小学校は小学校の校章、校歌があつていいんだということでありましてけれども、これ、もし以前から一貫校を目指すのであれば、新しい校歌つくるのであれば、小中一貫校の校歌をつくるべきではなかったかなと。小椋先生にあれだけのお金を払って、大変すばらしい校歌をつくったわけでありまして。

だからその、いわゆる唐突に感じられるのは、そういうことを踏まえていたのかなというように、漠然とこう疑問があるわけです。例えば5年後に一貫校にしたいのであれば、新しい校歌をつくって、新しい校章をつくるのであれば、1つの学校と教育長はおっしゃるんでありますから、そういう西会津小中学校の校歌、校章なんていうのを視野に入れてつくっておくべきではなかったかなという思いであります、その点いかがでしょう。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 それでは、お答えいたします。

どのような経緯で、まずその一貫校を考えるようになったのか、実はこれは、先ほどの課長の説明の中にもありましたように、新しい小学校の校舎建築を進めるときに、3つの大きな理念がありました。その中の1つに、小中連携（一貫教育）ができる学校を建設しようというふうに、大きな目標としてありました。平成24年度に小学校が開校しましたけれども、その前の準備の段階、平成22年度だったと思いますが、そのときから、そういうふうな理念のもとに進めてまいりました。ただ、まだ小中一貫校は制度化されておりませんでした。ですから、一貫校として進めていくためには、特例の申請をして、そして、それが文科省に認められて、はじめて一貫教育ができるというようなことでありました。

それが、実は特例によって一貫教育を、小中一貫教育を進めているという学校が全国で1千校を超えるようになっております。町村でみてもかなりの数になってきています。そして、その成果がきちんと表れてきているということで、文部科学省のほうも学校の制度の弾力化、その中で小中一貫教育ができる、そういうふうな学校を、学校教育法の中に示してきました。それで、制度として一貫教育ができるような体制が28年4月から整います。ということになりました。それが経緯であります。

それから、小中一貫校になったとき、この校名だとか、校章だとか、校歌はどうなるんですかということですが、私は、今まで親しんできたものについては、できるだけそのまま残していきたいなど。それで、それができるのかどうかということ、直接お伺いしました。校名については、現在の校名をそのまま並列するような形で学校名として採用しても特に問題はないでしょう、ということであれば、小学校中学校という名前がそのまま残るわけで、小学校の校歌、中学校の校歌、それから校旗、校章、それからそれ以外の、例

えば体操着だとか、そういうものもそのまま継続して使えるだろうと。ただ将来的に、どうしてもやっぱり一貫校として1つの学校だと、だから、校歌も必要だというふうなことが、多くの意見として出てくれば、それはその時点で考えることも必要なのかなというふうに、現在は考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 教育長のお話ですと、いわゆる法整備がなされて、できる環境になったから、この小中一貫教育を出されたんだということでありましょう。私は、1つ聞いておきたいんですが、いわゆる小中一貫するにあたって、いわゆる現場の声とかというのは参考にされましたでしょうか。例えば、教職員の声、あるいは保護者から、これからは一貫でやってほしいなとか、いうことがありましたでしょうか、その点をお尋ねします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 それでは、お答えいたします。

今年、学校教育特別指導員という方を1人配置していただいて、今その方が中心になって連携教育をどういうふうに、今まだ、現在、連携教育ですので、どういうふうに進めていったら効果的に行うことができるのか、ということで、4月からずっと続けてまいりました。それで、できるところから、できるだけ小中が一緒にやれるようなものはやろうというふうに進めてきております。

それで私が当初、一番、先生方をお願いしたことは、隣接して小学校と中学校があるので、お互いに中学校の先生は小学校の授業を見てほしい、小学校の児童生徒の活動している状況を見てほしいと。小学校の先生はなかなか時間がなくて、中学校に行くことはできないんですけども、それでも時間があつたらできるだけ行って、見てほしいと。そして、お互いにどういうふうな指導の仕方をしているのかということを見て、お互いの学校の理解を深めてほしいということで、いろんなところで話をしてまいりましたけれども、実際には、物理的になかなか難しいところがあります。ただ、授業研究なんかについては、時間を計画の中にきちんと入れて、取って、やれるような体制を取れば、ある程度はできるようになってきました。ですが、やっぱりまだまだ連携の本当に最初の段階です。

これは、それぞれが独立した学校で連携教育を進めていく上での、やっぱり限界は非常に大きいなというふうに感じているところもあります。交流が頻繁に行われれば、その辺は解消できるでしょう。それが解消できれば、子どもたちを小学校に入学から中学3年まで、一人ひとりにきちんと目を向けて育てていくことができると思います。ところが現状はなかなか難しい。

それで、一貫教育に進めていったときには、先生方は、職員室は1つになることを想定しています。ですから、その中でお互いに小学生の子ども、あるいは中学生の子どもの話が、日常的に机を接していればできる。そうすると、今までわからなかったことが、お互いにわかるようになってきて、さらにその子どもに目を向けた教育がしっかりとできるようになるのではないかと、実際にそういうふうになっていますので、そんなことを考えながら、ぜひこれは西会津町の子どもたちを育てていく上では必要なことだなというふうに感じています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛　私の質問の中で、いわゆる現場から、ぜひ導入してほしいのかという声があったのかというようなことをお尋ねしたんですが、なかなか現場では、そういう、今、現段階ではなかったと理解してよろしいですね。

要は、そういった中で、やっぱり教育委員会のトップダウンで、このがらっと変えるような政策を推し進める上では、やっぱり現場の声を相当これから配慮していかなければ、私はうまくいかないと思う。今おっしゃったように、いわゆる小中学校乗り入れ指導できて、効果が上がるような先生がいっぱいいればいいですけども、今の話聞けば、なかなか今、時間的な制約だったり、難しい状況にあるということでもありますから、細かいことはこれから諮問される審議会等で詰めていくことでありましようけれども、ぜひ現場の声に配慮して進めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長　教育長、新井田大君。

○教育長　お答えいたします。

それは、私は絶対に必要だというふうに思っています。実際にそれを、小中一貫を進めている学校では、やっぱり最初は、お互いになかなか理解が得られなかったと、本当にお互いが理解できるようになるのに、やっぱり2年程度は、実際にスタートしてからかかりました。だけれども、その時期を過ぎると、本当にスムーズに、おそらくそれが本当の姿なんだろうなというふうに思います。ただ、そのじっくりいく期間をできるだけ短くするという、このための先生方とのいろんな話し合い、これは必要だと思っています。それをぜひ、今後しっかりとやっていきたいと思っています。不安感もいっぱいあると思います。

そういうこともあって、今年、実は何校か東北地区の一貫校を、一貫教育をやっているところを視察させていただきました。そんな報告も含めて、先生方の理解を得られるようにしてまいりたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西会津町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長　議案第4号、西会津町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、地方税法の一部

改正に伴い改正するものであり、主な改正点といたしましては、国税の納税猶予制度が見直されたのを受け、地方税においても同様に改正するものであります。

さらに、町民税、固定資産税、軽自動車税等の減免申請期限についての見直しのほか、紙巻たばこ3級品の課税特例の廃止などが主な改正内容であります。

また、6月議会定例会に専決処分のご承認をいただきました西会津町税条例等の一部を改正する条例につきましても、この度、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されましたことに伴い改正するものであります。

改正内容といたしましては、番号法、マイナンバー法の施行に伴う規定の整備等であります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますが、議案書と合わせて、条例改正案新旧対照表の2ページからご覧いただけます。

第1条は、西会津町税条例の一部改正であります。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。これは徴収猶予に係る条文であります。法の改正により地方自治体の条例への規定が明文化されたものであり、条例に追加するものであります。

徴収の猶予につきましては、地方税法第15条において災害、盗難、病気、事業損失などにより、町税を一時に納入することができない場合など、申請または職権により猶予されるものであります。

また、換価の猶予につきましては、地方税法第15条の5において、町税納付により、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるなどの一定要件に該当する場合滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。

これらを第8条から第12条まで規定するものであります。

第8条は、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法であり、徴収の猶予をする場合における、当該徴収の猶予に係る徴収金を分割して納付し、または納入する方法についての規定であります。

第9条は、徴収猶予の申請手続等であり、徴収の猶予を申請する場合の申請書記載事項及び添付書類についての規定であります。

第10条は、職権による換価の猶予の手続等であり、職権による換価の猶予をする場合に必要に応じて提供を求めることができる書類についての規定であります。

第11条は、申請による換価の猶予の手続等であり、徴収金の納入期限から換価の猶予を申請する期限等についての規定であります。

第12条は、担保を徴する必要がない場合であり、担保の徴収を不要とする基準について、猶予に係る金額、期間等についての規定であります。

第13条から第17条までは削除であります。

第18条は、公示送達についての規定であり、前段で地方税法が使われているため、法と改めるものです。

第23条は、町民税の納税義務者等についての規定であり、法律改正に伴う引用条文の改正と表記の改正であります。

第 33 条は、所得割の課税標準についての規定であり、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとする規定について追加するものであります。

第 36 条の 3 の 3 は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書についての規定であり、所得税法の項ずれの整備であります。

第 54 条は、町民税の減免、第 73 条は、固定資産税の減免、第 90 条は、軽自動車税の減免、第 91 条は、身体障がい者等に対する軽自動車税の減免、第 139 条の 2 は、特別土地保有税の減免についての規定であり、減免の申請期限については、各市町村の実情に応じて規定することとされたことから、これまでの納期限 7 日前を納期限に改正するものであります。

なお、会津地方振興局管内市町村、ほとんど納期限に改正する予定であるとの情報であります。

附則第 4 条は、納期限の延長に係る延滞金の特例についての規定であり、法人税法の条ずれの措置であります。

附則第 16 条の 2 は、たばこ税の税率の特例についての規定であり、紙巻たばこ 3 級品の特例の廃止であります。

第 2 条は、西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。

西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条は、西会津町税条例の一部改正であり、改正した各条文を番号法施行に伴い再度改正するものであります。

改正内容は、第 2 条、用語の規定より法人番号関係の記述を削除し、第 36 条の 2 の町民税の申告、第 64 条の 2 の固定資産税の補正の方法の申出、第 90 条の軽自動車税の減免、第 139 条の 2 の特別土地保有税の減免、第 151 条の入湯税の特別徴収義務者の経営申告を規定する条文にそれぞれ法人番号についての記述を加えるものであります。

また、第 54 条第 2 項第 1 号の改正規定の改正は、用語の訂正によるものであり、すべて国からの準則に基づいて改正するものであります。

附則第 1 条第 2 号は、それに伴い附則より条例第 2 条、第 3 号及び第 4 号を施行期日より削除するものであります。

附則第 2 条第 6 項、附則第 3 条第 2 項、附則第 4 条第 1 項、附則第 5 条、附則第 6 条は該当条項及び用語の改正であります。

附則であります。第 1 条では施行期日を、第 2 条では徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置を、第 3 条では町民税に関する経過措置を、第 4 条では町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定するものであります。

なお、町民たばこ税についてであります。現在の税額では、3 級品以外は 1 千本につき 5,262 円で、3 級品は 1 千本につき 2,495 円となっております。

本改正により、平成 28 年度は 1 千本につき 2,925 円となり 430 円の引上げ、平成 29 年度は、1 千本につき 3,355 円となり 430 円の引上げ、平成 30 年度は 1 千本につき 4,000 円となり 645 円の引上げ、平成 31 年度は 1 千本につき 5,262 円となり 1,262 円の引上げとなります。4 年間で段階的に税率を引上げ、平成 31 年度からは、紙巻たばこは一般と 3 級

品の区別がなくなり、同じ税率となります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　簡単にお尋ねしますが、これはいわゆる上位法令が変わって、条例を改正しなければいけないということですが、簡単にこれ、町にとって影響額はどのくらいあるのでしょうか、たばこ税は年々上がっていくというのは理解しましたが、どのくらい出るものなのか、試算いたしましたでしょうか、お尋ねします。

○議長　町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長　多賀議員のご質問にお答えいたします。

税額への影響ということですが、簡単に申し上げますと、町への影響等ある税目につきましては、たばこ税ですね。いわゆる3級品が廃止され、段階的に税率が上がっていくということで、現在、たばこ税につきましては、だいたい3級品につきましては、2.4パーセントほど入っております。それで、25年、26年の決算を見ますと、だいたい100万程度というようなことをごさいますと、これが4年後の税率になりますと、現在の2倍というような状況であります。単純の計算であります、いわゆる100万が200万になるのかなど。ただ、今、健康志向ブームということで、たばこの消費がすごく減ってございます。そしてまた、3級品が撤廃され、一般のたばこ税に近いような税率となるということは、もしかして、今まで3級品吸われていた方が一般に移行されるという部分もあるかもしれません。ただ単純に言えば、倍になるのかなというような状況であります。あくまでも推計ということをご理解いただきたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第4号、西会津町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、平成27年度西会津町一般会計補正予算(第6次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第5号、平成27年度西会津町一般会計補正予算(第6次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入においては、本年9月に発生しました関東・東北豪雨災害の復旧工事に係る県補助金を計上したほか、各種事業の確定及び確定見込みによる国・県支出金の増減などを計上いたしました。

一方、歳出においては、職員の人事異動等による人件費の調整を行ったほか、社会資本整備総合交付金事業の配分額が確定したことによる町道改良舗装工事費の減額、各種事業の確定及び今後の見込みによる事業費の増減などを計上したところであります。

これら歳入歳出の調整を行った結果、1,916万8千円の剰余金が生じたので、全額、財政調整基金に積み立てることといたしました。

それでは予算書をご覧ください。

平成27年度西会津町の一般会計補正予算（第6次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,800万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,608万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。8ページをご覧ください。

まず歳入であります。11款分担金及び負担金、1項1目災害復旧費分担金は503万3千円の増であります。これは、本年9月に発生しました関東・東北豪雨災害の復旧工事に係る受益者分担金の計上であります。

13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金379万6千円の増は、国民健康保険、保険基盤安定負担金の確定による増などです。

9ページをご覧ください。

2項5目土木費国庫補助金1億627万6千円の減は、社会資本整備総合交付金の配分額が確定したことによるものであります。3項3目教育費委託金104万9千円の増は、地域の高齢者の人生経験等を小中学生が聞き取り、それを言葉に書き表すといった、いわゆる聞き書きに対する学校モデル構築事業が採択されたことによる増であります。

14款県支出金、1項1目民生費県負担金182万5千円の増は、国民健康保険、保険基盤安定負担金の確定による増などです。

10ページをご覧ください。

2項2目民生費県補助金218万円の増は、給付費が増えたことによる子ども医療費助成事業補助金の増などです。2項5目農林水産業費県補助金1,487万円の減は、取り組み面積が減ったことに伴う中山間地域等直接支払交付金の減、配分額が確定したことによる林道事業補助金の減などです。2項9目災害復旧費県補助金4,785万円の増は、本年9月に発生しました関東・東北豪雨災害に係る農地及び農業用施設災害復旧事業補助金であります。

次に、11ページをご覧ください。

20 款町債につきましては、それぞれ事業費の決定及び見込みに伴い額の調整を行うものであります。

次に、12 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 2,360 万円の減額であります。職員の人事異動等に伴う人件費の減などあります。

13 ページをご覧ください。

1 項 5 目財産管理費 2,616 万 8 千円の増は、平成 29 年度までに整備を図らなければならない公会計制度の導入に係る固定資産台帳整備支援委託料及び今次補正で剰余金が出たことによる財政調整基金への積立金であります。1 項 10 目ふるさと振興費 295 万円の増は、来年度に県の補助事業を活用して整備を予定しております国際芸術村の改修工事に係る設計監理委託料などあります。1 項 11 目総合情報政策費 546 万 1 千円の減は、今年度整備いたしました文字放送・緊急 L 字放送設備の事業費確定によるものであります。

14 ページをご覧ください。

3 項 1 目戸籍住民登録費 84 万 3 千円の増は、職員人件費の調整及びマイナンバー制度に係るシステム機器の購入費であります。

15 ページをご覧ください。

4 項 1 目選挙管理委員会費 74 万 6 千円の増は、公職選挙法の改正により選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたことによる選挙人名簿システムの改修委託料であります。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 306 万 7 千円の増は、職員人件費の調整及び結婚祝金の追加、確定及び見込みによる国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金などあります。

16 ページをご覧ください。

1 項 3 目老人福祉費 328 万 4 千円の減は、職員の人事異動による人件費の減額に伴う介護保険特別会計への繰出金の減額などあります。1 項 4 目障がい者福祉費 603 万 8 千円の増は、医療給付費や福祉サービス費の増加及び平成 26 年度の給付費等が確定したことによる国庫負担金の返還金などあります。

17 ページをご覧ください。

2 項 1 目児童福祉総務費 245 万 2 千円の増は、医療費の増加による子育て医療費サポート事業助成費の追加などあります。

18 ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費 983 万 5 千円の減は、前年度繰越金の確定等による簡易水道等事業特別会計への繰出金の減などあります。1 項 2 目予防費 52 万 5 千円の増は、インフルエンザ予防接種ワクチンの値上がりによる委託料及び助成費の追加であります。

19 ページをご覧ください。

2 項 3 目し尿処理費 151 万 5 千円の減は、前年度繰越金の確定等による個別排水処理事業特別会計への繰出金の減であります。

20 ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 747 万円の減は、園芸ハウス整備工事の完了に

よる事業費の確定及び取り組み面積が減ったことに伴う中山間地域等直接支払事業交付金の減などがあります。

21 ページをご覧ください。

1 項 5 目農地費 700 万 4 千円の減は、前年度繰越金の確定や処理施設管理業務委託料の減などによる農業集落排水処理事業特別会計への繰出金の減などがあります。

22 ページをご覧ください。

2 項 2 目林業振興費 1,399 万 3 千円の減は、補助の配分額が減額になったことによる林道岩井沢檜ノ木平線に係る工事費等の減額などがあります。

24 ページをご覧ください。

8 款土木費、1 項 3 目道路新設改良費 9,689 万 8 千円の減は、社会資本整備総合交付金の配分額が確定したことによる野沢柴崎線等の町道改良舗装工事の減などがあります。

25 ページをご覧ください。

3 項 2 目公共下水道費 226 万円の減は、前年度繰越金の確定等による下水道施設事業特別会計への繰出金の減であります。

27 ページをご覧ください。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費 24 万 6 千円の減は、職員の人事異動に伴う人件費の減額及び全員協議会でご説明しました小中一貫教育制度の導入促進に伴う審議会委員報酬等の新規計上、さらには、西会津中学校の部活動において県大会等の出場が多かったことによる小中学校各種大会出場補助金の追加などによるものであります。

28 ページをご覧ください。

2 項 1 目学校管理費 1 千万円の減は、西会津小学校の空調設備屋外囲設置工事の工法の変更によるものであります。4 項 4 目図書館費 108 万円の増は、歳入で申しあげました地域の高齢者の人生経験等を小中学生が聞き取り、それを言葉に書き表すといった、いわゆる聞き書きに対する学校モデル構築事業が採択されたことに伴う消耗品及び印刷製本費の追加であります。

29 ページをご覧ください。

11 款災害復旧費、1 項 1 目農業施設災害復旧費 8,305 万円の増は、本年 9 月に発生しました関東・東北豪雨災害の復旧に係る工事請負費などがあります。

5 ページにお戻り願います。

第 2 表、地方債補正、変更であります。

辺地対策事業費、過疎対策事業費、緊急防災・減災事業費、災害復旧事業費の各事業費の確定等による調整により、限度額を変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　何点かお尋ねをいたします。

まず歳入におきまして、8 ページの一番上になりますけれども、まず豪雨災害の受益者

の分担金というようなことでありますけれども、これ件数がわかればお示しいただきたいというところです。

あと、13 款国庫支出金の教育費委託金の、これ歳出で聞いてもいいんですが、学校モデル構築事業委託金、高齢者の人生経験を聞き書きをするというような説明でありましたけれども、具体的にどういう作業になるのか、内容になるのかお示しいただきたいと。

それと、歳出に入りまして、13 ページのふるさと振興費の中の、いわゆる国際芸術村、昨日来、3 千人もの入館者があって、いわゆる消防法とか建築基準法に適合させなければいけないということで、今回、設計監理委託料 265 万円計上されておりますが、具体的な内容は、私この消防法に関しましては、おそらく非常口とか、火災報知器等々の設置、するようになるのかなと思っておりますが、建築基準法に適合させるということでもありますから、建築基準法に関しましては、どういうところを適合させなければいけないのか、それをお尋ねします。

それと、19 ページ、4 款の衛生費にいきまして、乳がん検診の委託料、これ 90 万減額に、補助金 90 万で組み替えですから、わかりましたこれは。

あと、25 ページの 8 款土木費の中で、町道改修改良舗装工事 1 千万余の減額になっております。この国のシーリングで補助額が決定して減額になったという説明であります。そもそも、この見積の段階で、何でこれほど国のシーリングと決定との差があったのか、その点をお聞きしたいと思います。

あと、27 ページ、10 款の教育費、小中学校の各種大会出場補助金、中学校で県大会に行かれるケースが増えたということではありますが、具体的には何の競技、何の大会でこれだけ、これは大変いいことだと思いますから、内容わかればお示しいただきたいと。

あと、28 ページの学校管理費の中の、いわゆる小学校の雪囲い 1 千万円の減額補正であります。これは先日、お話をある程度うかがいました。当初のもくろんだ金額に近くなったというようなことで、私も喜んでおりますが、その際、いわゆる雪囲いを撤去するのか、あるいは一部残さなければいけないのか等々の話がありましたが、その後の経過がわかれば、はっきりとお示しいただきたい。

以上です。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 それでは、私からは、まず 8 ページの災害の分担金についてお答えいたします。

今次の災害につきましては、農地及び農業用施設の災害ということで、農地については 14、農業施設については 16 ということで、合わせて 30 でございます。

次に歳出にまいりまして、町道の改良舗装の関係でございます。今回、確定に伴いまして歳出のほう減額をさせていただきました。先ほど議員おっしゃったように、国のシーリングによりまして交付金が減額となり、今回こういう減額になったわけですが、実際、今回、原因は、交付金については国からくるわけでございますけれども、要望額が全国的にかなり今回多かったということがありまして、その要望額に対して交付になったんですが、特に交付額が全体的に前年度より減ったといわけではなく、ほとんど一緒なんです。要望額が全国的に多かったことから、うちも合わせて今回シーリングになったという理由で

ございます。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 それでは、私のほうから2点、ご説明申し上げます。

まずページ、27ページ、事務局費、19の補助金であります。小中学校各種大会出場補助金104万8千円の追加でございますが、これは10月の中旬から11月の下旬にかけて行われました新人戦会津大会に、バレーボール、剣道、あと卓球部が出場いたしまして、勝ち進み、県大会に出場したと。そのことから、今回この金額となった次第であります。

あと今後といたしまして、1月の中旬、卓球の部分で県の選抜大会が行われるということで、そちらのほうの部分も含んでおります。

あともう1点、28ページ、学校管理費の工事請負費でございます。こちらのほう1千万の減額となっております。雪囲いの部分でございますが、消防署に確認をした上で、骨組みを残した工法にすると、そのようなことで、今、工事を鋭意進めておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 それでは、学校モデルの構築事業についてご説明を申し上げます。

これは国の委託事業でございますが、事業の内容を少し詳しくお話したいと思っております。平たく言うと、聞き書き授業と申しまして、町の地域にいる高齢者に対して、自分たちの生きてきた生活様式ですとか、そういった部分を子どもたちが実際に生の声を聞いて、それを記録し文章化するというような内容になってございます。

それで、この事業は、10分の10で、100パーセント補助いただけるわけでございますけれども、作業内容としましては、小学校5年生から中学校3年生を対象に、すでにお願ひしてございます。そして基本的には、自分の祖父、祖母の、昭和で言うと90年になりますので、昭和初期の話ですとか、自分たちの生まれる前の話を、いろいろ生活経験ですとか、体験ですとか、そういったものを、例えば1枚の写真からいろんな話を聞いて記録していただくということでございまして、非常に耳を傾け、よく聞き、それを記録し、文章化すると。それで最後には印刷製本しまして、1冊の本にまとめるということで、非常にこの一連の流れは教育効果もあるのではないかなというようなことで、今年度取り組むというようなことでございます。

以上でございます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 芸術村の設計管理の費用についてのご質問にお答えいたします。

こちらで再三申し上げておりますが、芸術村、24年度までは1千人にも満たないような形で推移してきたんですが、25年度以降につきまして、徐々に来館者数も増えてまして、今年度ではもう3千人を超えるくらいの勢いで入場者が増えております。

このようなことから、喜多方建設事務所におきまして、建築基準法上の用途が、まだ学校施設のままであったということが判明いたしまして、これを現状に合った形、いわゆる集会所、または飲食店、飲食を提供できるような、簡単な軽食を提供できるような形の用途変更に行わないと、もうそろそろこれだけの入場者数があるものですから、しないといけないということの指導から、今回の予算を計上させていただきました。

具体的な内容といたしましては、用途、まず建築上に伴います集会場等に変更するための用途変更、あともう1つは、排煙、避難経路、防火戸等の部分の、いわゆる消防設備関係、あとはスプリンクラー、あとは誘導灯について、そういうのをしないとあれですよということです、そこら辺の経費を設計をするための費用を計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 だいたい内容はわかりましたけれども、1つ、町道改修に関しては、いわゆる国のシーリングで、見積りが甘かったんじゃないかと配分が減っただけだということに理解してよろしいのか、その辺をもう一度お聞かせいただきたいのと。

あと、生涯学習課長ご説明いただきました聞き書き授業の、私も成果というか、期待するところありますが、これ歳出で見ますと、製本費で100万円で、ほとんどこれにつきこまれている。いわゆる聞き取りにかかる経費なんかは必要なのではないかなと思ったんですが、ほとんどこれ製本だけの経費に使われておりますが、その辺はどういう解釈であったのかということでもあります。

あと、国際芸術村、それなりに対応しなければならないことはわかりますが、設計監修ですから、今後のことになりますが、これ改修工事となれば、実際どのくらい見込まれる金額になるのか、概算でもわかったら教えていただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 町道改良の関係でお答えいたします。

先ほどもお答え申し上げましたが、今回、配分が減ったということで、今回、減額になったところでございます。なお、今回、減額にはなりましたが、本年度のうちには完了させなければいけない路線、これらについては完了させるということで、支障なくできております。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 聞き書きの予算関係についてお答えいたします。

歳出ではほとんどが印刷製本費となっております。これ実は、もうすでに奥会津地方ではたくさん本になって、もうすでにできている、そういった実績があるわけでございますけれども、その経験された方にいろいろご指導いただいたところ、基本的には小中学生が原稿をまとめて持ってきていただければ、あとそれを起こすだけだということで、実際費用というのが、原稿用紙ですとか、あとは印刷にかかる経費、それだけみていただければ大丈夫ですよというような指導に基づいて、このような予算編成にしたところがございます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 芸術村の整備事業の概算の事業費ということのご質問でございますが、こちらは今年度より福島県の地方創生総合支援事業、俗にサポート事業によりまして、3カ年をかけまして芸術村を整備していこうというふうになっております。次年度以降なんです、28年度以降につきまして、先ほども申し上げましたように、いわゆる建築基準法のそういう集会所等に改修するために、どれだけの事業費がかかるかということで設計を

ご依頼するものでございます。

したがいまして、スプリンクラーとか、排煙窓、あとは防火戸等の部分でございますので、結構な額にはなるかと思うんですが、それを算出するための設計監理ということでございますので、まだ概算の事業費的な部分は出ておりませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 歳出のほうで何点かお尋ねします。

まず 15 ページの選挙関係にする、18 歳にということでございますが、新しく来年からということなんでしょうけれども、高校生が対象なのかなと思ひますが、卒業して、これからいなくなるということも想定した中でも、18 歳ということで、これをあげられたのか。

あと 16 ページ、障がい者福祉費の中に、人工透析者通院費補助金とありますが、現在何人くらいいらっしゃるのか、その中で通院費というのは、本人が運転して行かれる方、また家族が同伴して行かれる方、その補助額の差異があるのかどうか、その辺、そのことを伺いたいと思ひます。

それから、21 ページの農林水産業費の中で、法人化等支援事業補助金 120 万円があがっております。これは集落支援員の中身だと思ひますが、この人数的なこととか、その動きの中身について、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

あと 22 ページの林業費、これ檜木平減ということでございますが、1,400 万、1,500 万近くの減であります。これは完成したということの減だったのか、ある程度ここで一時的にストップということなのか、減額のその中身を教えていただきたいと思ひます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 まず歳出の選挙人名簿の関係についてお答えいたします。

公職選挙法が改正されまして、来年、平成 28 年 6 月 19 日以降の選挙については、18 歳以上から選挙ができるというような改正がございました。今のところ衆議院等の解散がなければ、来年 7 月ですか、参院選が予定されてございまして、そこからスタートするということございまして、当然、今度は選挙人名簿の登載される方につきましても、今までは二十歳以上の方であったわけですけれども、今度は 18 歳の誕生日がくれば選挙人名簿に登載されると、そういったことになりますので、今回、予算でシステムの改修費を計上させていただいたところでございます。

高校生であっても、18 歳になれば選挙権を有するということでございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 人工透析の関係に関するご質問にお答えいたします。

まず対象者でございますが、今まで 12 人であったものが、今回増額になったのは人数が増えまして、15 人になったための増額でございます。

それと、本人が運転して行ったり、家族が運転して行ったりした場合違うのかということですが、基本的には実際にかかった金額を助成しておりますので、本人が運転して行っても家族が運転して行っても、同じ金額になります。あと電車、バス等で行った場合はその金額というような形、車で行った場合はガソリン代相当分というようなことで計算をしております。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 法人化等支援補助金につきましてご説明をいたします。

この補助金につきましては、法人化を進める第一歩としまして、集落営農組織ということで、規約を作成して、それから会計を合算したような組織をつくった集落に対する定額の補助金でございます。この120万、定額20万円掛ける6集落ということで、内容になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 6款の林業費の、岩井沢檜木平線の減についてご説明を申し上げます。

今回の減については、補助金が減額になったことから、それに合わせて減額をしたものでございます。この林道は、岩井沢檜木平線、檜木平側から開設を進めておりまして、本年度は47メートルということで、すでに本年度分は完了しております。なお、本年度は、昨年度からの繰越分があったということで、そのほかにまた215メートルやっておりますので、事業的には例年とほぼ同様の事業費、並びに事業量となっております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 教育費の項目の空調設備屋外機雪囲い設置工事についてお伺いいたします。以前にも説明受けまして、骨組みは、今の説明ですと骨組みは残すということなんですが、その会議でも先輩議員がお話されたんですけれども、結局骨組みを残すということは、体のいいジャングルジムになるんじゃないかというふうに、危険じゃないかという指摘があったと思います。結局、人目の少ない校舎裏にありまして、やるなといってもやるのが子どもたちでございますので、登ってみたり、指を突っ込んだり、手を突っ込んでみたくなるもんだと思うんですね。やっぱりそこまで安全管理をしなければいけないと思うんです。安全対策はしっかりされるようにお考えなのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

今ほどの件につきましては、役場内部でも十分に検討させていただきました。それで、全撤去も含めた形で、雪囲いの設置撤去を最初からやろうかというような形だったんですが、やはりそこにつきましては、十分なる学校側からの指導、あとできるだけ隙間を少なくして、子どもたちがそこの中に入って遊ばないと、遊べないような形で何とかできないかと、そういった部分も含めて、なるべく近づかない、それで、近づいても、近づいてもといいますか、近づかないような形で安全対策を進めていきたいと、そのように考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 子どもたちの怪我や、下手すると命にも関わるようなことになりかねませんので、安全対策は絶対に、あとで事故等起きないように、管理よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 その件につきましては、なおできあがった形の部分を再度確認しまして、必要な部分については対処してまいりたいと考えております。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 私も 2 点ほどお尋ねをしたいと思います。

13 ページの金額的には少ないんですが、自治振興費補助金のコミュニティ育成事業補助金 16 万 1 千円の内容と。

あと 21 ページですね、21 ページの中山間地域等直接支払事業交付金が 632 万 3 千円の減になっています。これらは集落協定を今度やらなくなってしまったということかと思えますので、これら集落協定、あるいは個別協定の内訳といたしますか、あと併せて面積等もわかりましたらお願いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 13 ページのコミュニティ育成事業補助金の内訳についてお答えいたします。

こちらのほう、照明の街路灯の LED 化事業でございまして、現在、LED 分、1 基分も満たない、交換もできないような状態なものですから、今回 LED 3 基分と、あとナトリウム灯の電灯の交換費用 5 灯分を計上させていただきまして、あと予算の残額から引いた部分が 16 万 1 千円という形になっております。

以上です。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、中山間地域等直接支払事業の内容につきましてご説明を申し上げます。

まずご承知のとおり、今年度から第 4 期対策ということで、始まるということで、町では説明会を開催し、各集落協定の説明者と綿密な打ち合わせをしながら進めてきたわけですが、結果的には、今まで、第 3 期対策、平成 26 年度までにつきましては、48 協定あったわけでありましたが、今回は 44 協定ということで、集落的には 4 協定が減になっているところでございます。

それから、一方、個人でも協定もできますが、個人協定のほうは 14 協定から、逆に 16 協定に増えているというような実態になっております。

面積的に申し上げますと、今年度の協定は 44 協定の 547 ヘクタールに減ったというような形になっております。個別協定につきましては、14 人で 79 ヘクタールだったものが、16 人に増えて、面積的にはだいたい同じ、79 ヘクタールというような形になっております。

以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 5 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算（第 6 次）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成27年度西会津町一般会計補正予算（第6次）は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第6号、平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正予算は、人件費の調整、一般管理費への需用費の追加、消費税及び前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

それでは予算書をご覧ください。

平成27年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,731万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。4ページをお開き願います。まず歳入であります。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は226万円の減額です。

次に、6款繰越金、1項1目繰越金は、356万6千円の増額です。いずれも前年度の繰越金が確定したことによる補正でございます。

次に歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費は136万3千円の増額です。人件費の調整と需用費、浄化センターの電気料及び修繕費の追加、公課費、消費税確定によるものです。

2款施設整備費、1項1目下水道施設費は、5万7千円の減額です。人件費の調整によるものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第7号、平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正予算は、歳入では繰越金の確定、それに伴う繰入金の減額でございます。一方、歳出におきましては、人件費の調整と一般管理費での需用費の追加と委託料の減額などです。

それでは予算書をご覧くださいます。

平成27年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ232万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,346万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明いたします。4ページをお開きいただきたいと思っております。まず歳入でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、727万1千円の減額です。繰越金が確定し、不要となりました一般会計繰入金を減額いたしました。

3款繰越金、1項1目繰越金は、494万9千円の増額です。前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

次に5ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、232万2千円の減額です。人件費の調整と需用費の消耗品と修繕料の増額、委託料の減額、公課費の消費税確定による減額でございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第8号、平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）の調製についてご説明をいたします。

今次の補正予算は、歳入においては、繰越金が確定したこと、歳出では、人件費の調整によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成27年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,402万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。4ページ目をお開きいただきたいと思います。まず歳入でございませう。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、151万5千円の減額で、前年度繰越金が確定したことによるものでございませう。

次に、5款繰越金、1項1目繰越金は、137万2千円の増額です。同じく前年度繰越金が確定したことによるものでございませう。

次に5ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございませう。

1款総務費、1項1目一般管理費は、14万3千円の減額です。人件費の調整によるものでございませう。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第9号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定では、人件費の調整と退職被保険者の高額療養費と出産育児一時金の追加などが、診療施設勘定では、年間を見通した診療収入の減額と医師退職による人件費の調整などが主なものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成27年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ336万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,794万6千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,438万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,045万7千円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債の補正による。

補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。6ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金336万2千円を増額は、職員の人件費の調整及び出産育児一時金の増額による52万5千円の増と、中間所得層の保険税負担の軽減を図るとともに、低所得者を多く抱える市町村を支援する制度である保険基盤安定繰入金の確定による増加分を一般会計から繰入れするものであります。

次に、歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費31万5千円の減額は、職員の人件費の調整による減額

であります。

7ページをご覧ください。

2款保険給付費、2項2目退職被保険者等高額療養費241万6千円の増額は、退職被保険者等高額療養費保険者負担金の増であります。4項1目出産育児一時金126万1千円の増額は、8件で見積もっていましたが出産育児一時金の対象者が11名に増加したことによるものであります。

次に14ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入であります。

1款診療収入、1項1目国民健康保険診療報酬収入から、6目その他の診療報酬収入までの合計で、2,002万5千円の減額です。これは、当初予算では医師4名体制が確立することにより前年より1割程度の増額で見積もっておりましたが、現在までの状況と今後を見込みますと、ほぼ前年度並みの収入になるということによる減額であります。

7款繰越金、1項1目繰越金604万2千円の増額は、前年度繰越金の確定によるものです。

9款町債、1項1目過疎対策事業債40万円の減額は、訪問看護用自動車の購入額が確定したことによる減額です。

15ページをご覧ください。歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費1,611万2千円の減額は、5月に医師が退職したことに伴う給料等の減額や、消費税の予定納税が必要になったことによる公課費の増額などあります。

2款医業費、1項1目医療用機械器具費10万4千円の減額、及び2目医療用消耗品器材費66万9千円の減額は、在宅酸素使用料や血液検査委託料等の精査による減額です。

16ページをご覧ください。

1項3目医療品衛生材料費250万2千円の増額は、インフルエンザワクチンの単価が高くなったことが大きな要因であります。

次に、4ページにお戻りください。

第2表地方債の補正、変更であります。

過疎対策事業費につきまして、訪問看護用自動車購入の額の決定に伴い、限度額351万円を40万円減額し、3,470万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る11月21日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　まず診療施設勘定の中で、いわゆる医師1人減のために影響額が相当出ているようではありますが、新しい4人目の医師の獲得に努力しているというお話ではありますが、その医師の目安というか、現状、どんな状況なのか。

あと、今残っている3人のドクターには、私、以前も心配したんですが、無理がかかっ

てハードワークになるようなことがあっては困るなという思いがありましたけれども、なんとかやりくりしているという話は聞いておりますが、現状はどのような形になっているのか。

あと、医師減によりまして、診療収入は当然減額になっておりますが、いわゆる2款の医薬費、医薬品費が250万ほどの増額になっております。ご説明では、インフルエンザのワクチンの単価がアップしているという説明でしたが、単価アップでこれほどアップはしないはずで。例えば、診療収入が少なくなれば、この医薬品費も私は少なくなるのかなという思いがありますので、その点を説明していただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 それではご質問にお答えいたします。

まず医師募集の状況でございます。現在まで医師募集につきましては、福島県のドクターバンク福島、あるいは全国自治体病院協議会、そういった公的機関の医師を斡旋してくれる機関がございますので、そういったところに働きかけをしたり、あと民間であります日本医事新報というお医者さんの専門の雑誌がありますが、そこへの求人の公告を掲載したり、あとはインターネットであります。インターネットのサイトの中に、その医師の紹介ですとか、求人サイトがございますので、そこに掲載をしたりというような形で進めてきているところでございます。

ただ、残念ながら今までですが、インターネットの部分で2件ほどの問い合わせはございましたが、その後、交渉とか、そういったところには進んでいない状況でございます。問い合わせがあっただけで、その先に進んでいないということでございます。

今後これら4つの機関を使いながら、また働きかけをしながら進めていきたいというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、3人のお医者さんの状況はということでございます。本当に4人体制でやってきたものを3人体制で行っていただいておりますので、3人の先生方には大変ご苦労をおかけしているということは間違いないということで考えております。あと町民の皆さんにも群岡診療所については、今まで5日間しっかりやっていたものを、月、水、金の3日間にするなどのご不便をおかけしているという状況もでございます。先生方には日数を減らしたりしながら、ちょっと、なるべく負担にかからないように配慮をしながら進めているところでありますので、今後もその医師確保に向けてしっかり取り組むことで、先生のほうにはお話をしているところでございます。

それから、医薬品衛生材料費の250万2千円の増額であります。先ほど私、インフルエンザワクチンの増額という部分で言いましたが、インフルエンザワクチンの増額では、115万円ほどの増額でございます。そのほかに、点滴ですとか、あと大きかったのは肺炎球菌ワクチンにつきまして、肺炎球菌ワクチンについては、定期接種、65歳の方に接種することが法的に決まったものですから、そういったものが増えているというような状況で、今回増額をさせていただいたということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 医師確保というのは大変難しい問題だというのは私も認識しておりますが、これは私も何をすれば、いい先生が来てくれるかなというようなことは、具体的に示すこと

も私もできませんけれども、今おっしゃられた努力にプラスして、やっぱりいろんなアンテナを高くして、いろんな情報を集める、どこの自治体でも、このお医者さんの確保というのは大変重要な問題であるとは思いますが、これ努力してもらいたい。あと今、残っている3人のドクターが、いわゆるハードワークにより大変だと、離職につながるようなことになっては、私は大変心配しているんです。ですから、町長も、これは陣頭指揮に立って、この医師確保に対しては一生懸命取り組んでいらると思いますが、そのお気持ちを再度お尋ねしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 毎年2回は、今の医師と意見交換をしております。暮れもできれば、日程取れるかどうかわかりませんが、そうした中で、やっぱりお医者さんの皆さんの、いろんな意見とか、要望、さらには、これから西会津町が取り組むべき医療のご提言というようなことで、いろいろいただいております。

そうした中で、実はこの医師確保という観点から、県のほうをとおしながら、実はお医者さんにも提案したんですが、県のほうでも、スポット的なお医者さんですか、例えば短期間とか、あるいは週何回とか、あるいはそういう時間、あるいは期日を切ってくる。こういったことについてどうだというようなことも、話もあります。しかし、そういった話をお医者さんと意見交換した場合、やっぱり今、3名の医師体制でもってローリングをしながら、診療所、さらには訪問看護ですね、こういったことを行っているわけです。

しかし、部分的に、一時的に入って来た医師との連携ということになってくると、なかなかその調整というものも難しくなってくるんじゃないかというようなこともあって、そういった実現にはいたっていないわけです。医師から言わせれば、やっぱりどうしても見つけていただきたいのは、この地域医療に情熱を持って、しっかりここでいて取り組むと、こういうお医者さんを、ぜひ時間がかかっても見つけ出してほしいと、こういうことでありますので、そういった要望に沿って、今、鋭意検討しているわけであります。

やっぱり自治医大、そういったことも含めながら、こういった話を聞くところもありますので、これまで何回か担当課長と一緒にうかがっておりますし、そういった情報提供についてはいただいているところでありますし、今後もそうした取り組みを進めていきたいというふうには思っています。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)

は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(15時07分)

○議長 再開します。(15時25分)

日程第10、議案第10号、平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第10号、平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)についてご説明申し上げます。

今次の補正は、職員の人件費の調整と、通所介護や短期入所の利用が増加しているため、居宅介護サービス給付費の支払いに不足が生ずる見込みであることから増額し、半面、施設介護サービス給付費については減額するものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成27年度西会津町の介護保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ322万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,862万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページをご覧ください。まず歳入であります。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金155万円の増額と、5款県支出金、1項1目介護給付費負担金155万円の減額は、財源内訳の変更によるものであります。

7款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金322万4千円の減額は、職員給与等繰入金の減額であります。

次に、5ページの歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費322万4千円の減額は、職員の給与等の調整によるものであります。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費3,100万円の増額は、要介護1から5の認定を受けている方の訪問介護や通所介護、短期入所などの利用者が増加したことによるものであります。3目施設介護サービス給付費3,100万円の減額は、介護老人保健施設の入所者の減少により減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 まず支出におきまして、いわゆる居宅介護サービス給付費が、これからどんどん増えてきたので増額するということはわかりますが、今、町内にある民間の介護施設の

運営状況、稼働率等、わかればお示しいただきたいと思います。

その逆に、施設介護サービス給付費が減額、同じ金額減額になっておりますが、これは介護老人施設入所者が実際減ったのか、なかなか私は介護施設に待機者がいっぱいいて、満床の状態、なかなか入れないという状況は続いていると思いますが、この施設介護サービス給付費が減った要因をもう少し詳しくご説明していただきたい。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。

まず民間施設の利用状況ということでございますが、役場裏にありますグループホーム、それから小規模多機能施設につきましては、小規模多機能型の施設につきましては、現在14、5名の利用者が推移をしております、計画どおり実施されております。

他方、グループホームにつきましては、9人の施設が2ユニット、2つあるわけですが、1つのものについては満床の状況であります。もう1つにつきましては、施設を運営する事業所のほうで、職員の手配ができないということがございまして、現在、まだ1ユニットの開所という状況になっております。

それから、芝草にあります有料老人ホームであります、その老人ホームにつきましては、20床であります、概ね満床で運営されているという状況でございます。

それから、施設介護サービス費3,100万円の減額で、先ほどご説明申し上げましたが、介護老人保健施設の利用者の減少ということでございます。介護老人保健施設につきましては、西会津の憩いの森でございます、50床でございます。50床で、そのうち現在入所、長期の入所の方が35名、短期の入所の方が15名ということで、基本的には常に満床の状態ではございますが、短期入所につきましては、この給付費でいいますと、短期入所は居宅介護サービス事業費のほうに入ってくるものですから、現在その短期入所の方が増えて、長期の入所の方が減っているというようなことがありまして、今回のこの3,100万の移動なんかについても、そういった状況で移動しているというようなところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 民間の介護事業者の、いわゆるグループホームでしたか、1ユニット、なかなか職員が集まらないので、フル稼働にはいたっていないということですが、以前、9月だかの説明では、今、職員が集まって、今、研修中で、年内には、私の勘違いかもしれませんが、年内にはある程度フル稼働できる体制が整うような、私は認識をしておったんですが、私の聞き間違いだったんでしょうか。

これから将来的に、いわゆる稼働していない1ユニット、どのような形になるのか、町としてどのような指導をしているのかお聞かせください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

グループホーム1ユニットがまだオープンしないという状況でございますが、これにつきましては、まず経営する法人につきまして、喜多方のほうに特別養護老人ホームを建設をしまして、そちらのほうに対する職員が不足しているというような状況がございまして、向こうの計画としましては、そちらの施設が、100床あるんですが、そちらをまず満床にすることのための職員確保を優先させていただきたいというようなことでございまして、

それが方向性が決まりましたら、西会津のほう、こちらのほうに施設、職員を配置していきたいというような方針で、現在進んでいるところでございます。

町としましては、そんなことをいってもあれですので、なるべく西会津のほうにもお願いしたいというような話をしているところでありますが、そういった方向で、今現在進んでいるということです。ただ町としましては、毎年、平成10年からやっております介護職員の初任者研修につきまして、先日、修了式を行いまして、10の方が修了しております。ですので、新たにその職員になられる方もございますので、そういった方々にも紹介をしながら、なるべく早く職員が配置されて、オープンするような努力を続けていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私も多賀議員の似たような質問でございます。この居宅介護サービス、今このサービスを受けられている方はどのくらい西会津にいるのでしょうか。そして、その老々介護になるのでしょうかね、そのお世話なさっている方が、どういう年齢構成なんでしょうか、わかりますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 居宅介護サービスを利用されている人数でございますが、9月利用の人数で375の方が利用しております。その方々の、居宅介護でありますので、ホームヘルプであったり、デイサービスだったり、ショートステイだったりということで、在宅、家に居ることを基本として、いろんなサービスを使いながら、在宅で生活をしているというような方々でございます。その方々の介護者、家で介護されている方の状況ということですが、それぞれ、いろいろやっぱり人によって全然違いますが、今ほど言いましたように、老々介護の方もおりますし、若い人が勤めながら介護をしているというような状況もございます。ですので、そういった若い人が介護している方、あとは老々介護になっているというような部分も含めまして、介護者にも負担にならないようにいろんなサービスを使いながら、家庭全体をこう支援していくというような形で、いろんなサービスを使っているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 それはわかります。この介護のことで、悲惨な事件も起きております。ですから、町としても、若い人が自分の親を介護するという場合は、会社とか仕事を辞めてやらなければならないと、そういう場合もございます。そういう場合、町としていくらか援助するということはできるのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

町として、その会社を辞めた方に対する支援ということでございますが、現在、労働基準法等の改正になって、介護のために休職するような方については、その給付費が4割から、今6割に上がるというような改正があったりして、そういった形で法改正は、なるべく辞めるんじゃないくて、休職をしながら介護していくというようなことで、そういった方にも支援をしていきますよというような制度が、今、拡充されております。そういったことも含めまして、利用していただくようなことを考えながら、町としては現在ある制度の

中で、どういったことで、その家族の苦労を取り除きながら、なるべく家庭で介護できるような体制をしっかりとっていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 町としても、こういう居宅介護サービスというのをある程度支援しているわけですから、やっぱり町としても、いくらか、できるだけの支援はしてやってほしいと、私はそう思います。答弁ありません。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号、平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号、平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第11号、平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正予算は、歳入では、繰越金の確定に伴う繰入金金の減額と水道管移設補償の追加による増額、歳出では、一般管理費で人件費の調整と配水施設整備工事の追加及び消費税の減額でございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成27年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,848万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明申し上げます。

4ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、341万9千円の減額です。繰越金の確定による一般会計繰入金の減額でございます。

3款繰越金、1項1目繰越金は、200万円の増額です。前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

3款諸収入、3項2目雑入は、96万7千万円の増額です。これは町道の漆窪線と、同じく町道宮野梨平線の改良に伴いまして、そこに埋まっておりました水道管を移設したことによる補償費の追加でございます。

次に5ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

1款水道費、1項1目一般管理費は、45万2千円の減額です。人件費の調整と配水施設整備工事、いわゆる水道管の移設と消費税の確定等によるものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第11号、平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号、平成27年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第12号、平成27年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）の調製についてご説明いたします。

今次の補正予算は、収入では県道の排水施設の敷設に伴う移転補償の雑収益がなかったことによる減額、支出では浄水施設の修繕の追加と人件費の調整でございます。

それでは予算書をご覧くださいと思います。

第1条、平成27年度西会津町の水道事業会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第2条、平成27年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入は、第1款水道事業収益の既決予定額1億5,778万9千円を50万円減額し、既決予定額1億5,728万9千円とするものです。内訳としては、第2項営業外収益を減額し

てございます。

次に支出です。

第1款水道事業費の既決予定額1億5,778万9千円を収入と同額50万円を減額し、既決予定額1億5,728万9千円とするものです。内訳としては、第1項営業費用を減額しております。

第3条、予算5条に定めた経費の金額を、次のように改める。職員給与費の既決予定額1,248万5千円を294万1千円を減額し、954万4千円とするものです。

詳細につきましては、実施計画により説明いたしますので、2ページをお開きいただきたいと思っております。

まず収入は、第1款水道事業収益、2項2目雑収益50万円の減額です。県道の排水施設の整備に伴い水道管移設の収入を見込んでいましたが、移設の必要がなかったことから減額するものでございます。

次に、支出は、第1款水道事業費、1項1目原水及び浄水費は、浄水施設の加圧ポンプや受電設備の修繕の追加により444万1千円の増額です。2目配水及び給水費は、水道管移設が不要になったことによる配水施設修繕の減額です。4目総係費は294万1千円の減額で、人件費の調整によるものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第12号、平成27年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成27年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立3号橋）橋梁上部工工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第13号、社会資本整備総合交付金事業、町道野沢柴崎線（橋立3号橋）橋梁上部工工事請負契約の変更契約についてをご説明申し上げます。

本工事は、町縦貫道路であります町道野沢柴崎線の橋梁上部工であり、9月町議会定例

会におきまして請負契約のご議決を賜り、現在、工事を進めているところでございます。

本橋梁におきましては、良質の錆により腐食を防ぐ、対抗性鋼材を使用してございますが、橋げたの端の部位は風通しが悪く、良質な錆の発生が期待できないことから、塗装を施すこととしております。その塗装につきましては、日本道路協会発行の鋼道路橋防食便覧に基づき実施をしてございますが、今般、改定が行われ、使用する塗料がエポキシ樹脂からフッ素樹脂と変更となったため、増額の変更を行うものでございます。

工事請負契約の変更契約は、この理由に基づきまして変更設計書を調製し、これに請負率をかけた金額 64 万 4,760 円の増額で、去る 11 月 13 日に、東開工業株式会社代表取締役伊藤賢一氏と、請負金額 1 億 5,922 万 1,160 円とする変更請負仮契約書を締結いたしました。なお、平成 28 年 9 月 30 日と定めております竣工期限に変更はございません。

以上をもちまして、説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 2 条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立 3 号橋）橋梁上部工工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立 3 号橋）橋梁上部工工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 議案第 14 号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更についてご説明させていただきます。

町長が提案理由で説明申上げましたように、喜多方地方広域市町村圏組合において設置しておりましたふるさと市町村圏基金につきまして、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止し、同組合が維持管理する斎場施設等の整備に要する財源として活用するため、同組合の規約の変更について協議がありましたので、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書並びに本日お手元に配布いたしました議案第 14 号関係資料、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

それでは、議案書をご説明させていただきます。

喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、喜多方地方広域市町村圏組合規約を下記のとおり変更することの協議がありましたので、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

喜多方地方広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約。

喜多方地方広域市町村圏組合規約の一部を次のように改正する。

第 15 条であります。第 15 条は基金の設置を規定しております。第 15 条第 1 項中の、喜多方地方ふるさと市町村圏の創造的、一体的な振興整備に資する地域振興事業を推進するため喜多方地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金（以下通常分基金という）を、までを、削るということで、ふるさと基金の廃止に伴い削除するというのでございます。

同項中の特別分基金を基金に改めます。同組合ではこれまで 2 つの基金を設置しておりましたが、今回のふるさと基金の廃止により、1 つになったため、通常分、特別分の区分をなくすものであります。

同条第 2 項中の通常分基金及び特別基金を基金に改め、それぞれを削除いたします。

同条第 3 項中の通常分基金及び特別分基金を基金に改めます。

附則ですが、この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

これで説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　内容は概ねわかりましたが、この今まで、地域振興事業、いわゆるイベント等にこの基金の運用益は使われてきたということでありましたけれども、この使い方の自由度が広がって、広域の施設整備なんかを使うようになれば、今までやってきたイベント等の地域振興事業というのは、今後これではできなくなるのか、その 1 点をお尋ねいたします。

○議長　企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長　お答えしたいと思います。

この基金自体が、ふるさと基金ということで、いわゆるそういったこの基金の出資金の運用益を利用して、いわゆるイベントとか、それから地域づくり関係の団体への補助等やってきたわけですが、この基金自体を廃止するわけですので、そういった事業等に対する補助、そういうことはなくなるというようなことでございます。

○議長　10 番、多賀剛君。

○多賀剛　そうすると、今度、広域圏では、いわゆる地域振興のイベント等に使われるような事業というのは、別な形で検討するようなことはあったのか、あとは各自自治体でやれということなのか、その点をお尋ねします。

○議長　企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 今回の廃止に際しまして、いろいろと検討した中で、そういった申請自体も少なくなってきたということもあるということと、やっぱり各市町村でも、そういった補助事業というか、例えば西会津ですと、活力ある地域づくり事業といった、各団体に補助する事業というのが、西会津ばかりではなくて、喜多方市にもそういった事業は増えているということで、そういった使命は終わったんじゃないかということで、今度はそういった施設整備のほうの基金に使わせてもらおうというのが、今回の主旨であります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 15 号、権利放棄についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 議案第 15 号、権利放棄についてご説明させていただきます。

町長が提案理由でご説明申し上げましたように、喜多方地方広域市町村圏組合においては、設置しておりましたふるさと市町村圏基金につきまして、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止し、同組合が維持管理する斎場施設等の整備に要する財源に充て、市町村負担金を軽減することを目的に、今後新たな基金設置に向けて、同組合から出資金の権利放棄についての協議があったことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

権利放棄について。

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法、第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

1 の放棄する権利の内容及び額であります。喜多方地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金に西会津町が出資している額、1 億 79 万 7 千円であります。

2 の権利を放棄する相手方ではありますが、喜多方市宇屋敷免 3958 番地、喜多方地方広域市町村圏組合管理者山口信也であります。

3 の権利を放棄する理由ではありますが、喜多方地方広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金を廃止し、当該基金の出資金を喜多方地方広域市町村圏組合の新斎場建設等施設整備に要する財源に充てるため権利を放棄しようとするものである。

4 の放棄の時期であります。平成 28 年 3 月 31 日であります。

これで説明を終わりますが、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決をお願いするものです。よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第15号、権利放棄についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、権利放棄については、原案のとおり可決されました。

時間を延長します。

議案配付のため、暫時休議します。（16時04分）

○議長　再開します。（16時09分）

日程第16、議案第16号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長　議案第16号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、国による教育委員会の制度改革により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、教育委員会を代表する新教育長を任命するものであります。

本年12月25日で現在の教育長の教育委員としての任期が満了となることから、新たな教育委員会教育長につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります、新井田大さんを、教育委員会教育長として任命したいので、何卒、満場一致を持って、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　お諮りします。

本案については質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第16号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議します。(16時12分)

○議長 再開します。(16時13分)

ただいま教育長として選任されました新井田大君から、あいさつしたい旨の申出がありますので、これを許します。

教育長、新井田大君。

○教育長 ただいま教育長の選任に関してご承認を賜り、誠にありがとうございます。また、このようなあいさつの機会を与えていただきましたことについて、議員の皆さまに対して、衷心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

本年4月1日施行の、新しい制度による教育長は、教育行政の最終責任者であることが明確に示されており、心にしっかりととめて、教育委員会に託されている職務を遂行してまいりたいと思います。また、民意を代表する町長と教育委員会が同じテーブルに着き、教育、文化行政の基本的な方針について協議することが、制度としてできるようになりました。それが総合教育会議であります。

この会議の趣旨を活かし、教育委員会としての独立性を保ちながら、今まで以上に町長部局と教育委員会が密接に連携し、西会津町の教育、文化、並びにスポーツ等の振興に最善を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

教育委員会がなすべき事務事業は多岐にわたります。その中で、今最も力を入れるべきは、整備された学校施設を活用した学校教育の充実であります。今後は多くの町民の皆さま方のご理解を得ながら、地域に学校を広く開き、同時にご協力をいただきながら、かつて研幾堂から人材が多く育っていったように、現在の西会津町の学校からも、多くの人材が育ち、町の発展や国の発展に寄与することができる。そのような学校、学校教育の充実にあたってまいりたいと思います。そして、西会津町の学校がすべての町民の誇りになるようにしてまいりたいというふうに思っております。

もう1つは、歴史文化基本構想を策定し、先人が残してくれた町の大切な文化財及び資源を活用したまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。西会津町の発展に尽くしてこられた先人の皆さまがたに、深く敬意の気持ちを込めて、これは進めてまいりたいと思っております。そして、まちづくりの関係者、関係団体と協働して推進してまいりたいというふうに思っております。

最後になりますが、議員の皆さま方や多くの皆さま方のご理解とご協力とご指導を賜りながら、職務を責任を持って進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。誠にありがとうございました。

○議長 日程第17、議長発議による小中一貫教育調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本町の将来を担う子どもたちのため、安心して学べる教育環境に向けた調査を鋭意進め

るため、特別委員会を設置したいと思います。

議長を除く全議員で構成する定数 13 名の小中一貫教育調査特別委員会を設置し、小中一貫教育に関する事項の調査を、これに負託して調査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、定数 13 名の委員で構成する小中一貫教育調査特別委員会を設置し、小中一貫教育に関する事項の調査を、これに負託して調査することに決定しました。

日程 18、小中一貫教育調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

小中一貫教育調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 4 条第 3 項の規定によって、1 番、三留満君。2 番、薄幸一君。3 番、秦貞継君。4 番、小柴敬君。5 番、長谷川義雄君。6 番、猪俣常三君。7 番、伊藤一男君。8 番、渡部憲君。9 番、三留正義君。10 番、多賀剛君。11 番、青木照夫君。12 番、荒海清隆君。13 番、清野佐一君。以上の諸君を小中一貫教育調査特別委員会委員に選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の諸君を小中一貫教育調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

このあと直ちに、小中一貫教育調査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を選任してください。会場は、議員控室、第 1 会議室であります。

暫時休議します。(16時21分)

○議長 再開します。(16時38分)

先ほど設置された小中一貫教育調査特別委員会の委員長に、多賀剛君。副委員長に、猪俣常三君を選任した旨の報告がありました。

日程第 19、陳情第 5 号、公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、多賀剛君。

○多賀剛 総務常任委員会に付託されました陳情審査の報告を行います。

陳情審査報告書。

本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第 5 号。

付託年月日、平成 27 年 12 月 4 日。

件名、公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書。

委員会の意見、継続審査を要するものとする。

以上であります。

○議長 これから、陳情第 5 号、公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第5号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第22、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 23、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 24、小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

小中一貫教育調査特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 12月議会定例会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、12月議会にあって、慎重なるご審議を賜り、条例の改正、補正予算、人事案件など、全ての議案に対しまして、原案のとおりご議決をいただきましたこと、衷心より厚く御礼を申し上げます。

特に今議会においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして、町民及び議員各位のご意見をいただきながら、素案をご了承いただいたところであります。新年度からは、これが着実に、かつ適切に事業を遂行してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本議会で賜りました町政各般にわたるご意見、ご要望につきましては、町政執行において十分意を持って取り組んでまいりますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

さて、今年も残すところあと 20 日あまりとなりました。今年も大雨による自然災害によって、関東、東北の各地で甚大な被害となりましたが、幸いにも本町では、町民生活に直接影響を及ぼす被害も少なく、安堵したところであります。なお、農地施設等災害箇所

については、査定も終え、早期復旧、復興に取り組んでまいります。

今年1年間を振り返ってみるときに、さまざまなできごとがありました。西会津小学校校舎の開校、町議会議員の改選、道の駅増設工事の着工、福島ホープスとの連携、交通安全町民大会など、本町発展にとって欠くことのできない事業でありました。次年度は、さらに前進すべく、執行側として全力をあげて取り組んでまいります。

結びに、来年は申年、原発大震災からの風評被害が去ることを願い、まちづくりは他よりも勝ることに努めながら、新しい年を迎えていきたいと思えます。議員各位におかれましては健康に十分留意され、来年も、さらなる活発な議会活動と町勢伸展に一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会にあたってのあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は去る12月4日以来本日まで6日間にわたり、条例制定をはじめ、平成27年度の補正予算など、多数の重要案件について議員各位の終始きわめて真剣なご審議をいただき、本日をもって全議案原案のどおり議決成立を見ました。

議員各位には年の瀬を迎え、何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

議会は、議会基本条例をより具現化し、身近なものとするため、現在、議会活性化特別委員会の中で、議会がどうあるべきか、議員がどうあるべきかなど、議会改革や議会の活性化のため、一つ一つを確認しながら、協議検討を進めております。

議会といたしましては、町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなげながら、町勢伸展のため、今後も継続して議会活動に取り組む所存でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

今年も残り少なくなり、寒さも厳しさを増してまいりました。議員の皆さま方、執行部の皆さま方におかれましては一層ご自愛の上、よいお年を迎えられますようご祈念申し上げますとともに、今後とも、町政の積極的な推進にご理解をいただき、ご精励賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

これをもって平成27年第9回西会津町議会定例会を閉会します。(16時52分)